

切畑経営地帯の経済構造

—高知県高岡郡仁淀村大字別枝字本村を中心として—

川 島 哲 郎 (教育学部経済学研究室)
関 田 英 里 (文理学部経済学研究室)
西 沢 弘 順 (文理学部経済学研究室)
二 宮 哲 雄 (高知短期大学社会科学科)
森 井 淳 吉 (高知短期大学社会科学科)

目 次

は し が き	(2)
第 1 章 切畑経営地帯の経済構造	(3)
第 2 章 近世における山村経済の動向	(28)
第 3 章 別枝本村の村落構造	(43)
附 論	
第 4 章 三極の生産構造	(55)
第 5 章 和紙と製紙原料	(63)

は し が き

わが国の耕地面積は全土地面積のうちわずか16%にすぎないといわれる。したがって国土の大部分が山である。

日本資本主義は極めて急速に発展した。しかしながら、わが国の農業は日本資本主義の発達歴史的・独自の事情によって農民層の分解を顕著には進めなかった。したがって農業部門は諸産業のなかで依然もっとも多くの人口を包含する部門としてのこっている。もちろん第二次大戦後の農地改革の結果として、この分解がはげしくなっていることは見のがせないが、国家独占資本の激烈な収奪は、農業を飯米獲得の零細経営におしこめたり、生活苦の激化の結果としての窮迫販売にかりたてたりしている。そのためブルジョア的な商品生産は農業では芽生える余地が少く零細農業の道をあゆんでいる。

このような農業部門の一環をなす山村の経済構造はどうか。そこに住む人々の生産と労働と生活とをとおして吾々がつかんだところのものをここに紹介するのが本報告の目的である。

われわれはこれを、高知県高岡郡仁淀村大字別枝字本村というたった24戸の農家経済と、それを包含する部落構造についての調査から開始したが、調査を重ねるにつれてその周辺の部落との関連および仁淀村全体の経済構造にも視野を拡げる必要にせまられたし、またより広く高知県全体、さらにわが国全体の経済構造についてよりくわしく研究する必要を痛感した。

人里はなれた山の奥、汽車や電車やビルをみるには一日がかりで山を下らねばならず、ただはるか下の方、仁淀川の溪流にそって一日に2度往復する松山行きバスの走るのを見て近代社会の呼吸にふれるにすぎぬ「とうもろこし」を常食とする人々の生活それ自体が、いかに資本主義の生産関係に支配されているかをわれわれは身に痛感した。

この調査報告はあくまで中間報告の段階にとどまる。これを理論的に深めるためにはわれわれはさらに実地調査をいく度かかさねなければならないし、それにもとづく共同討議も深めねばならないであろう。これらはすべて今後に残された課題である。

この調査は1955年10月高知県農林部農業改良課の依頼により、高知大学教育学部川島、同文理学部関田が開始し、第2回の1956年8月初旬および第3回の同8月下旬には以上2人のほか高知短期大学社会科学科二宮、森井そして高知大学文理学部西沢が加わり、この間共同討議を重ねることによってまとめたものである。各章節は以上5人が分担執筆したが、内容については共同で責任を負うものである。（提出期限まで短時日しかなかったという時間的な制約で、各章節のあいだの文体、体裁などの統一をとりえなかった点は寛恕を乞いたい。）

おわりに、実地調査に際して種々の援助と協力をたまわった本村部落の農民・婦人の方々、高知県農林部農業改良課・仁淀地区農業相談所・別枝中学校・別枝小学校・仁淀村役場の方々、そのほか多くの方々に心から感謝の意を表したい。

第1章 切畑経営地帯の経済構造

第1節 仁淀村大字別枝字本村の概況

第2節 本村部落における全体としての農家の性格と各農家階層の状態

第3節 別枝本村およびその周辺部落における住民の労働状態

第4節 労働力の移動状態—転出状況

第5節 木材景気と三極価格変動による農家経済への影響と労働力の移動状態

第6節 山村の農民をこのような窮迫した状態においでしている主要な原因はどこにあるか

1 仁淀村の産業

2 旧別府村における土地（とくに山林）の所有状況

3 このような土地所有関係にもとづく経済的諸関係について

結 論

第1節 仁淀村大字別枝字本村の概況

高知市より西へ約56.5軒（14里14丁）、仁淀川の最上流、愛媛県との国境に位置するこの仁淀村は、高岡郡でも山村として特徴的な村の一つである。この村は、高知市より窪川行の汽車で1時間の佐川から、さらにバスで仁淀川をさかのぼること2時間余の地点にあり、交通はきわめて不便で、また海拔500~600mという高位置にあるため、南国土佐といえどもここでは冬期にはかなりの積雪をみる。そして大字別枝はこの仁淀村でも最も奥にあたる。仁淀村役場の所在地森からバスでさらにのぼること40分余りで、伊予との国境のバス停秋葉口につく。ここでは仁淀川はすでに巾30mにもたらない溪流となり、発電所の鉄筋の建物だけがひときわ目だっている。秋葉口から仁淀川の支流岩屋川に沿って、羊腸のような坂道をあえぎながらのぼること約2軒、しかしこの道はすでに戦時中（昭和15年）トラックの通れる程度の林道として開かれていた（もちろん名目は村道として村民の負担によってつくられたものではあるが）。本村に辿り着きわれわれの眼にうつるものといえば、まず山腹に栽培された三極、楮（主として三極）であり、野か畑か区別のつかない土地に植えつけられたとうもろこしであり、農家附近の甘藷の畑である。そして岩屋川の流れに沿って、1畝にたらないような狭小の水田がわずかに並んでいる。われわれの主要な調査対象である本村は、まったくの山の中にある。山林は、もちろん部分的には植林されているが、すでに杉、檜の伐採されたあとに生え茂る雑木林が大部分である。このあたりの山は、昔から「別府山」といわれ、24戸から成るこの本村部落は、大字別枝上の一番入口に位置し、第2章でも述べられるように、古くから存在する村落である。

農家は山腹に階段式にならんで散在しているが、どれもこれも茅ぶきの小屋のようなもので、みるからに山の中の民の住家、という印象をうける。それらの農家が、かならずといっていいほど2軒並んでいるが、その一方（大体小さい方のもの）が隠居である。これらの農家の間には、やはりかなりの貧富の差があることが感じとられる。家と家を結ぶ畦道のような坂をのぼっていくと、一番頂上に最近800~1,000万円の寄附を、附近の部落や村々から集めて楼門を新築した秋葉山（火の神をまつる神社）の森がこんもり茂っている。この神社は部落を見下し、あたかもこの一帯を支配しているかの観を呈している。また堂満さま、恩會菩薩の社、大師堂、法泉寺など、堂や社の多いことは、この部落の一特徴をなしているように思われる。そしてNという旧い庄屋で、現在秋葉神社の神主の家は、周囲を森林や竹やぶに囲まれて、これらの農家と対照して何か古風な感じさえ与えている。この部落に所属するものとして、下の方の村道に沿うたばこ屋、雑貨店など3軒の商店があるが、これらは本村の農家部落から一応はなれている。

われわれは、ここで別枝上全体のなかにおいて本村の占める位置をあきらかにするために、この

〔別枝上部落別戸数人口〕

部 落 名	戸 数	人 口
本 村	29	161
霧 の 窪	27	154
芋 生 野	43	242
中 村	51	258
都	23	125
生 芋	15	100
計	188	1,040

* 村役場資料より

たところで、明治30~40年頃にはここに警察の派出所がおかれ(現在は無いが)、今も別府山から伐り出された木材の集積地として、材木はここからトラックで運搬されている。都には、仁淀村における最大の山林地主に属するものが二、三あり、部落農家の階層のひらきがひどいことはいうまでもないが、宗教的な制約が多く、子方制度が今も根強くのこっている。生芋は、この別枝の最奥にあり、ここは歴史的にも新しく、最近(おそらく明治中期頃)人々の住みついたところで、土地がやせ、とうもろこし、いも等の反当収穫量も、下の諸部落と比較すればはるかに少い。また切畑経営でも小作が多く、三極価格の低落のために最近では部落のすべてのものが炭焼きに従事し、山林をもたない彼らは、雑木林所有者や商人資本(おもに都、芋生野に住む)に従属している。

このような生産状態の中では山林大地主と商人資本(雑貨商)だけが目だって富裕である。

要するに、別枝上のこれら諸部落の中では本村は中位に属し、階層間の差異も他ほどひどくなくしたがって部落としてはまとまりのあるものといわれている。

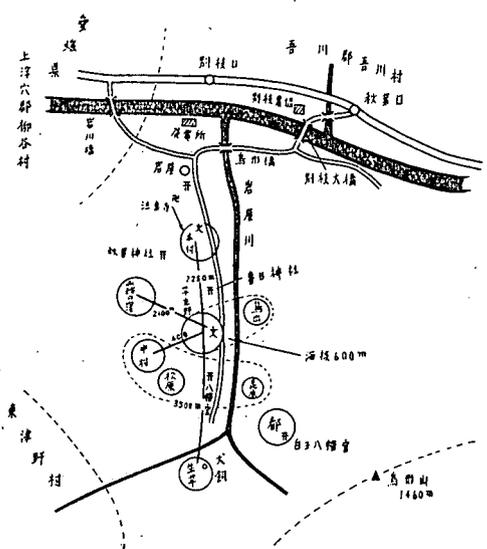
このような概観のもとにわれわれは節を改めて別枝本村の内部にたち入って考察することにしよう。

註. 1955年10月の第1回調査は高知県農林部農業改良課と共同で行い、調査の結果は一部、同課「農家生活技術連絡研究結果報告書」(昭和30年度)に収められている。本章では同書の数字をも引用した。それは生計費、公租公課、及び食生活に関するもので、聴取りできなかった部分や、聴取りえても数字に正確を期しえなかった部分が多いが、大体の傾向を把握するためには役立つ。

第2節 本村部落における全体としての農家の性格と各農家階層の状態

われわれが本村に入りますとまず目にうつったのは、家々の周辺のいわゆる熟畑(本畑=こやし)に植えつけられたとうもろこしといもであり、山の迫り山腹に栽培されている製紙原料の三極、楮であり、また家々の庭にははされた白く製精されつつある三極であった。そして人々の労働も目にみえる限りでは、切畑(ほとんど三極畑)の下草刈り、蔓切り等であった。

大字に属している他の部落にも概観的にふれておこう。別枝上には左表のような諸部落があり、これらは本村よりさらに奥に位置する。そしてこれらの諸部落の子弟の教育のために、本村には中学校が、そして芋生野には小学校がある。とりわけ、霧の窪、芋生野、都などでは部落住民の階層の差がいちじるしく、土地所有においてはもちろんのこと、住居でも瓦葺きの巨大な門がまえのものから、この附近一般にみられる茅ぶきのもの、さらに杉皮ぶきの小屋にいたるまでの開きがある。芋生野はとくに大字の中心地として商店の数も多く、これらの山村部落のうちでは最もひらけ



最初にわれわれの接したのは、部落における農業研究会の人々（とくにその中心メンバーは、後にもふれるようにこの部落での中間層上位の人たちである）で、彼らの主として問題としていることは、三極価格の下落とそれに対処しての作物転換であり、農業経営による現金収入をいかに増やすかということであった。それでわれわれはまず農家の土地所有状況を調査した。しかしながら、ついでわれわれの注意をひきおこしたことは、これらの農民のうち全部が年間の数十日、あるいは半ば以上も賃労働に従事しているということであった。

なお兼業農家としては、村の教育長、教員、農協組合長、そして神職などがあげられるが、これらのものは一応階層区分される農家から除外することにした。

要するに農家経営は、まず熟畑におけるとうもろこし、いも類と、あるか無しかのような水田からする米など自給食糧生産である。つぎに商品作物としては、その主だったものは切畑における三極などの栽培であって、その他に茶、黄蜀葵、こんにゃく芋、かんらんなどがあるが、それらもとりたてていうほどのものではない。他の現金収入は、もっぱら林業と土方の賃労働に依存している。また家畜としては牛と最近飼いはじめた小数の山羊と、わずかのニワトリがあるだけである。*

* この牛は飼育販売を目的とするもので、他面厩肥をとるのであるが、特に材木運搬などに利用されるものもある。

これらの事情からわれわれは、農家階層の区分にあたっては、土地所有状況を主にし、それに村民税の所得割（およびその部落指数）と秋葉神社造楽への寄付（昭和27年度）を考慮した。そして土地所有のなかではとくに山林（その中でもとりわけ植林地）を他の土地より高く評価した。*

* なお、この区分の方法は、土地の人たちが「株の太さ」と称している階層の上下の基準と一致するものである。

〔本村における土地種類別面積〕

主として自給作物栽培地						商品生産地				貸付地				
水田		熟畑		いも地		採草地		切畑		山林		水田	熟畑	切畑
自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	町	町	自作	反	町
8.15	1.80	43.65	2.60	23.35	4.35	27.00	9.00	216.40	89.00	55.52	229.00	0.40	0.33	4.30

その結果としてわれわれは次頁折込みのような農家の階層区分表を得た。

これらの農家を表のように一応、上層、中間層、下層にわけてみたが、それは必ずしも正確な階層分解の傾向をしめすものではない。上層のNo. 1 およびやむを得ず賃労働に出られないもの（例えばNo. 7）をのぞいて、他はすべて経営内ではその労働力を完全に燃焼できず、賃労働に従事している。すなわち、植林への経営拡張の傾向をとっているNo. 1 農家と、切畑における三極栽培拡大への方向をたどっているNo. 2 農家をのぞくと、他はすべて農家経営として確立しては、賃労働収入によってその経営をささえていて、このプロレタリア的性格が下層にむかうにつれて深くなるにすぎないのである。したがって大観的にみれば、上層をのぞく中間層農家の主要なものはプロレタリア的農家経営であり、下層は農家であるよりもむしろ完全にプロレタリア化しているものとみなすべきである。*

* 農業、林業におけるプロレタリアートは、土地等の生産諸手段から完全にきりはなされた工業プロレタリアートとは異り、部分的に土地に結びついている。それは、農林業にあっては、工業のように労働が定期的ではなく、農林業労働者の形態は、日雇、臨時雇がむしろ一般的な形だからである。そしてこのような不定期な状態の賃労働者を農山村に保持するためには、どうしてもこれらの賃労働者が自給食糧部分に足るか足らない程度の耕作土地を保持していることが必要とされる。このことはまた、農林業労働者の低賃金の一理由でもある。

したがって、この部落の現金収入が、大づかみには、経営における商品作物生産から60%、そして賃労働からの収入が40%という構成をなしている。

ここでわれわれは更にたち入って、これらの階層毎の特殊性を考察しよう。

〔農家階層毎の土地状況〕

	水田 自作 小作	熟畑 自作 小作	いも地		切畑		採草地		山林		貸付地 きり畑 日数				
			反	反	反	反	反	反	町	町					
上層 (2)	総面積 一戸当	反	反	4.0	反	3.0	反	90.0	反	7.0	反	16.1	222.9	41.0	45
				2.0		1.5		45.0		3.5		8.05	111.45	20.5	22.5
中間層 (13)	総面積 一戸当	8.65 0.665	1.8 0.13	32.65 2.51	0.6 0.05	20.0 1.5	2.35 0.18	106.9 8.00	102.5 7.88	8.6 0.66	16.0 1.23	18.37 1.41	25.7 1.67	2.0 0.15	1220 111
下層 (5)	総面積 一戸当			2.8 0.56		2.7 0.54		9.0 1.8	5.5 1.1	0.4 0.08		0.25 0.05	0.25 0.05		590 148

別表及び上の表のように各階層の平均を出すことには問題があるろうが、一応この平均数字によって各農家階層の特徴をつかむことができよう。

〔各階層の一戸当平均土地所有状況〕

農家階層別	自給食糧生産耕地						採草地		商品生産部分				貸付地 切畑	賃労働 日数 山林労働 土方労働	
	水田		熟畑		いも地		自作	小作	切畑		山林				
	自作	小作	自作	小作	自作	小作			自作	小作	植林	雑木林			
上層 (2戸)	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	町	町	反	日	
			2.0		1.5			3.5		45.0		8.05	111.45	20.5	22.5
中間層 (13戸)	0.665	0.13	2.51	0.05	1.5	0.18	0.66	1.23	8.00	7.88	1.41	1.67	0.15	111	
下層 (5戸)			0.56		0.54		0.08		1.8	1.1	0.05	0.05		148	

まず自給作物生産耕地については、中間層が最も多く、小作地を入れてまで自給部分確保に懸命になっている姿がみられる。これに対して上層農家では、もちろん自給食糧生産のための熟畑やいも地をもっているが、彼らは中間層ほどこれに力点をおかず、むしろ山林経営（植林）、切畑経営（三椏生産）等商品生産の方向によりつよく進もうとしている。したがって自給作物栽培は、この経営では副次的な重みしかもっていない。そして自給食糧生産にそれほどのウエイトをおかない点では下層農家も同様である。もちろん上層では商業的農林業経営へと上向拡大を遂げていくうえでの自給生産の相対的軽視であるのに対して、下層では、脱農民化し、完全なプロレタリア化を遂げる方向においての自給食糧生産への軽視である。すなわち中間層と比較すれば、上層と下層において現金収入と支出がより多く、彼らが貨幣経済により深くまきこまれている。このことは、農家の消費生活（とくに食費）についてみることによっても知られよう。

次の表は戸別農家の食糧に対する現金支出を示すものであるが、大雑把にみて中間層とくらべて下層と上層に現金支出の多いことがよみとられる。*

* 「ところが面白いことにこの部落では、『暮しのよいものほど、キビ（とうもろこし）を多く食っている。』と云われている。貧しい者ほど、現金を要する配給を受けなければならない所に、この部落の生活向上のむつかしさが伺はれる。このことは、部落一の物持ちの家にラジオがないこと、『貧しいものが案外、ミカン、菓子等を多く買う（勿論掛買で）』という商店の話等を思い併せて考えてみなければならない処であろう。（藤本精三「とうもろこしの村を訪ねて」『農業高知』第5巻第1号より）これは隣村東津野村についての記述であるが、この部落についても類似の事情があらう。しかし、主食はともかくとして、副食、調味料に対する支出の少い点で、全体として粗食であることを、この表からも明確に看取することができる。

このように下層農家は、賃金収入にまったく依存し、農業経営は副業あるいはそれ以下の程度にしか考えていないのに反し中間層農家は、どうにかして農業経営を維持し、かつそれを少しでも拡張しようとして、あらゆる努力を傾けている。すなわちこれら中間層の勤労農民は、常により有利な商品作物への耕作転換に心を配り、三椏、橘、茶、黄蜀葵、かんらん、しいたけなど、可能な限りあらゆる種類の作物に手をのばしている。このように、いちじるしく多角的な経営をなすことによって、プロレタリア化の方向に追いつめられながらも、どうにか現状を維持し、一応経営者としてとどまっている。ここに、農業技術の向上や、有利な商品作物の栽培について話しあうところの農業研究会の生れる経済的基礎がある。

しかしながら、これら中間層も、平均すれば年間の100日以上を賃労働に従事しているのであるから、彼らの経営は、前述したようにプロレタリア的経営とみなされるべきであろう。

以下において各階層農家の特性をより個別的、具体的にのべてみよう。

I. 上層農家

この2戸、No. 1, No. 2は親戚関係にあり、No. 1は山林経営(植林)に拡大発展しようとするものであり、No. 2は、切畑における三椏栽培の拡張の傾向をとっている。

No. 1, の経営状態は次のようである。(以下30年10月現在の実地調査による)

〔土地所有状況〕

自給食糧生産耕地				商 品 生 産			貸付地 (熟畑)
水田	熟畑 (自作地)	いも地 (自作地)	採草地 (自作地)	きり畑	植 林	雑木林	
なし	2.0反	1.0反	2.0反 (2箇所)	10.0反	9.0町	210.0町	1.0反

〔農家経営労働状態〕

家 族	年 令	自 家 経 営 労 働	備 考
主 人	49	種苗作りに月の半ば従事	村議, 農協専務 青年団長, 団の用事で出ていくことが多い
妻	43	} 主要な働き手 200日(年間)	
長 男	22		
三 男	15	[中学生]	
次 女	13		
母(隠居)	72		} 本家からはなれて, タバコ, 菓子その他雑貨品を商っている
次 男	20	[高校生]	

〔戸別農家の食糧に対する現金支出〕

調査農 家番号	主 食		副 食	調味料	合 計	
	米	麦				
上 層	1	1,800	1,500	350	600	4,250
	2	800	(?) 2,000	350	350	3,500
中間層	16	1,000	—	500	360	1,860
	5	800	—	400	220	1,500
	4	1,100	—	250	300	1,550
	17	750	—	200	200	1,150
	18	2,000	1,000	250	400	3,650
	24	1,200	1,400	300	210	3,110
	10	2,000	1,000	450	340	3,950
	9	2,000	—	550	500	3,050
	6	1,200	—	150	220	1,570
	7	1,360	—	300	260	1,920
	11	765	1,500	520	400	3,185
22	1,200	500	350	440	2,490	
21	1,200	2,300	520	600	4,620	
下 層	14	—	—	400	300	(?) 700
	19	1,500	3,800	100	200	5,500
	23	3,500	—	360	300	4,160
	20	1,300	2,000	270	300	3,870
	12	—	5,000	—	160	5,160
兼 業	3	2,000	3,000	600	600	6,200
	13	1,200	—	1,500	600	3,300
	8	1,150	—	500	360	2,010
	15	1,000	—	400	250	1,650

* 高知県農林部農業改良課 「農家生活技術連絡研究結果報告書(昭年30年度)」 P.32より。

〔収穫農産物〕

作物名	小麦 { はだか 麦}	甘藷	じゃがいも	とうもろこし	陸稲	三 極	楮	茶	黄蜀葵 (のり)	こんにゃく芋	大豆 (野生ツル性のアウギ)	大アウキヒニューガ
作付反別	1.1反	2畝				7 町		自然生	2畝			
収穫量	2石6斗	250貫	180貫	2石	2斗	白皮70貫 (黒)25貫		(生)60貫	50貫	10貫	若	干
売却価額						28,000円	7,500円	4,800円	2,800円			
備 考	自給部分					値段が安いので、トクしたところで売らう			ふやすために種にするから売らない			

このほかに、「この秋からしいたけをやるつもりである」とっていた。

〔その他〕

農 具			家 畜		現金支出〔経営費として〕					米代	家 屋	
録 (くわ)	かま	小型手車	脱穀機	牛	山羊	労力費	肥料費	種苗費	農具費			家畜費
14台7種	4丁3種		麦, 米用に10戸が共有, 4 Hクラブが管理	1	2	円 4,000	円 5,000	円 900	円 500	円 14,000	円 1,500 (月)	壁23, 居間5, ラジオ, ミシンあり改良かまどあり

No. 2 農家の特徴は、最近切畑を著しく拡張しているという点で、その約 8 町歩は 6 ヶ所にわたって存在し、そのうちの主要な部分は昭和26年頃買ったもので、当時山林労働の日当は 1,000 円をうわまわっていた上、さらに所有山林の間伐販売で、この山代は容易に支払うことができた。

このように三極栽培地を増やして自家経営を強化してから、No. 2 農家では賃労働に出ることが少なくなった。すなわち昭和29年頃までの 7 年間には年間平均 150 日は木材の伐採と搬出に従事していたのである。またこの農家において注目すべき点は、切畑経営を拡張しながらも、他面植林経営への志向をもっていて、昭和30年に 9 人役の植林の雇用労働力を入れているということである。しかしこのような発展も、すべて先に見たような自給食糧生産および熟畑における多角的な商品作物栽培の上に立ってのみ可能であることを看過してはならない。そしてこの農家は、多角経営という点では中農的である。(彼(30才)は、農業研究会における中心的メンバーの一人である。)*

* No. 2 農家の主人 I 氏(30才)は、コンニャク芋の乾燥率をはかることによって、乾燥前と後での販売における利益を比較計算してみたり、昭和29年度において改良かまどの設置その他台所改善に数万円を投じ、また電気を定額からメーターにかえることによる節約度を正確に計算したりしている。われわれはここに彼の商業的性格をみることができよう。

他方また彼は、2 里遠方の切畑には泊り屋をつくり、忙しい時期にはここに泊りこむ。昭和30年には山なぎに 7 日、植込みに 10 日、中耕に 13 日、ここで宿泊して働き続けた。この面にわれわれは、彼の勤労農民的性格をみるができる。

最後に、これら上層においてすら、すでにみられるように生産用具はきわめて原始的で、経営における生産力の発展がほとんどみられないことを付加せねばならないであろう。これは、それ以下の階層農家においてはなおさらのことである。

要するに、No. 1 と No. 2 の農家だけが雇用労働を使用し富農的發展をとげようとするものであることを知る。しかし前者の植林経営と後者の三極経営とでは両者の間に著しい優劣の差異のあることがみすごされてはならない。

上述のように、No. 1, No. 2 は、ともに最近 5, 6 年の間(昭和26年頃から)において土地の購入、経営の拡大を行っている新興の富農である。しかしわれわれが、村民税の部落指数や秋葉神社への寄付、そしてまたこの部落の役職関係などに眼をうつすとき、無視できない 2 戸がある。それらは、No. 16 と No. 4 の農家である。両者は、われわれの階層区分では中間層の上に位するけれども、彼らは依然部落構造のなかでは、最大の力をもっている。両家の隠居、70才以上の老人 2 人は、部落の長老格として、政治的な面や部落の諸行事においては支配的な力をもち、部落農家にお

こるあらゆる問題についての相談役である。とくにこの部落では、秋葉神社の氏子組織の制約は無視できないものであり、No. 16のO老はこの神社の管理長、No. 4のG爺は神社総代の役職をつとめ、彼らが中心になって、秋葉神社の楼門新築のために、この貧困にして零落した部落民に対して前記表にみられるような高額な寄付や建築のための出役を割当て、動員せしめたのである。彼らは勿論元老として5万円の寄付をしているものの、この多額の寄付をなし、このような支配的な権力をにぎり得る物質的基盤は何にあるかを究明しなければならないであろう。現在の土地所有状況を見ると、彼らのそれは前記No. 1, No. 2とくらべればはるかに劣っている。われわれは、これまで土地所有の側面から、それを中心に階層区分をして来たが、このような点について考えるとき、土地所有だけでは割りきれないところの、全経済構造からくる要因を考慮しなければならなくなる。しかしこれにいたるには、われわれはまだいくらかの間隔を経なければならぬ。したがってここでは、一応この長老職の2戸を中間層に入れて、われわれの階層別農家の考察を続けていこうと思う。

II. 中間層農家の特徴

中間層農家は、前にも若干のべたように、主としてプロレタリアへ転落する傾向のなかで、どうにかして農家経営を保とうとして懸命にもがいている階層である。彼らのプロレタリア的性格は、平均的な数字によると年間の111日を賃労働に従事していること、および現金収入を得るために、労賃が上昇し山林労働や土方仕事が歩のいいときはこれらに従事し、三極価格が高騰すれば切畑経営に力を注ぎ、このように絶えず労働力を移動せしめていること、これらの二点においてみられよう。経営をやっと保持し、それをより堅実なものにしようとする努力は、この層が、収穫量の約3分の1という高率高額の現物地代收取条件であるにかかわらず、切畑の小作地を借り入れていることにあらわれている。

切畑経営は、のちの第4章、第5章でも述べられるように、きわめて非採算的な経営であって、商品としての楮、三極は、製紙業者にとっては高価につく原料であるのに対して、三極栽培農民にとっては価値よりはるか以下の低価格でしか売れない栽培作物である。そしてこの耕作は、品種、肥料、生産用具その他いかなる面においても何らの改良や進歩もなされず、ただかぎりなき労働の投下によってのみ行われている。

また切畑小作をすることができるものは、中間層農民に限られ、下層のよりプロレタリア化したものには不可能である。というのは切畑の小作経営には次のような条件が必要であるから。すなわち第一に切畑小作地が、その自作地と隣接あるいは接近していて、その修理(中耕、除草)や収穫に通う労働が節約されるということ(切畑は民家から遠くはなれているのが普通である)。第二に、自作地でかなりの程度の三極栽培を行っていて、自作地分の三極製精と同時に小作地分のそれもやれるという条件があること。したがって製精のための用具(こしき・釜)がそろっていないとなければならない。第三に、三極栽培は植えてから初伐り(最初の収穫)までに、いわゆる育成期間として3ヶ年を必要とするが、この期間をもちこたえられるだけの生活面での余裕がなければならないこと。

以上のような条件が必要とされるために、この小作経営者は中間層にかたまっている。

われわれはつきにこれら中間層農家の経営の実態をさぐってみよう。例をNo. 11農家にとる。

〔土地所有状況〕

〔賃労働〕

自給生産部分			商品生産				主 人	長 男
水 田	熟 畑 (自作)	いも地	採草地 (自作)	切 畑 (自作)	山林 (小作)	植林		
なし	4.0反	なし	0.7反	0.9反	6.0反	0.3町	山林労働100日 (日当350~400円)	製茶工場 40日 日当 350円

〔家族状況〕

家族名	年令	労働状態
主人	48	農業および林業労働
妻	45	年中農業労働に従事する
長男	20	前年帰全農場(農業技術養成所)から帰郷(31年8月より岡山の工場に勤務した)
長女	24	不在…愛媛県東洋レーヨンに勤務…送金してくる
次女	19	不在…兵庫県西脇市前田商店(織物工場に勤務)…送金してくる
三女	17	不在…宇佐町高木病院に見習看護婦
四女	15	中学2年
五女	12	小学5年
六女	9	小学2年

雇用労働は入れることなく、部落に一般的におこなわれている手間代りをする。それは、部落の5人によってつくられた結組である。手間代りをうけた日数は30人役で、同様にそれに出了日数は30人役であった。

〔収穫作物〕

作物名	麦	とうもろこし	さつまいも	三 椶	楮	茶
作付反別	1反5畝					
収穫量	2石余	3斗	400貫	(白)40貫	(黒)5貫	(生)30貫

その他家畜は牛1頭、山羊1頭、にわとり3羽いる。

この農家の6反の三椶小作地に対する小作料支払いは次のようになっている。まず当部落のNo. 4の隠居からの2反分に対しては、製精した三椶(白)を収穫量の4分の1、また隣村のT氏に対しては、山で刈分けにして収穫量の4分の1、そして村有林の2反分の小作料は、杉の造林労働の形で支払われる。

一般に、中間層上のもは、水田、熟畑、いも地、採草地、切畑、山林等、あらゆる種類の土地をほぼ均衡してもっていて、多角経営的な農林業生産をおこなっている。そして中間層においては、よりプロレタリア化した下層よりも労働力の使用がはげしく、いわゆる勤労農民的性格がつよく、全家族員を動員する無限の労働の投尽によって、ようやく経営を維持している悲壮な姿と、さらにそれを拡大しようとするたくましさが見られるようである。*

* 勤労農民型の一つとしてNo. 24をあげよう。この農家の主人Y氏は、15、6年前(昭和14、5年頃)、山のむこう側の愛媛県上浮穴郡柳川村からこの部落に移転してきたもので、はじめは、家と同時に買った1反5畝の切畑の耕作と、部落内のNo. 4の隠居(前記本村部落の長老役)から借りた2反歩の切畑小作、それに2里ばかりはなれた以前の居住地柳川村で3町の三椶畑の小作をやっていたが、終戦後土地を購入しはじめ、昭和21年、芋生野のN氏から切畑1町を2万円で買い、昭和23年頃、7~8反の切畑を隣部落のSから買いとり、昭和24年、切畑1町を5万円で隣村のK氏から、また昭和25年同じく1町を3万8千円で霧の窪のN氏より、そして昭和30年には柳川のF氏より1町の切畑を2万円で買いとった。その他のものを合せると合計6町7反の土地を買い集めたことになるが、そのうちの3分の2近くは雑木林になっている。

中間層農家は、部落における主要な楮、三椶の栽培者である。しかし彼らのうち上位のもの絶えず植林経営への欲求をもっている。ところで、三椶栽培と植林経営とは相排除する関係にある。すなわち植林をすれば、三椶栽培は数年後には不可能になり、植林が商品化されるまでの30~35年間をいかに食いつなぐかが問題となる。このような資本の回転の点からみて、植林経営に進むことができないところに中間層上位農家の苦しみがある。前述した上層のNo. 2 農家もそれに近いものであって、この点においてNo. 1 との間に大きな開きのあることが認められねばならない。

Ⅱ. 下層農家の特徴

前述のように、農山村の賃金労働者は、一般的にいて、自給部分の食糧生産にたりるか足らぬ程度の土地に結びついていることを特色とする。このことは、季節的、臨時的な農林業労働者を保持するために必要であるばかりでなく、自給食糧を生産させることの結果、山林地主や富農は、これらの労働力を低賃金で雇用することができる。

すでにみたように、別枝本村落の農家のうち、上層のもの、および事情のあるものを除いて、他のすべての農家は、その経営では完全に労働力の燃焼ができず、賃労働に出ている。こうしてこの村落では賃労働収入に依存するところきわめて大であって、中間層農家のNo. 10, No. 6のものでも、現金収入のうち、半ばは三椏、椏等の製紙原料栽培に、そして半分は賃労働に依存している。そしてこの賃労働収入に依存している度合は、この下層農家にとってはさらに著しく、彼らは形式は農家・農民であるが、本質的には賃労働者である。すなわちこれら下層農家の農器具のなかで、山道具一式が最も重要なもので、かま・くわなどは、むしろ附随的な生産手段である。そして僅かの熟畑での自給生産は、主に妻の従事する労働である。また、この下層のものは、食費への現金支出も多く、家並や家具、調度などは貧困そのものであるが、他の衣食などの消費生活においては、勤儉そのものの中間層農家よりもいわゆる「ぜいたく」である。

これら下層のなかに、われわれははなはだしくおちぶれた1戸を見出す。すなわちNo. 12は、主人が戦傷者で神経痛のため、激しい労働や、冷い日、雨の日などの労働は不可能で、その上、二女も病気で、医療代もとどこおり、民生委員に医療補助の申請をしている。14才の中学二年の四男も、昭和30年の夏休み以来休学し、父といっしょに山仕事に出ている。妻が家の中心になって働いていて、わずかばかりの自給作物耕地の農業労働に従事するかたわら、林道、電源地の工事などの失対専業や、近所の農家への日雇労働によって稼いでいる。そしてこの農家は、村落でも最低のものであることは、定評となっている。その所有する牛は、木材の運搬に利用され、家計を支える唯一の生産手段であるが、それも部落の長老役G（隠居の老人）に買ってもらって（3万円で）まだその借金を半分しか支払っていないため、その催促をうけている状態である。（この農家は、調査にあたってほとんどきき取りも困難なほどに零落していた。）

このようなルンペン、プロレタリアートへの転落の危機は、中間層下位以下のすべての農家の直面しているところで、自給食糧を完全に得るだけの土地もなく、失業保険、健康保険等、その他一さいの社会保障制度からはずされている山の民にとって、ひとたび病気にみまわれるならば、すべてこのNo. 12のような状態に陥ることは必至であろう。

第3節 別枝本村及びその周辺部落における住民の労働状態

別枝本村およびこれより奥の諸部落には、いわゆる隠居制度というものがある。これは、農家の経営を継ぐべき息子が結婚するか、娘に養子をとるかすると、両親はその新夫婦に経営をゆずって家を出、大抵の場合本家の隣に別に建てられた隠居に移る。その際両親は、以下の息子、娘をひきつれて行く。両親はそこで隠居分の土地の耕作に従事しながら、息子、娘が成人するまで養うのである。本家は若夫婦によって経営をひきつがれ維持されていく。そしてふつう、本家が部落内の種々の交際費や寄付その他一さいのものをひきうける（本家役）のであるが、隠居が余程困った場合でないとそれに対して経済的援助をすることはない。本家と隠居との土地配分は、大体半々というところが多く、特に自給作物栽培の耕地（熟畑、いも地、水田など）では分割されているが、切畑、山林などは共同で経営している場合もある。隠居の息子、娘が労働年令に達して出ていき、両親が働けなくなるか、死んだりすると隠居分の耕地は本家にかえってくる。このように別枝上の諸部落における隠居慣行は、老人までも、死ぬまで、あるいはできる限りながく生産的に働くことを余儀なくされる制度であって、いわゆる生産的隠居である。また反面からいえば、老人までがこの

ように生を終るまで働かなくては農家経営を保持できないことを意味する。すなわち、この零細にして貧窮した経営をやっとささえ、経営の新しい主人を保護するためには、まず食いぶちを減らさねばならない。そしてこの役割を老いた両親がひきうけるのである。一旦隠居に移された弟、妹たちは、労働年令に達すると当然出稼ぎのため離村するものとみなされている。なぜならば隠居は早晚消滅するものであり、本家の新世帯の人数が増えるまでに、隠居の土地は本家に返却されねばならないからである。*（なおこの隠居制度については第3章で詳しく述べられる。）

* すなわち兄弟で耕地を分割して部落内で分家するなどということは、とうてい及びもつかないところで、分家したために、本、分家ともどもに零落している例としては、部落における前記の最貧困農家—No.12のO家をあげることができるであろう。これは、No.19, No.11とすべて同一姓で、親戚関係にあり、今ではこのすべてが、下層あるいは中間層下位におちている。また、No.4, No.23のG家も同様な例である。

以上のような理由で、人々は死に果てるまで働き続ける。

本村部落において、経営の主体は必ずしも主人一人ではなくて、そこでは妻や子供の労働も大きな役割を果たしている。主人は農家経営に従事するかたわら、年間の或部分は山林労働や土方仕事に出ている。したがって熟畑やいも地などにおける自給食糧生産は、主として婦人に依存しているし、また婦人は、とくに農繁期においては、切畑の下草刈り、蔓切り、耕起にもたずさわる。そして切畑や雑木林が2里も3里も遠方にある場合、その労働に忙しい時期には、夫婦が山小屋に泊って三椏栽培の仕事や炭やきに従事することもある。家庭の中心になる主婦がこのように農業労働に従事するため、家事は主として子供にゆだねられる。子供たちももちろん種々の労働にたずさわる。

別枝小学校の一女教師の述べるところによると、五月などの農繁期には、小学生でも上級のものはたいてい、茶摘み、炭負い、三椏の畑打ち、とうもろこし植え等の仕事を手伝い、またとくに女子は、子守り、掃除、炊事などの家庭における仕事をする。そして小学校の1年生から6年生までの男女（131名）のうち、屢々炊事するもの、および時々炊事するものを合せると半数以上もいるということである。小学生ですらこのように家族労働力として酷使されるのであるから、中学生にもなるとなおさらのことで、もう一人前の労働力としてあつかわれる。したがって「放課後もなかなか家に帰ろうとしない」と中学校の教師は語っていたし、また教育に理解のない家や窮迫状態におこまれた農家の少年などは、長期欠席をして家業の仕事に従事している。

家族のなかで働ける力のあるものすべてを総動員する労働は、すでに述べたように、とりわけ中間層上位及び上層の農家経営においていちじるしく、夏は朝5時頃に起きて弁当持参で切畑などの労働に出かけていく。年間を通じて大体明るい間は働くのがきまりだとのことで、この部落では、雇用労働において一人役といえ、夏は朝7時頃から午睡^{ひるね}なして夜8時頃までの、拘束約13時間にわたる労働をい。春秋は朝7時頃から夜6～7時までの約11時間の労働をいう。だから農業収入とくらべれば、まったく割にあわない労働である。

これに較べれば、下層や中間層下位の農民による山林労働や土木労働は、むしろ軽いといえることができる。

われわれはここで、これらの労働者の労働条件について立ち入ってみよう。

林業労働は普通請負いによっておこなわれている。すなわち山林地主は、素材業者に立木を売り、業者はこの地域の農民に請負で伐採と搬出の仕事をまかせる。素材業者はこうして木材を林道まで出し、そこからトラックで運搬させるのである。これらの業者は、そのほとんどが村外者であって、主だったのは、高知市のT、高知県吾川郡池川町のW、愛媛県のK、高知県吾川郡吾川村名野川のU、愛媛県上浮穴郡のM、等々であるが、昭和26年頃から2、3年にわたる木材ブームの時期には、これら業者の数は、これよりもずっと多かったということである。大きな業者は、村外から（山林）労働者をつれてくることもあり、また村外の労働者の組が入ってくることもあるが、こ

の別府山の立木の伐採、搬出は、おもにこの地域の農民にまかせられ、とくに本村は別枝上でも入口にあり、この請負仕事を得るのも割合容易である。林業労働につきたいものが、5~7、8人で組をつくり、この組でもって業者から仕事をひきうける。指定された日までに仕事を終ることがむづかしい場合には、組で人を雇い入れる。この組はとくに常時山林労働に従事するもの間でつくられていて、現在本村中心にこのような組が2つあり、一つは、No. 20 (下層) のA (30才)、No. 12 (下層) のO (30才)、No. 22 (中間層下位) の三男K (25才・Aの実弟)、これに隣部落霧の窪のE、U (A、Kの従兄弟) で組まれていて、ここに時々No. 6 (中間層) のY (24才) が加わる。他の組は、No. 4 のS (40才) とその弟のNo. 23 のK (32才) および隣村秋葉口のT (27)、生芋部落のI (32) である。仕事は、伐採・丸切り・運搬の三つに分れて行われるが、必ずしも一つの仕事だけに専門化することもない。請負仕事であるからその会計は交替でやるならわしになっていて、親方による支配などはみられない。お互になじみであるから自由に休み、自由に労働するので、拘束労働時間は夏では大体10~12時間であるが、実働時間はずっと短い。ワイヤー・ロープ・滑車などの生産用具は素材業者のものを借りるが、のこぎり、おのなどの他の伐採道具は一切労働者もちである。日当は、業者から請負う条件によって異なるが、現在では平均500円になるそうである。

農業経営外労働の他のものは、林道の補修工事、発電所の水源や調整地の応急手当などの土木労働である。これは、村当局(村道の場合)や発電所から土木業者(登録業者…とくに村当局から請負う場合には、前以て登録しておかねばならない。その資格は、約20年間の土木業の経験を有するもの、とされている。)が請負い、彼および彼の直属の人夫の監督のもとにおこなわれる。土木業者としては、この近辺の村々の者が多く、例えば、仁淀村森のM、同村高瀬のY、同村沢渡のA、それにやや大きい業者としては隣村秋葉口のK、隣村愛媛県側のB、同じくIなどがあげられる。彼らもまた一つの工事について人夫を多少つれてくるが、こちらの部落の人夫を10人位やとい、工事の大きいときには20人~30人も雇い入れることがある。賃金は土木請負師によって違ってくるが、大体400円である。土木労働は人夫長の監督のもとに厳格にやられるが、実働時間は8時間である。工事の賃労働があれば必ず出ていくものとして、現在では、No. 4 (下層) のN (29才)、No. 5 (中間層上位) のF (33才)、No. 18 (中間層) のU (30才)、No. 22 (中間層下) のK (55才) などがある。

これらの農外労働者は、林業労働と土木労働との間にたえず移動するかという点、必ずしもそうではなく、仕事の性質も異っているのもので可能な限り同一労働に固執している。

第4節 労働力の移動状態一転出状況

以上のような農業経営および山林労働の状態であるから、山にいては働き場所もなく、喰っていないので、労働人口の流出ははげしい。

われわれは、本村・中村・霧の窪・都・芋生野・生芋などの別枝上の諸部落および大見槍、川渡などの下の諸部落をふくむところの別枝中学校の卒業生の就職状態をみることによって、労働人口の流出について知ることができるであろう。

次表にみられるように、昭和23年から31年までの9回にわたる卒業生のなかで、大字別枝内にとどまるものと、村外に流出するものとの比は、大体1:2で3人のうち2人は離村している。

まず男子についてみれば、総数192名中、村内に住んで自家経営をつぎ、かたわら山林労働などに従事するものは68名、村外の諸地域にでて種々の職業に従事しているものは124名で、3分の2のものが出稼ぎにゆく。彼らの主だった出稼ぎ地は高知県下と愛媛県で、四国外(おもに、阪神、北九州、岡山など)に出るものは比率としては少い。すなわち、離村者124名のうち、3割の38名が四国外に出、7割が近隣の村や高知市、松山市等に出ている。その職業も生産的なものでは、大工・土建など職人的なものが多く、そうでなければ第三次のサービス業や商業である。したがって

〔別枝中学校卒業生の就労状況〕

		第一期生 (昭和23.3卒)		第二期生 (昭和24.3卒)		第三期生 (昭和25.3卒)	
性別		男	女	男	女	男	女
総数		5	2	19	8	22	12
別大字校字内	人数	0	0	7	6	8	4
				自営農(4) 農材建(1) 工(1)	結婚(6)	自営農(7) 自営林業(1)	農協(1) 自宅ある いは結婚(3)
大字別枝外	人数	5	2	12	2	14	8
	四国(主に高知県)	事務員(3) 業務員(1) 事務員(1)	結婚(1) 看護婦(1)	調理手(1) 自動車助手(1) 土木建(1) 大工(2) 工員(2) 自衛隊員(1)	工員(1) (東洋紡今治) 郵便局(1)	事務員(1) 商店員(3) 工員(2) 運輸業(2)	洋裁(1) 美容(2) 工員(2) (東洋レーヨン) 商店員(2)
	四国外			自衛隊員(2) 官工(1) 大工(1)		工員(4) 店員(2)	店員(1)
		第四期生 (昭和26.3卒)		第五期生 (昭和27.3卒)		第六期生 (昭和28.3卒)	
性別		男	女	男	女	男	女
総数		32	23	20	20	21	23
別大字校字内	人数	17	7	6	6	4	5
		農林(16) 養(1)	自宅(5) 結婚(2)	自家営業(6)	自宅(5) 結婚(1)	自家農林経営(4)	自宅(5)
大字別枝外	人数	15	16	14	14	17	18
	四国(主に高知県)	店員(4) 運輸(3) 工員(2) 事務員(1)	看護婦(4) 事務員(1) 自営業(1) 車掌(1) 車工(4)	木運手(1) 転手(1) 事務員(2) 店員(1) 美容師(1) 高生(2)	店員(3) 理容(1) 洋裁(1) 公務員(1)	工員(3) 建築員(2) 器具員(1) 調理(1) 高生(4)	工員(1) 美容(2) 看護婦(1) 高生(1)
	四国外	自衛隊員(1) 彫師(1) 店員(2) 学生(1)	洋裁(1) 工員(1)	自衛隊員(1) 洋裁(5)	工員(4) 店員(3) 会社(1)	洋裁工(5) レッテル工(1)	工員(13)
		第七期生 (昭和29.3卒)		第八期生 (昭和30.3卒)		第九期生 (昭和31.3卒)	
性別		男	女	男	女	男	女
総数		24	19	19	24	30	20
別大字校字内	人数	11	7	6	3	9	5
		自営農(11)	自宅手(6) 結婚(1)	自営農林業(6)	自宅(3)	農製業(7) 材業(1) 林業(1)	自宅手(5)
大字別枝外	人数	13	12	13	21	21	15
	四国(主に高知県)	工員(4) 店員(2) 建築(2) 調理(1) 美容(1) 高生(1)	洋裁(2) 店員(1) 工員(1) 看護婦(1) 高生(1)	店員(3) 左官(1) 高生(4)	看護婦(3) 理容(2) 洋裁(1) 店員(1) 車高(1) 高生(6)	工員(2) 大工(4) 店員(2) 高生(9)	洋裁(3) 工員(1) 女中(1) 事務員(1) 高生(4)
	四国外	洋裁工(2)	洋裁(2) 工員(4)	工員(5)	工員(5) 店員(2)	工員(4)	工美(3) 美容(2)

* 仁淀村立別枝中学校校友会発行「会員名簿」(昭和30年12月1日現在), および仁淀村立別枝中学校「卒業生名簿」より作製

大字別枝外の欄の四国外は, おもに阪神, 北九州, 岡山である。

高校生は佐川高校仁淀分校に入っているものが多いが, 下宿しているものもあり, また卒業後主として村外に就職するので一応村外として取扱った。

近代的大工場や事務的な職業につくものはごく少数である。彼らは卒業後すぐこのように故郷をはなれて出稼ぎに出, その土地に定着するのが普通で, いかなる悪条件のもとに投げ出されようと

親元の経営に帰ることができない。すなわち後述するように、この山間部落では、たえず労働人口は、流動的過剰人口の一形態をなして、農家経営は確立して、完全に生産手段からきりはなされる危機に常時直面している。

女子の場合も、中学卒業と同時に出稼ぎのために家をはなれるものが多いことは、男子と同様で、9年にわたる女子卒業生総数151名中、村内にとどまったものは43名（そのうち出稼ぎ先から帰村して来たものを考慮せねばならない）、村外に出たもの108名で、出稼ぎ者72%、村内滞留者28%の割合である。彼らは、短かくて4、5年、ながければ7、8年出稼ぎ先で勤務したのち、結婚準備のために村に帰って、ここから嫁いで行くのが従来も今も一般的にとられているコースであるが、最近では出稼ぎ先で結婚するものも多いということである。女子の就職先は、主として都市で、高知市、阪神、岡山などが多く、出稼ぎ者108名中の42名が阪神地方に出ている。その就職場所も男子の場合と異って、近代的賃労働者として大工場に勤務するものもかなり数えられ、たとえば今治の東洋紡2名、東洋レーヨン2名、大阪の日本繊維に4名、三重県津の近江絹糸1名、高知市の敷島紡3名などがあり、中企業でも、大阪府泉南郡の尾崎紡績に3名、同じく和泉紡績に2名などがみられる。その他では、看護婦、美容師、洋裁師、店員、その他サービス業に従事するものが多い。このように女子の職場への進出が著しいことが一つの特徴としてあげることができるであろう。

また昭和26年頃から高校（おもに佐川高校仁淀分校）にすすむものが多いが、これは進学することによって、より労働条件のよい部門に入ろうとする一つの意図によるものとみなされる。

このように、男女とも卒業生の3分の2という大部分のものが転出しているため、部落の戸数および労働人口はほとんどかわらぬままの状態を維持している。そしてさらに最近では、経営を担当すべき長男でさえも離村して村外で働きたいという欲求をもっている。

この状態を、次にわれわれの主たる調査対象部落である本村に関してみると次の表のようである。この表から一般を判断することは困難であるが、女子の就職状態では、大体中間層上位以上のものが近代的な大工場など、労働条件のよい生産部門に勤務しているのに反して、それ以下の農家

〔本村部落の農家階層上にあらわれた出稼ぎ者とその職種〕

	調査 農家番号	男	女
上 層	1 2		
中間層	16 5	大工（松山）…26才	東洋紡績今治工場…24才 〔東洋紡（今治）から帰ったもの…20才〕
	4 17 18 24		東洋紡績今治工場…20才
	10 9	大工（松山）…25才	〔出稼ぎ先東洋紡今治工場より帰ったもの…21才〕
	6 7 11		正木紡績（松山）…24才 兵庫県の前田商店…21才 看護婦（高岡郡）…19才 看護婦（高知、町田病院）…21才 〔前田商店（兵庫）より帰ったもの…19才〕
	22	サラリーマン（東京）…27才	
	21		
	下 層	14 19 23 20 12	山仕事従事（松山）…31才 共産党常任（新居浜）…28才
兼 業	3 13 8 15	大学在学中（東京）	

* 調査時期 昭和30年10月

層ではより悪条件の中小企業に入っている。また一つの特徴としてみられることは、就職先の条件によって帰村してきている女子（20才前後）3人のすべてが中間層農家のもので、それ以下の層では、一たん出嫁ぎに出た女子は、農家経営の貧困のゆえにどのようなことがあっても家庭にもどってくるできない状態にある。

第5節 木材景気と三極価格変動による農家経済への影響と労働力の移動状態

熟畑、いも地、そしてわずかの水田による自給食糧生産、これは、労働力を山村に留めおく最基底となっている。この上にたつて、農家経営ではさらに三極・楮等製紙原料の栽培、および黄蜀葵（のり）、茶、こんにゃく芋などの換金作物栽培がおこなわれている。*

* 本村の24戸の中でまったく三極栽培を行わないものはない。

そしてなお不足する分の農家収入は賃労働によって得られている。以上のように、われわれは、農家経営と賃労働の関係を把握してきた。*

* 昭和30年度において、本村の（専業）農家20戸のうち、14戸までが山林の請負労働にしている。そして切畑経営が造林労働をかねることも考慮すれば、部落の全体が林業の諸労働—造林、伐採、運材の労働に従事しているといえよう。

立木の価格が高騰すれば、伐採・運材の仕事が増加し、伐採あとの切畑経営が拡がり、三極栽培をかねる植林が増大する。これらによって農民の仕事がふえ、切畑小作が増加する。すなわち木材価格の高騰と三極価格の上昇は、山村の労働力吸収の増加を呼び、山村の人々をうるおわせる。

昭和26、7年の朝鮮戦争ブームによって、林業労働の賃金が、日当1,000円以上にはね上り、別府山にも業者が多数入りこみ、松山あたりからも山林労働者が登ってきた。その頃はまた、三極価格の上昇したときであつて、昭和27年末には三極白10貫、15,000円近くにもなった。（三極および楮の価格変動については下のグラフ参照）

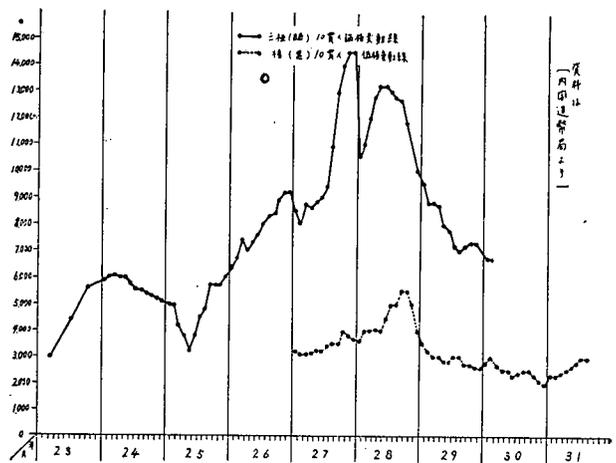
このような影響のもとに、この山の人たちの生活も多少たち直り、行商人の出入が多くなり、ラジオ・ミシンなどが村に入った。*

* 「昭和30年において、別枝小学校下6部落180世帯において、ラジオ58台、ミシン41台、自転車38台あるが、これらのほとんどがこの当時にかわれたものである。」（別枝小学校教諭久川千代子「社会環境が児童におよぼす影響の一考察」より）

しかし大きな儲けをしたものは、山林の大所有者（少くとも10町歩以上のもの）や、切畑の大規模経営者であつて、彼らは、タイル張りのかまどや風呂場をつくった。

だがこれらの好況はながく続くもの

ではない。ブームのあとに来たものは禿山としてのこされたみじめな故郷の姿であつた。続々とくりこんで来ていた松山方面からの山林労働者も仕事がなくなって次々に山を下つていき、三極価格も暴落して4,000円にまでなった。林業労働は皆無にはならないが、伐採量は減り、業者も少くなり、最近では、山仕事からの収入も、このブームの時期の半分もとれたらよい方である。この本村部落にはまだ山林労働への需要があり、また電源地が近いのでその工事や林道工事に従事して現金を得ているが、より奥の芋生野や生芋などでは、人々は炭焼きに転換しつつある。このように、仕事の量も現金収入も減り、生活はいよいよ苦しくなつて、農民は経営維持のために作物転換を考えている。昭和5、6年の恐慌のときには、製紙原料価格の暴落と山林労働の著減のために、部落の若者



のほとんどすべてのものが仕事を求めて山を下り、北九州炭坑地帯や阪神などの都市へと流れていったことを、或長老は語ったが、このように村内では、労働力が景気の変動によって切畑経営と山林労働との間にたえず移動し、そしてまた両者の条件の悪化の結果は、村外の遠近諸地域への出稼ぎ労働に出るといふ、このような労働力の流動的存在は、いうまでもなく過剰労働人口の山村における一存在形態にすぎない。そして上述の隠居制度によって、やっと保たれている農家経営もこのような資本主義的経済変動の荒波のなかにあやうく没し去ろうとする。

都市の商工業における労働人口の吸収も飽和に達し、過剰労働人口が農村にも都市にもあふれてきている現在、人口流出もさして容易ではない。しかしながら、経営をつぐ一人をのぞく他の弟妹たちはすべて流出していく。それは一つには、前述のようにこれらの農家経営では、労働力を収容することができないからで、この風前の灯のような経営を保持するためにも二、三男は村をはなれなければならないこと、第二には、平坦地農村や都市では独占資本主義の収奪下にかにその労働条件がわるいとはいっても、生産力の低位な、前期的諸制度の多くのこっているこの非文化的な山村よりも、はるかに住みやすいからであろう。また、家族全体が完全流出することがないのは、家族として流出しても、独身者の流出と異って、村外における生活が困難であることと、わずかながらの土地所有によるささやかな安定感と、土地を手ばなすことに対する未練のためであろう。

第6節 山村の農民をこのような窮迫した状態においこんでいる主要な原因はどこにあるか

別府山というこの広大な山を故郷とし、この奥深い陽のあたらぬ場所で、生れ、育ち、働きながら死んでいくこれらの人々の生活は、どうしてこんなにみじめなのであろうか。彼らはこれを、「別枝では、人口が多すぎて自然資源が乏しいからだ」といふ。このように思われるのもっともかもしれない。しかし、われわれは、現象の奥にある本質をつかまねばならない。

バス停の秋葉口をすぎればもう予土国境、本村の頂点、池の畔いけのほとに立って伊予の側をみ下せば、そこは、仁淀川沿いに、あるいは山腹に沿って段層になった水田が、青々と波打ち、立ちならぶ農家も、そのほとんどが瓦葺きのがん丈な構えであることを知る。これらの、とうもろこしに僅かの米を混ぜて常食とする茅ぶき小屋の人たちにとって、この光景は眼にも痛々しくうつることであろう。

平坦部の水田地帯農村は、農地改革の結果、かなりの変化をとげた。少くとも土地の多くの部分が地主の手ににぎられて、高額の小作料を支払っていた頃とくらべれば、そのことは明白である。しかし山林に関しては、農地改革は適用されなかった。*

* この仁淀村でも、僅かばかりの水田とかなりの畑に関しては土地解放が行われたことを付加しておく。

そこでわれわれは、別枝の山林が、誰の手によって、いかように所有されているかを考察しなければならぬ。

かくてわれわれの眼は、大字別枝にとどまらず、仁淀村全体にひろげられなければならない。

〔仁淀村の土地状況〕

	村有地	民有地	計	百分率
田	町	町	町	3.2
畑 (本畑)	3	51	54	
山林	277	9,671	9,948	93.7
採草地		318	318	3.0
計	280	10,330	10,610	100.00

* 「仁淀村勢要覧(昭和30年版)」による

1. 仁淀村の産業

左表にみられるように、仁淀村(旧別府村および旧長者村の合併により成る)では、土地面積のうち山林が93%以上をしめ、水田や本畑はこれに圧迫されて、わずか3%余りである。このように田畑がわずかであるにかかわらず、村人口の81%のものが農業世帯に属して、農家1戸当り平均の耕地面積は、田4畝9歩、本畑2反4畝17歩ということになる。したがって、こ

れだけの水田と本畑から生産される米、麦類はとるに足らないため、住民は、とうもろこしと甘藷に多く依存している。それでもまだ村内自給にたただけの食糧生産は不可能な状態にある。

〔職業別戸数および人口〕

職業別	世帯数	人口		
		男	女	計
総数	1,578	3,899	3,912	7,811
農業	1,192	3,147	3,175	6,322
林業	25	56	57	113
鉱業	35	32	11	43
工業	34	73	75	148
商業	61	149	164	313
交通業	11	14	19	33
公務自由業	82	187	175	363
雑業	105	139	125	264
その他	33	102	111	213

村の産業についてわれわれが手元に得られる資料としては、農産物に関するものしかないのであるが、それによってこの村の産業を一応大づかみにとらえることができるであろう。というのは、労働人口のなかにおいて占める農業従事者の割合が圧倒的に多いからである。

旧別府村、旧長者村両村の農産物のなかで、とくに三極・楮ととうもろこしがすばぬけて多い。仁淀村のとうもろこしが、高知県においてどのような地位をしめるかをみると次のようである。

*〔仁淀村勢要覧(30年度版)〕より

昭和29年産マイナー・クロップス町村別作付

面積によると、高知県下7郡1市のとうもろこし作付面積は2,200町歩、その3分の1の717町歩を高岡郡(27町村)が占め、そのうち旧別府村が137町歩、旧長者村が105町歩である。ちなみに県下におけるとうもろこしの主要生産町村をあげると、次のようで、

1. 吾川郡池川町 261町歩
2. 高岡郡檮原村……175町歩
3. 高岡郡別府村 ……137町歩
4. 吾川郡名野川村…119町歩
5. 高岡郡長者村……105町歩

これら5ヶ町村が県下の他町村からぬきんで圧倒的に多い(「高知県農林統計年報(昭和29年度版)」より)。

〔工芸作物栽培における別府、長者両村の県下に占める位置〕

次に工芸作物(三極・楮・こんにゃく芋等)についてみると、旧別府・長者両村の県および高岡郡においてもつ位置は表にみられる通りで、県下で三極および楮栽培面積の最も多い町村は、以下のようである。

	こんにゃく芋		楮		三極	
	栽培面積	収穫面積	栽培面積	収穫面積	栽培面積	収穫面積
県計	230	140	1,460	1,410	3,810	1,950
高岡郡計	42	28	336	314	1,028	687
別府村	2	1	78	78	370	272
長者村	3	1	28	26	222	160

*〔高知県農林統計(昭和29年版)〕

〔高知県下の主要な三極・楮栽培町村〕

町村名	三極		楮	
	栽培面積	収穫面積	栽培面積	収穫面積
吾川郡池川町	864町	480町	170町	170町
高岡郡別府村	370	272	78	78
高岡郡長者村	222	160	28	26
長岡郡大杉村	198	70	60	60
高岡郡檮原村	178	86	6	6
吾川郡名野川村	175	105	27	27
長岡郡東豊永村	150	50	36	36
香美郡楨山村	144	48	112	111
長岡郡西豊永村	130	46	85	85
吾川郡大崎村	100	60	35	35
長岡郡吉野村	100	35	25	25

*〔高知県農林統計(昭和29年版)〕より

最後に林産にうつろう。樹林地の構成は次のようになっている。

〔樹林地構成〕

	針葉樹林		広葉樹林		針広混交林		計	
	人工林	天然林	人工林	天然林	人工林	天然林	人工林	天然林
高知県(計)	138,748	34,815	576	214,395	4,079	138,241	143,603	387,451
高岡郡	25,546	7,036	240	46,888	517	20,621	26,303	74,545
長者村	538	120	—	2,620	—	551	538	3,291
別府村	664	210	—	2,630	—	950	664	3,790

* 「高知県農林統計年報(昭和29年版)」より作製 (昭和26年8月1日現在)

すなわち、針葉樹林においては、人工林が天然林の3倍ないし4倍になっている。昭和30年において、この山林伐採による収益は、1,254万円にのぼり、また10万俵に達する木炭の生産からは、2,400万円の実収をあげている〔村勢要覧より〕。

以上からみて、この仁淀地区が、三極地帯、あるいはとうもろこしの村、と呼ばれるのも当然であることを知るであろう。そしてこれらの作物栽培に従事している農家において、兼業農家が比較的少ないが*、これらの農家が農業経営のかたわら林業労働(山林の造林・伐採・運材とともに製炭もふくむ)に従事しているものとみなすことは、前述の別枝本村の調査から判断して妥当であろう。

* 専業農家の全農家の中にしめる割合は、高知県の42.1%、高岡郡の47%に対して、旧別府村74.7%、旧長者村70.7%である〔前掲農林統計より〕。

2. 旧別府村における土地(とくに山林)の所有状況

山林の所有状況については、統計資料その他諸資料の関係から、とくに旧別府村に限ることにする。昭和6年4月1日現在における別府村「字計箋」から次のような資料を得る。*

〔集計額対照表〕

区分	一筆限り調査集計額		
	面積	賃貸価格	筆数
田	44町6314	6,176円89	3,342
畑	171町3306	15,056円71	10,369
切畑	3,850町2401	19,178円95	22,514
山林	2,592町9421	2,443円49	5,956
宅地	68,579坪03	6,874円83	1,643
計		49,730円87	43,824

* きり畑と山林との区別が不明確で、地目が切畑で実質上は山林であるものを考慮する必要がある。

ところで「高知県農林統計年報(昭和29年版)」によると、別府村の樹林地は4,454町歩で、台帳の2,593町歩に対し1.7倍の面積である。

別府村の総農家数は、昭和25年において813戸であった。これらの農家は、田の28.87町、本畑の429.16町歩を耕作しなければならないので、いきおい一農家当りの経営耕地面積は狭隘になり、一戸あたり平均田3.5畝、畑5反余りという、農家経営としてたつことも不可能な状態におかれている。したがって経営耕地広狭別にみると、下表のように、ほとんどが一町以下の零細農家である。

〔別府村の経営耕地面積広狭別農家〕

広狭別 総数	総数							
	3反未満	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町	2町~3町	3町~5町	5町~
農家数	813	307	186	213	64	8		
割合(%)	100	37.76	22.88	26.20	7.87	0.98		
		36.84						

* 「高知県農林統計年報(昭和29年版)」

そこで彼らは、他方に山林を多少とももち、これによって薪炭生産、切畑における製紙原料生産に従事している。すなわち、山林は、以下にみるような集中的な大所有のかたわらにおいて著しく細分されていて、2.3反から1町たらずの山林零細所有者が多数存在し、土地台帳面にあらわれた村内の山林所有者数は、1,000名にもものぼっている。これに対して村外の山林所有者は76名である。

〔山林所有状況〕

	所有者 戸数	うち 村外	所 有 面 積	全山林面積に 対する百分率
50町以上の所有者	6	(2)	955町73	20.69%
20町～50町	23	(2)	656町87	14.21
10町～20町	45	(3)	616町69	13.34
5町～10町	112	(3)	792町08	17.14
3町～5町	28	(0)	126町52	2.74
計	214	(10)	3147町88	68.12

* 役場の「固定資産税に関する土地台帳」、および「保安林台帳」から作製

占めている。そしてこのような独占的大所有のために大多数の農家は、みずからのための山林利用から排除されて、前記のような零細経営にしがみついているのである。

50町歩以上の山林所有者は、以下のものである。

〔50町以上の山林所有者〕

所有者	所有者居住地	所有山林面積	筆数	
K 他10名の共有	村内上川渡	64町3反	1	} 村内所有者
N との共有	村内別枝芋生野	62町8反	171	
M	"	7町0反	2	
Ni	村内別枝都	74町9反	41	
別府村村有林	"	184町6反	40	
株式会社丸五商店	徳島県三好郡油田町	478町5反		} 村外所有者
T	高知県香美郡岩村	83町6反		

このうち、村外の2者の所有分は、保安林として指定され*、また旧別府村で保安林となっているものは、台帳面で659町8反、他に約100町歩のものがある。**

* 旧別府村の場合、保安林は主として水源かん養を目的とし、このように指定された土地では切畑耕作もできないため、保安林の拡大は農民にとっては脅威である。このように土地は囲い込まれ、農民はそこから放逐される。また広大な山林が私的所有である限り、山林に対する政府補助は、個人に対する国家資金の投入になる。それはまた同時に、独占資本である電力会社の存立をたすけている。そして発電所は、これらの山の住民を前述のように低賃金で工事に使用している。われわれは、仁淀村の山間部において、水源かん養林としての保安林の設定を通じて、国家と電力独占資本と山林大所有者が結合している事実をみる事ができる。

** 本村部落No.1の200町歩がここに入っていないのは、彼の所有地の大部分は、境界をめぐる訴訟ざたになっている大阪山と庄吉山の一部を買いとったもので、役場の土地台帳には登記されていず、ためにここでは一応除外された。しかし、本村のNo.1における広大な雑木山の購入とその植林への志向の面は、前にも述べたように、農民的な道による資本主義的林业経営へむかう一つの型として重視されるべきであろう。

では次に50町歩以上の所有者の性格をみよう。

まず、村外の大所有者では、500町歩近い大阪山の所有者丸五商店がある。彼がこれを手に入れるまでには、次表のような経過をたどって土地は所有者をかえていった。

この山は、その昔黒滝山と名づけられていたが、上のよう大阪の資本によって所有され、また彼の手にて伐採されたので、それから以後も「大阪山」と呼ばれ続けている。この山は明治40年頃に伐採され、それ以後現在まで、植林もされず雑木のままで残されている。医師町田氏はこれを、癩病院を建てる目的で買入れたが、村民の反対によって思いとどまり、丸五商店に売ったものと言われている。

〔大阪山所有の変遷状態〕

字長谷2703番の1,3等

1. 山林反別式百二拾八町六畝二三歩

大阪府東区南久太郎町二丁目四一番地

此地価 金四七円六一銭, 地租金一円十九銭

高砂長兵衛

年月日	事由	県, 郡市, 町村名	所有者氏名
明治43年11月2日	所有権移転	大阪府南区鰻谷東の町7番地	阪上 萬助
明治44年5月2日	〃	高知県高岡郡佐川町	森 栄
大正2年1月15日	〃	〃 香美郡赤岡町	弘 田 亀
大正7年4月26日	〃	〃 高知市本町	野 中 常三郎
大正8年8月5日	〃	〃 高知市	町 田 旦龍
大正12年9月1日分許可ニ付, 本番ニ3, 2号ヲ付シ…55町歩, 150町歩に分割, (しかし全体として所有はひきつがれた)			
昭和26年11月29日	所有権移転	高知県高知市	町 田 昌直
昭和26年12月1日	〃	徳島県三好郡池田町	丸五林産合資会社
昭和31年6月22日	〃	〃	株式会社丸五商店

大阪山は現在では、村内地主にみむきもされないような価値のない山になり、丸五商店も林業経営に力を注ぐこともなく、単なる所有者にとどまっている。外部の資本からする山林所有が、どうして林業経営をここで発展せしめ得なかったか、については更に考察を必要とするであろう。

とにかく、この山が村外の所有者によって独占されていることが、植林も行われず、山の手入れもなされずに価値のない状態で放置されている大きな理由であろう。

われわれは、村内の山林大地主に移ろう。

まず、75町歩の山林を所有する別枝都部落のNi氏は、この地域における旧家で、同じ部落に住む同姓の親族もまた31町、16町歩の山林を所有している。現在もたえず出入りしている2軒の「子方」があって、その他に日雇いで部落の人たちを造林労働につかっている。そして最近では毎年1万本の苗木を植え、今年はその倍以上の植林をしているということである。

第二に、芋生野部落のN氏は、その昔雑貨商を営んでいたが、明治末期の大阪山の伐採のときに儲け、以後一代で山林地主に発展していったもので、現在では60町余りの所有者になっている。彼は今では商業をやめ、専ら山林経営に従事しているが、切畑借地による刈分小作料収取や造林の労働地代収取など、雇役的な諸関係を利用し、旧家Ni氏と同様な地主的性格をもっている。さらに、このような商業資本から地主への転化の傾向にあるものとして、芋生野のAという雑貨商兼炭炭中買業者を附加しておこう。

ここで付言されるべきものとして、最近急速に進出してきている川渡部落のMがある。彼は、製材業から出発し、やがて素材業者をかね、そして山林所有に伸びて来たところの林業一貫経営者で、今では10町歩近い山林をもっている。*

* M氏は、現在村における高額所得者の一人で、村民税の所得割、固定資産税その他において、村民の中に占める位置は、固定資産税で第10位、村民税では第5位である。

村内の地主に限って言えば、これらの異った経歴をもつ山林所有者を次のような三つの型にわけることができよう。

まず第一に、旧家で、依然として部落内で旧諸関係を利用しながら支配的な地位をしめているNi家は、いわゆる地主型の山林所有者である。次に、経歴からみて、芋生野のN氏は、商業資本からの山林所有型である。そして第三のM氏は、産業資本からの山林所有型とみなすことができる。

これらのうち旧地主型の所有者は、依然価値ある山林を所有し、雇役・刈分け小作制などの利用の上に、造林経営のみに限って堅実に所有をかため、部落を支配しながら悠然と居坐っている。そしてこのような旧態の土地所有と経済構造の上に商業資本がさかえ、これが山林地主となるときに

は、旧地主と同様の性格をもつにいたる。そしてこれら二者にくいともうとする産業資本からの山林所有は、これらと対抗関係に立っている。すなわち、この産業資本から進む林業一貫経営型のものにとっては、独占資本からの圧力も大きく、また製造業者間の競争と素材業者間の競争のもとにその発展はおさえられ、他方、このような地主型の堅固な所有にわりこんでいくには多くの困難を伴う。しかしこの産業資本からの山林所有も、この地域のふるい諸関係を利用しながら、低賃金労働力の使用をてこととして発展していくことは可能である。

要するに、このような土地所有関係と、それにもとづく経済的諸関係のもとにおいて、資本主義的な林業経営への方向は、具体的にどのような形態とコースを辿るか、そしてまた農民層の分解の上に立って、農民的土地所有による下からの資本主義的林業経営への道（例えば、No. 1のような富豊かな経営者）が、果してどこまで進むるか、このような問題にこたえるためには、われわれの研究と調査はさらに深められねばならない。

3. このような土地所有にもとづく経済的諸関係について

以上、別府村における土地所有について、大づかみにみてきたわれわれは、ここで再び別枝上の地域における部落構造の内部にたちかえり、このような土地所有の下での経済的諸関係を考察することにしよう。

まず、前資本主義的経済構造からほとんど不変のままの山林の独占的所有の上に立って、商業資本・高利貸資本が農民を支配している姿は、芋生野および生芋の製炭者に対する雑貨商兼木炭中買業者の関係においてみられる。土地からほとんどきり離されたこれら山村の農民は、山林労働の減少とともに、炭焼きにうつって行ったが、製炭用の雑木林も所有しない彼らにとって、炭焼きがまの資金（約1万円）や原木代を商業資本から前借りしなければならず、そのようなヒモ付きのもとに、生産された木炭はずべて、この中買業者に出される。そしてこの木炭中買業者は、米、酒その他の食糧や家庭用品などの雑貨商をかねているので、これらの消費物資の前借りからも、次第に彼らは、これら商業資本・高利貸資本の支配下におかれていくことになる。また、これらの商業資本から原木代を前借りしない場合には、炭焼きをいとなむ農民は、地主の山の雑木を製炭する条件として、生産された木炭の5分の1、あるいは7分の1を原木代として支払わねばならない。このような形で農民は、その土地所有からの隔離と零落した農家経営のために、次第に山林地主や商業・高利貸資本の従属下に陥っていくのである。

このような例は、それよりもよりぼかさされた形ではあるが、われわれの主たる調査対象である本村部落においてもみられる。たとえば、No. 4の隠居の場合、前述のように部落の長老で秋葉神社の総代の地位にあり、No. 24のY氏が村に入ってきたときも、いち早く切畑を貸し与え、部落における極貧農家No. 12に対しては、牛を買うのに金を貸すとか、部落有林の小作をやらせるとか、種々の「面倒」をみ、さらに他部落民に小作地を借すなど、このような土地の貸借関係を基礎にして、他面に高利貸もかねている。そのためにこそ彼は、既にみられたような僅かの土地経営の上に居坐りながら、依然部落の長老として支配的な地位を保ち、また、秋葉神社の寄付にしても5万円という金を投ずることができたのである。さらに、部落外から入って来て商店を営んでいるK氏もまた、切畑の貸付を一方のささえとし、他方商業のかたわら高利貸も兼ね、この利子は、先の長老よりも高く、月5分であるという。*

* 次の表は、本村における小作関係を示したものである。

〔本村における小作関係〕

調査農家 番号	小 作 地	貸 付 者	小 作 料
1	杉苗圃 6畝	No. 3	
2	〃 3畝	隣村の人	
16			
5			
4			
17			
18	水 田 1畝	K氏(霧の窪の隠居)	現物2分の1
24	切畑 5反	都のN(山林地主)	現物4分の1と造林
	切畑 7反	K, Y, K'	現物小作料3分の1
10	熟畑 1反	No. 3	
	熟畑 7畝		現物3分の1
	熟畑 2反		霧の窪Nよりの1反分は小作料350円, No. 8(部落の旧庄屋)よりの1反分は三 極白1貫
	切畑 4町		芋生野の中平分1町小作料1,000円, 隣村 名野川の人よりの1町は現物4分の1の刈 分, No. 1からの2町分は小作料として 杉の造林を行う
9	田 3畝	霧の窪のF氏	現物4割
6	切畑 7~8反	3人の地主より	三極黒で4分の1
	(切畑) 4反	隣村のN	現物3分の1
	(切畑) 5反	芋生野のN氏(旧家)	現物4分の1
	(いも地) 4反	霧の窪のF氏	現物3分の1
7			
11	切畑 2反	No. 4の隠居, 部落の長老	三極白4分の1
	切畑 2反	吾川村のT氏	刈分け4分の1
	切畑 2反	村有林の分	杉の造林労働
22	採草地 3反	No. 1	刈り分け
21			
14	切畑 2反3畝	隣村の人	造林労働
19	〃 7畝	芋生野のM氏	三極白の1貫目
	切畑	部落有林	杉の造林労働
	採草地	K氏(商人)	現物三極黒で3分の1
23		K氏の分	年700円
20	熟畑 5畝	芋生野のN	
12	切畑 1反	大師堂の所有地	現金3,000円
3	熟畑 1反	隣部落(霧の窪)N氏(旧家)	年500円(父の代からの口約束)
13			
8			
15			

結 論

以上のことからわれわれは、別枝本村の農民層について、一応つぎのように結論づけた。

まず歴史的要因として、次のことがあげられる。すなわち、この別枝の地域では、土地、とくに山林が独占的に所有されていて、しかも旧来の地主がその上に生きながらえたまま、古い生産構造が維持され、それが明治以後の日本資本主義の成立過程に順応し、少なくとも土地所有関係に関する限り、根本的な変革がなかったということ。換言すれば、前資本主義的経済構造が、この山村では、完全に分解し解体することなく、ただ流過程を通じて、徐々に変化を遂げてきたにすぎず、したがって、古い経済的諸関係が、今も根づよく残っているということ。

そして、この地域の経済構造を現在の時点においてみれば、土地所有からほとんど完全にきりはなされた零落した農民が、自給部分もまかなえぬほどの僅少の土地にしがみついている。このような山村に、このような形で労働人口を維持せしめている要因としては、全体的な独占資本主義機構

のもとにおける過剰人口の形成が圧力となっていることがあげられ、そしてこのような機構的な要因がこの地域における農民層の分解をさまたげ、旧諸関係を保持する働きをしている。

以上のような前提の上になつて、もう一度この部落の階層毎の特殊性をみなおしてみよう。

われわれは、この部落の中の基本的生産関係を単純に半封建的生産関係として、すなわち、地主・小作関係としてつかまえることはできない。そして、やはりここでも、基本的な経済法則は、地主における資本主義的林業経営への発展の方向であり、そしてそのもとにおいて農民層の分解が進んでいるということである。しかし、この農民層の分解も、農民的な下からの資本主義の発展をすなおにおし進める分解ではなくて、旧諸関係をまといつけた形におけるそれであった。

われわれはここで、農民の山林大地主との関係を中心にして、農民各階層の性格をつかんでゆこう。なぜならば、生産諸関係（とくに生産手段の所有関係）を中心として、われわれは、経済的利害の対立矛盾をみなければならぬからであるし、また、農民の貧困の根底にあるものは、彼らが土地所有からきりはなされているという点にあることを、これまでの分析から明白に把握できたからである。したがって、この山村に居住している限り、あらゆる階層をふくむすべての農民は、この大所有地主と何らかの形において関係をもっているはずだからである。しかしこの関係は、すでに現在社会においては、封建時代の地主対農奴の直接的な搾取・被搾取の関係とは著しく異っている。それは、倍増的に複雑化されている。

では、山林地主との直接的な関係において、最も深いものは、どの農家層であろうか。

われわれは、以前の分析において、それが中間層農家であることをよく知っている。すなわち、これらの農家は、切畑小作において、および、その地代支払の一形態である造林労働において、最も直接的に関係している。

〔中間層農家における小作状況〕

すでにみたように、中間層農家の小作地は、右表のような状態であった。とくに主要な商品作物栽培地である切畑においては、自作

水田		熟畑		いも地		切畑		採草地	
自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作
反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
0.665	0.13	2.51	0.05	1.5	0.18	8.00	7.88	0.66	1.23

地と小作地の割合は、半々であり、その小作料も、大抵が、収穫量の3分の1に及ぶ現物であった。しかし、この高率の小作料をとられながら、われわれの接した多くの中間層農民は、貧困の問題につき語りながらも、この高率小作料の収取についてふれようとはしなかった。*

* その一つの理由は、自作地切畑もかなりもっているからであろう。

彼らの直面している主要な問題は、何としても三極価格の変動であり、その暴落であった。三極価格は、資本主義経済のもとに、著しく動揺している。資本主義の経済変動によって、たえずゆすぶられ、まさにその経営が破滅せんばかりの危機におかれるかと思えば、またやと浮び上るといふ、これら切畑耕作農民の状態は、まことに三極を原料として和紙を生産する手漉、機械漉の中小製紙業者と同様である。（この点については、後の第5章でのべられる。）

そして、このような投機的価格にあやつられるところに、土地所有関係という基本的な問題に中間層農民をして眼を向けることをさまたげている根拠がある。かつまた、このような価格関係を通じて独占資本は間接的に農民を収奪している。*

* 独占資本と農民との間には、製紙独占資本と手漉、機械漉和紙業者の間の競争、収奪関係など、複雑な中間項が入る。これについては後の第4章、第5章にふれられている。

他方、地主にとって、この山村の農民をして、三極を栽培させることは、この上なく有利である。というのは、彼は、その小作関係を通じて高額の小作料をとり得るだけでなく、無償の造林労働（地主は、切畑小作地において、小作人に三極・楮の耕作と同時に、植林とその撫育をさせる）を得ることができるからである。したがって、三極価格の暴落によって切畑小作から農民が去り、労働力が村外に流出することは、単に造林のみならず、その他伐採、運材の労働力も失う結果となるか

ら、地主にとっても脅威である。ここに、地主層の政治的代弁者である党派すら、紙幣硬貨化（内閣造幣局は、三極の一大需要者であるから）に反対している根拠がある。このように、切畑における三極栽培は、この山村における労働力培養のみなものである。そしてこの三極栽培の存在こそが、農民の完全な労働者化（山林労働者化であれ、都市における工業プロレタリア化であれ）をさまたげている主要因である。この点に、われわれは、三極栽培が明治20年代に、上から地主によって奨励された理由を見出す。そしてまた、このような条件が、古い諸関係をあくまで持続的に残してゆくのに役立つ、かつ、このような三極栽培が、林業とならんで行われたことが、村内地主を強化し、外部からの山林への資本の侵入を、かなりの程度にまでさまたげた一要因であるとみなすことができよう。

しかしながら、三極が商品作物であり、その生産者が小商品生産者である限り、そこでも農民層の分解がおこる。しかし、その農民層の分解は、上のような山林の所有関係と、それにもとづく経済諸関係のもとでは、きわめて緩慢にしか進み得ない。そして、上向するものと、下向するものとは、ともに脱「三極栽培」化＝脱農民化の傾向をとる。切畑耕作から離脱することは、いわゆる地主との直接的経済関係の稀薄化を意味する。すなわち、基本的な方向においては、旧い形での、地主による農民に対する直接的な支配の経済的基礎が、資本主義的商品生産の法則が貫徹していくなかで、くずれてゆくのをみることができると。この方向をさらに促進させるものは、和紙と洋紙との市場における対抗関係が、原料における三極とパルプとの競争としてあらわれ、ここに製紙原料生産における生産力が関連して、地主的土地所有のもとに全くの低位な状態に停滞している三極の生産力は、パルプのその前に屈し、三極栽培はかなりの程度にまで駆逐せられる運命にあることはあきらかである。この点でも、三極の切畑経営に寄生する旧地主の経済的基盤は、くずされる方向にあることが看取される。要するに、基本的には、資本主義の経済法則は、旧形態の地主（資本主義的林業経営に順応しないところの地主）の基盤を、容赦なく侵しよくしてゆくを知ることができる。

さて、上層に向うごくわずかの富農は、三極栽培から離脱して、地主と同様に植林経営に進むものである。そして、この道にまさに辿りつかんとしながらもそれをなし得ず、植林経営のための地固めに懸命になっている（商業的な多角経営と、勤労農民の典型ともみられる労働によって）姿は、No. 2 にみられるし、この道を今や歩みはじめた姿は、No. 1 においてわれわれはみた。そして彼らは、やがて旧地主との対抗関係に入る。

それに反して、下向するところの、切畑耕作からの離脱者は、いうまでもなく山林労働者である。彼らは、このようなひどい小作関係における切畑耕作からもみはなされて脱落し、今度は間接に地主との関係に入る。それは、素材業者との直接的関係のもとにおかれて、間接的には地主のために山林労働に従事する。地主は、その立木の伐採にあたって、直接、労働者を雇い入れることなく、多数の素材業者との取引によって行う。すなわち、これらの山林労働者は、景気の変動と、みずから関係する素材業者の交替とによって、たえず交渉の相手をかえ、また労働者としても分散した状態におかれる。ここに彼らの、プロレタリアとしての性格の弱さがあり、農民的な、生産力の低さと組織力の弱さと文化水準の劣位がつきまとう。そして、たえず木材価格の変動による請負仕事の増減にのみ眼をうばわれ、自己の運命をすべて木材景気の変動に依拠せしめるのである。したがって、最低賃金の確保を中心とする、労働者の他のあらゆる要求をたたかいとる斗争の力は、彼らにおいてはまさに去勢されているようにみえる。

そしてまた他面において、農民のすべて、すなわち、脱「三極栽培」化する両層をふくむこの山村居住者のあらゆるものが、或程度まで自給部分を生産するための土地を所有しているということが、部落構造を通じて、旧関係を温存する基底となっていることを忘れてはならない。

要するに、旧地主的土地所有関係が、本質的にはそのままに持続されたとはいえず、それが、資本

主義の経済構造のなかに投げ入れられたという事実が、封建体制下の地主—農奴の関係とは全く異って、事態を複雑怪奇なものにした。今やこれら山林地主は、資本主義的（商品）生産にもとづく経済変動のうずまきの中に投げこまれた農民に対して、依然その収奪を強行しているが、かかる資本主義的諸条件は、この古い土地の所有関係に根ざす矛盾を、いよいよ深いもやの中にうずめていている。これを理論的に整然とせしめ、この古い土地所有関係に根ざす経済的諸矛盾を構造的によりあきらかにするためには、われわれは、激しく変動する木材価格や三極価格の経済的構造と、それとの関連のもとにある、地主・素材業者・山林労働者の間の搾取収奪関係、及び製紙独占、中小和紙製造業者、三極生産者の間の搾取、収奪関係などを、日本経済、ひいては世界経済との関連のもとに、価値論的に究明しなければならないであろう。

第2章 近世における山村経済の動向

一 別府山・別枝村について

本章の目的は、われわれの共同調査の対象である高知県高岡郡仁淀村大字別枝——特に字「本村」^{ほんむら}部落——の歴史的発展過程を考察し、現在の経済構造・社会構造の理解・把握に資することであった。関係する近世の史料としては、従来から高知県立図書館に「天正地検帳」があり、調査に際して現地の旧庄屋中越家では、多数の古文書を発見できた。しかし、これらの史料全体にわたって詳細な分析・考察をおこなうには長期を要するので、本稿では他の諸章との関連を考えながら、当面、問題にし、叙述しうる点のみに限った。また、現在の理解・把握のため最重要な歴史は、明治以降のそれであることというまでもないが、そのための資料蒐集はまだできていない。従って近世・近代を通ずる、より完全な歴史的研究は、今後に俟たねばならない。

第1節 天正地検帳の「名」と「村」

現在の仁淀村大字別枝の地に、いつから人々が住みつき、いかなる生活を展開していったかは、中世末まで詳かでない。われわれが手にし得る最古の確かな史料は、いまのところ、「天正地検帳」である。

現在の仁淀村の領域がその主要部分をなす当時の「別符山（別府山）」は、中世以来の系譜をもち長宗我部氏の重臣である片岡氏の所領であった。そして天正17年（1589）10月から12月にかけて、長宗我部氏の検地を受け、3冊の「地検帳」を残している。当時この地域は「別符山五名」として5つの「名」^なによって構成されていた。すなわち、西森・久喜・野老山・大平および別枝の諸「名」がそれである。5名の屋敷・田・畑および荒も含めて地積（切畑を除く）をみると、西森名の35町6反余が最大で、約13町の別枝名がこれにつき、残り3名はいずれも約8～9町程度であって、5名総計74町2反5歩である。ほかに切畑が5名で総計392町7反33代2歩記載されている。水田が極く僅少であるのに較べ、各名とも、切畑が圧倒的に多いが目立つ。（ここで記しておくならば、土佐では天正地検から明治初年まで、近世を通じて、1間＝6尺3寸、6歩＝1代、50代＝1反であった。）

5つの名は、さらに内部的に諸「村」に分割されているが、別枝名の場合、大宮利・野地・太田・都・芋野・カラステ・霧ノ窪・別枝および岩屋の9ヶ村で、そのうちの「別枝村」の領域がほぼ現在の「本村」部落に合致する。重疊した山岳の合間を求めて、この辺では西から東に流れる仁淀川、および南からそれに合流する支流岩屋川に沿って点在する現在の部落部落が、大体、天正地検帳の諸村である。岩屋川の上から都・芋野（現芋生野）・カラステ（現鳥出）・霧ノ窪・別枝・岩屋が点在し、仁淀川本流に合してから、下へ野地（現沢渡の近辺）・大宮利（現大見楡）があり、それらの背後の山間に太田がある。岩屋川に沿う諸部落（岩屋を除く）と、岩屋・仁淀川に沿う2部落および太田とは地形の関係で二分されており、それが現在の大字別枝の上・下両区の区分と大体一致している。

さて、別枝名の地検帳登録地積は第1表の通りである。そして名請人・屋敷・名請地積（含切畑）

第1表 別枝名地検帳登録地

地	目	地	積
			町反代歩
中	田		2.36.3
下	田		6.48.1
中	屋敷		5.2.17.3
下	屋		4.4. 3.1
中		畠	21.2
下		畠	2.1.33.3
		荒	47.2
以	上	計	12.9. 5.3
外	に	切畑	71.0. 6.3

備考。屋敷内に茶楮42代4歩が記載されている。

の関係を表示すれば、第2表・第3表のようになる。なお上に記したように、この地方は片岡氏の所領であって、各名請地にはすべてに「片岡分」と記されている。他には「宝泉寺分」があるのを除けば別枝名には上位の得分権者はなく、すべて一応作人層と見えるものばかりである。

これらの表によって当時の階層を概観しえよう。即ち、最高10町以上1人が隔絶し、1町以上2町未満13人が全体の中核となっている。そして、下層の

5反未満21人、とくに1反未満7人は注目される。

第2表 別枝名屋敷名請

名請人総数	56人	宝泉寺・坊主・うば各1を含む
屋敷数	49	うち同一人が「屋」「抱」2ヶ所の屋敷を有するもの3、「抱」のみ1、名請人無記入1
屋敷のみの名請人屋敷を名請したもの	7人 13人	うば1を含む

この1反未満は屋敷のみの名請人3人、切畑のみの「作」人4人である。坊主・うば各1人を除けば、これらは漸次自立過程にある隷属農民が、わずかに自己の屋敷地、あるいは切畑のみを所有するに至ったものかとおもわれる。⁽¹⁾なお屋敷名請をしていない13人については、最下層5反未満が10人で、右と同じ性格のものが多分に存在するとおもわれる。しかし、逆に5反以上3人、うち1町以上1人もあって、他名よりの入り組みが万一あるとすれば、13人のすべてがそのような性格のものだとはにわかには断定はできない。

つぎに、別枝村について同じく階層構成を伺うと、第4表のとおりである。同表は別枝村内に屋敷を所持する者、および同村で土地をもちながら無屋敷であり、かつ名内他村にも屋敷を所持せぬものを対象とし、各名請地を集計した（宝泉寺分・坊主作を除く）ものである。この名請地には他村におけるものも含まれている。

第3表 別枝名階層

10町以上	1人
5町～	2
4町～	2
3町～	4
2町～	3
1町～	13
7反～	6
5反～	4
3反～	3
1反～	11
1反以下	7
計	56

第4表 別枝村階層

10町以上	一人
5町～	一
4町～	一
3町～	2
2町～	1
1町～	3
7反～	2
5反～	2
3反～	0
1反～	2
1反以下	1
計	13

ここでは上層2町以上3人、中層5反以上2町未満7人、下層3反未満3人という構成が成立している。ちなみに、上層最下位者と中層最上位者の間には約8反の差がある。最下層3人は、屋敷のみの名請人1人、切畑のみ1反24代2歩、2反33代2歩の名請人各1人である。これらのものの性格並びに居住形式は第2表に傍記したような「抱」の記載ある名請地の名請人に深い関係があり、それらに何らかの形で隷属していたのではないかと思われる。

要するに、如何なる歴史的条件があったものか、片岡氏支配下の別枝名には地検帳に関する限り、中世名主的・在地土豪的な土地に関する特別の得分権をもったものの存在は見当らないのであって、土地所有の階層差があり、封建小農民としての「自立化」を完了していないと思われるものを未だ多数存在させながら、全体としては近世的な農村階層構成に近づきつつあったといえるのではなかろうか。

ここで名内各村間の土地入組み関係をみよう。別枝村に関する第4表の名請地積は上述のように他村にわたるものをも含んでいた。その数は20ヶ所以上に及び、かなり多い。入込み先の村も都・芋野・カラステ・霧ノ窪・岩屋にわたっている。これら諸村のうち現在の別枝下区で距離的に近い岩屋以外、すべて現在の上区の領域内である。逆に他村より別枝村に入りこんでいるのは、相対的に少く、名請人4人、5ヶ所であって、別枝村が上区を中心であったことを示唆する。しかも、他の諸村間にもそれぞれ入組み関係があり、いわば名内諸村間の土地関係はきわめて錯雑した形態をとっているわけで、このことは当地の創始年代が天正年間よりかなり古く遡ることを察知させる。

現在の「本村」部落は当時別枝村として「名」と同じ名称をもち、土居と寺（宝泉寺）があり、さらに土地入組み関係のかなめになっていることなど考えあわせれば、別枝名の本名はここに最初開かれ、緩慢ながら生産力の発展に伴う人口の増加と、近辺における耕作（とくに切畑経営）適地の不足とともに、新しい土地を求めて脇名が分出し、それらが漸次独立して、まだ本名との関係もちながら、それぞれの「村」となり、内部的にも徐々に隷属農民の自立化がすすんでおり、まだ頗る不十分ながらも一応近世的村落構造に近すこうとしつつあったというのが、当時の別枝名の状態だったとはいえないであろうか。

この当時のこの地での、生産と生活はどうであったらうか。地検帳以外に直接の史料はない。地検帳の地目では、切畑が圧倒的に広い。土地の人々は何よりもまず切畑に依存して生活したはず

である。切畑は切替畑ともいわれ一種の焼畑のことである。つとに古島敏雄氏は「集約的農法の普及と共に排除せられて行った焼畑農業は、施肥農業に先立つものとして、水田を中心とした年貢地耕作を可能にする農民生活再生産のための農業であったと考へられる」ことを論証せられた⁽⁴⁾。土佐とて同じであり、この当時は大体近世中末期と同じく、切畑では稗・麦を中心とした自給食糧の生産が行われていたと断じてよい⁽⁵⁾。そして上記の本質から焼畑は無年貢が原則である。この地の切畑も、各名毎の地積集計では田・畑・屋敷・荒と区別されて「外」或は「右の外」として掲げられているのは、無年貢を示しているとみてよからう。僅かばかりの水田や畑には、米麦その他が生産されたであろうが、「國中知行方之儀、以毛見之上、三分二地頭、三分一百姓可取之」⁽⁶⁾という長宗我部氏の租法のもとでは、それは生産者の口には殆んど入らなかったはずである。屋敷内の茶・楮は、特に地検帳に記載せられているが、それらは領主の着目したものであり、桑・苧などととも「門役(門苧)」⁽⁷⁾として収納されていた。山林原野は当時はまだ領主的所有と共同体的或は私的占有とのけじめの確立していない時代であろうから、屋敷外の山野にも茶や楮は自生し、或は栽植されていたであろう。そしてその収穫は門役の他、一部の百姓の手許には多少残ったであろう。楮は自給衣料太布(楮、タヘ、タクの転訛か)の原料であつたばかりでなく、製紙原料として重要であつた。この地でこの時代に紙が渡された確証はないが、あまり遠くない同郡津野櫛原村には「紙漉地」があつた(第5章第1節参照)。少くとも村落の最上層(おそらく彼等は隸属・半隸属の農民をもつ)は、貢租と消費の余剰を若干なりと「商品」化し、貨幣流通の一端につながつていたと考へてもよからう。

(註1) 当時、隸属から独立へ向つていた農民に2つの型が考へられる。1つは戸主に隸属していた血縁家族が、分家百姓になってゆくもの、他は譜代の下人、被官が独立してゆくもの。

(註2) すなわち抱地を有するものは別枝名で19人あるが、このうち3反以上4反未満および7反以上8反未満の層のもの各1を除き、すべて1町以上の名請人である。最高10町以上の太郎左衛門を始め、5町以上最上層者3人はいずれもこの中に入る。また屋敷の「抱」え人4人のうち、3人は別に「居」屋敷をもち、1人は「抱」屋敷のみである。別枝村で土地を名請している者のなかには、「居」「抱」をならびもっているものが2人ある。なお当「天正地検帳」では屋敷については「居」「居ル」の記載が普通である。

(註3)

居住村名	入り込み先	名請人数	所数
大宮利	(太幸 田野)	1	4
		1	2
野地	(岩太 屋田)	1	2
		1	17
霧ノ窟	幸野	1	1
大田	(野都 野)	2	6
		1	1
岩屋	(霧ノ 窟野)	1	1
		2	16

(註4) 古島敏雄著「近世日本農業の構造」第三篇第二章「焼畑農業の歴史的な性格とその耕作形態」, 引用文は272頁。

(註5) 「天正地検帳」には切畑作物の記載されている例が多いが、別府山5名のものには記入がない。

(註6) 近世村落研究会編「土佐国地方史料」306頁。

(註7) 当時の門役は屋敷について課せられていた。「岡内文書」(香美郡楨山村岡内)や「岐山風土記」所収「小松文書」の天正17年門苧帳などによれば、楮・茶・うるしが門苧の中心である。特に楮は、古く嘉元2年(1304)の具同村津倉端「注進状」(「叢簡集」巻一)に桑とともに現れて以来、荘園の年貢として中世文書に屢々見られることは第5章第1節で扱う紙の歴史と関係して注目されよう。門役はその後、山内時代に入ってから庄屋・老等の村役人が百姓1人につき年間3人役取立てる賦役となり、別府山地方では近世末期には一部労働、大部分銀納化されている。

第2節 近世別枝村の成立

慶長5年(1600)除国された長宗我部氏に替って、遠州掛川より新国主として入封した山内一豊は、上席家老深尾与右衛門に対して、翌慶長6年8月19日附で、「佐川城附壱万石 高岡郡之内所々」の朱印状を与え、佐川城(のち佐川土居)にあって地方知行を行わしめたが、その朱印状内訳には別府山五名も記載され、別枝の地は以後深尾氏の所領となって、明治2年(1869)地方知行の廃止まで続く。

深尾氏への朱印状に記されていた地検当時のままの五名は間もなく、近世郷村制の「村」に転化する。久喜・野老山・太平各名とともに別枝名も同じ範域で村に変るが、広大な西森名は解体して桐見川・長者・高瀬・川渡・森の5ヶの近世村となり、計9ヶ村、以後佐川領山分九ヶ村として総称されるようになった(旧慣を存して九名と呼ぶ場合もあったが)。別枝でも「名」が「村」になり、従来名内の別枝村であったものは、近世「別枝村」の「本村」と称されるようになった。それとともに、従来名内の村と称されたものは漸次その名の遺制である土地関係の交錯性を整理されながら、「村」内の「小村」になって行った。延宝7年(1679)「地高米盛帳(仮称)」では鳥出村が芋野村と一括され、新しい小村名である沢渡村・通柴村の2つが野地村と一括されて、地積の確認と貢租量の決定をうけている。元禄4年(1689)の「免平等帳」には野地・鳥出の2村が記載されておらず、沢渡と芋野に吸収されたものと考えられる(都村も記載されていないが、これは西森氏に本田常畑とも「木地挽給」として与えられていたから特別である)。近世土佐藩の体制確立期は、一般に「元禄大定目」制定の元禄3年(1690)とされるが、この頃この地方でも近世的郷村が一応整備されたのではあるまいか。元禄4年「免平等帳」の末尾には最初に庄屋、次に各小村毎に組頭と百姓を記してあるが、この各小村に1人ずつの組頭は、本村に居住し全体を総べる庄屋の支配をうけて、各小村を統括したもののようである。

ところで、その「免平等帳」に記載された庄屋・組頭・百姓は合わせて69人、うち本村では組頭1人百姓は16人で計17人、本村居住の庄屋を入れれば合計は18人になる。天正地検帳では別枝名全体的名請人は56人、別枝村関係の名請人13人で屋敷名請人10人(うち「作」1人、「抱」1人、ほかに寺分1、名請人記載なき屋敷1)であった。しかし、そのうちにはとうていまだ封建小農民としての自立とは思われぬものをかなり含んでいたから、元禄の帳での人数は、きわめて多数の自立小農民を輩出せしめたことを示している。ちなみに第5表をみられたい。必ずしも各年度の本村の範域が完全に

第5表 別枝本村部落戸数の変遷

年 度	戸数	附 記
天正17年(1589)	10	屋敷名請人数。ほかに寺分1屋敷・名請人の記載なきもの1屋敷
元禄4年(1691)	18	百姓数、庄屋を加う。ほかに寺1
嘉永6年(1853)	23	百姓数、庄屋等を加う。ほかに寺1
明治3年(1870)	23	有姓者を加う。ほかに寺1
明治10年(1877)	23	(明治4年、寺は廃寺となる)
不 明	18	明治以後最も戸数の減じたとき
昭和30年(1955)	24	

備考 (1) 隠居等を含まず、部落を構成する本家ののみ。

(2) 天正17年は「地検帳」、元禄4年は「免平等帳」、嘉永6年は「大神宮就再営諸入目縮取扱記」、明治3年は「平民 苗字 被指許 取調記録」、明治10年は「戸籍簿」、不明とあるは聴取り、昭和30年は実地調査に拠る。

合致してはいないかも知れないが、元禄4年の戸数は前後を考えあわせてかなり多いものといえよう。横川 末吉氏は「近世を通じて進行した新田の開発が、中世的遺制の最後のものを崩壊させ」、隷属農民の自立化をすすめたことを示唆されているが、つぎの第6表はこのことを裏書しないであろうか。

土佐藩では本田と新田(当地の常畑)とは厳重に区別され、田制・租法を異にし、本田は天正地検帳記載の田・畑・屋敷であって、これが固定的に保たれて明治初年まで殆んど変動しない。別枝村においてもそうであること後の第4節の第7表の示すとおりである。新田(定畑)は天正地検以後新規に開発し簿籍に捉えられたものであるから、第6表の元禄4年の定畑地積は、天正以後それまでの開発のものであって、まさにいまの考察の時期に合致する。ここでもう一度第1表を振りかえられたい。切畑除外の

第6表 別枝における新耕地の開発

年 度	定知(新田)	内訳 田	畑
	町反代歩	町反代歩	町反代歩
元禄4年(1691)	4.6. 6.0	?	?
享保15年(1730)	5.1.16.3	24.0	5.0.42.1
宝暦7年(1757)	5.5. 2.5	3.28.2	5.1.24.3
天明5年(1785)	6.4.28.4	8.11.3	5.6.17.1
文化7年(1810)	6.3.11.2	1.0.13.4	5.2.47.4
明治5年(1872)	8.5. 2.5	3.0.31.3	5.4.21.2

備考 元禄4年「兎平等帳」、享保15年「定知御改帳写」、宝暦7年「丑春改新開墾」、天明5年「新開改墾」、文化7年「新開根据帳」および明治5年「土免定」により計算した。

の当地についてはまだほかの史料を発見しえないので、具体的には残念ながら知るところがない。

ともかく《生産力の発展→小農民の自立→近世村方の成立》ということが当時までに進行しており、「天正地検帳」の時期とはかなり異った村の様相になっていたと考えられる。

その後の別枝村の発展を詳しくたどることはここでは行わない。われわれは、少しとんで、考察の中心を直ちに近世後期にすすめる。

(註1) 武藤厚馬著「梅の叢」4～7頁、大野勇著「故山帳」46頁。

(註2) 深尾家は領内にかなり強力な知行権を行使し、原則として藩体制に準じながら相対的には一応独自の支配を行っていた。しかし、藩の基本法である「大定目」はそのまゝ施行され、別府山の庄屋たちもそれを書写所持していた。

(註3) もっとも名の解体整理、近世的「村付」はすでに天正地検が意図したところであり、それ以来進行していた。

(註4) 横川末吉「長宗我部地検帳の名請について——大忍庄槇山分専当——」(「社会経済史学」第21巻第1号)49頁。

第3節 山に依存する自然経済

山村の人々の生活は、昔も今も、主として山に依存している。別府の山々は深尾領であり、深尾氏は藩に倣いながら、一応領内では独自の林政を行っていた⁽¹⁾。われわれはここで中越家文書、とくに「御山一切御用牒」(弘化3年正月より安政6年9月まで)によりながら、近世末期の山林の姿を見ておこう。

山林原野は、深尾氏が直接支配する「立山」或は「御山」(稀に「御留山」と呼ばれる)と、村々が、或は個人が控えている「地下山」とに分れる。地下山のうち、個人が控えていた山林は「扣山」・屋敷附属の山林は「家林(家掛林)」と呼ばれ、その用役・処分は一応百姓の自由に任されていた。農民の山林利用はまず地下山において行われ、それで不足の場合は立山に依存した。すなわち、僅かばかりの地下山は、立山に補われ、支えられていたといえよう。そして村々の主要な山林はほとんど立山になっていたようである。

領内の山林支配のためには、佐川に御山方役所があった。そのもとで村々の立山管理の責任を負わされていたのは、庄屋・老の地下役人と、御山番である。御山番は少量の扶持米を給せられ、村々に1～2名ずつ置かれており、泉村(旧長者村、現仁淀村内)の西森氏が別府山一帯の御山番頭取としてそれを統轄していた。

地下の百姓たちは、組頭、庄屋・老を通じて、御山方へ立山の利用を願い出、村役人と御山番立会のうへで御山方役人の見分を受け、差支えがなければ許可される。利用の条件として大抵の場合、代銀・御山手銀・冥加銀などと称するものを上納させられる。

山林の利用のうち、百姓たちにとって、まず一番重要なことは、いうまでもなく切畑経営であった。切畑は第1節でも触れたように「農民生活再生産のための農業」であり、無年貢が原則であり、この時代の当地方では冥加銀が徴せられているが、後に触れるように、これとて切畑のこの本

地積12町9反5代3歩といっても、それから屋敷と荒を除けば、田・畑の合計は僅かに3町1反39代3歩になる。天正から元禄まで約1世紀といえば長いようであるが、当時の低い技術と劣悪な条件のもとで新耕地が本田面積以上に開発され、土地の品等はともあれ、全耕地面積はもとの倍以上に増加したことは、一方に「生活農業」としての切畑があることも考えあわせ、緩慢なりとも生産力発展の一表現であるといわざるをえない。この他に、いかなる面にいかなる契機で生産力の発展があったか、この当時

質を変えるものではなかった。

切畑をのぞむ百姓たちは、まず願いの文書を差出す。一例を示そう。

奉 願

徳道御山之内奥茶畑

(異筆書入)

一、伐畑・老ヶ所

丑ノ四月右見分落

方 限

東ハ徳道谷限 西ハ前権葺己屋道限 南ハスボドチ谷限 北ハ常四郎願切畑限

右ハ私共扣地鮮迷惑仕候間、何卒右之場所御見分之上伐畑ニ御差明被仰付被為下度奉願上候。左候時ハ追々百姓業成立之為筋ニモ相成可申ト存候間、何卒御慈恵を以御指明被仰付被為下度奉願上候。

右奉願上候通御聞届被仰付被為下候様御取計奉願候。已上。

嘉永四年亥二月十四日

別枝村大見龜百姓

伝 助

同

庄 太 郎

五人組頭

同

文 蔵

源 次 殿

同

□ □

五人組頭は添書を附して庄屋・老へ、庄屋・老もまた添書を附して「御山方御役人所」宛提出するのである。

現に用材(黒木という)の生えているところとか、植林の適地などは避けて、許されそうなところを願い出るから、大抵は許されているが、音沙汰のないまま暫く打ちすてておかれたり、⁽⁴⁾「別紙願出、御鹿狩方指間を以、御詮義ニ不波及、願出差返候間、此旨為被心得可有之候」(寛政2年10月文書)等とかいう理由で不許可になったりすることもある。許可期間は、大抵10年間であり、⁽⁵⁾冥加錢を課せられ、10ヶ年間毎年同額を庄屋を通じて納付する。願い出人は、2～3名から数名連名である場合、「組」の代表者である場合、村役人や有力者個人である場合などであるが、個人の場合にも、願書のなかに大抵「御差明被仰付被為下候ハバ一同成立冥加至極ニ奉存候」というような文言があるので、耕作者は単数ではなかったようである。

特殊な例として「右は先年別枝村庄屋附地伐畑ニ御坐候所御山ニ相成」(嘉永7年11月別枝村庄屋中越茂左衛門願書)とか「右ハ私扣切畑ニ御坐候所先年御差留被仰付候場所柄ニ御座候而」(安政2年3月都村百姓西森知平願書)とかいう理由で、冥加錢なしの切畑を願い、場合によっては許されている。

当時のこの地の切畑の作付体系を知る史料は、中越家文書にはない。横川末吉氏は、「高知県の焼畑耕作」(「人文地理」第4巻第4号、および第7巻第1号)で県下の焼畑耕作を概観され、歴史的な変遷についても触れておられるが、それによると近世初頭からの切畑作物、麦・稗・そば・粟・大豆・里芋等のうち、麦・里芋は、新田の造出に伴い「新田の作物として、より集約的な肥培管理の対象」となって切畑作物から衰退してゆき(7巻1号46頁)、新たに寛政年中(1789—1800)までにはとうもろこしが入り、甘藷もその頃以後栽培されるようになった(4巻4号61,62頁)旨述べておられる。三極が別枝の切畑に入った頃(明治25～30年頃)を記憶している老人の話では、それまで都など奥の部落では稗を主に作り、本村部落辺ではクラ麦をよく作ったということである。とうもろこしはかなり早く入ったにしても、圧倒的に多くなりだしたのは明治以後ではあるまいか。中越家文書のうちで断片的に表れるところからも、やはり稗が中心で、麦・黍(とうもろこし?)・大豆・小豆・そばなどが主なものであったと察せられる。作付期間は、明治に三極が入るまでは普通3年、⁽⁶⁾地味のよいところで4～5年であって、その後十数年間放置し、20年で1循環するのが普通であった。「甘藷畑はやゝ家より遠い山林の質物の少い所へ作付られたので、焼畑は甘藷畑として一毛作の熟畑に一部はなった」(横川氏上掲、4巻4号62頁)といわれるが、事情は別枝村でも同じであったらう。現在別枝では熟畑を「こやし」と呼ぶが、まだ「こやし」になりきらない甘藷などを作付する畑を、熟畑とも切畑とも区別して「いも地」と呼んでいる。甘藷作によるのみな

らず、労働や肥料の集約投下・土地の改良によって、切畑から常畑化してゆくところも増えて行ったであろう。⁽⁹⁾しかし定畑になりきってしまったものは何年に一回かの地詰によって「新開改牒」に記入され、賃租対象に繰り入れられるのである（その進行度については第6表をふりかえられたい）。

切畑の他に山の人たちにとって、生活また生産の自然経済的再生産に不可欠のものは、薪と茅と草であり、また少々の木材であった。

本田・常畑の自給肥料としての草は、地下山で足りていたのか、立山での採取を黙認されていたのか、公式の文書には現れない。薪と茅は切畑と同様の手続・形式で願出て冥加銭立てで許される。薪の場合、許可期間は切畑と同じ10年で、期間内でも「此節伐仕廻候＝付返上仕候」というような文書が出る。冥加銭は、「組」の百姓1名につき1年1匁である。土佐の薪炭は近世初頭以来、大阪市場への出荷も多く、重要な商品であったが、安芸郡など沿海の山々と違い、こゝ別枝からは搬出の方法がなかったため、純然たる自給のためのものであった。⁽¹⁰⁾茅の場合の採取許可期間は不明であるが、おそらくは期間の定めはなかったであろう。冥加銭も少額であった。

木材についてはのち第5節で触れる。

要するに、切畑・薪山・茅場としての山の利用によって、山村の農民生活の自然経済的再生産が行われていたのであった。そして農民はまず地下山に、そして究極的には立山に依拠して、それを行っていた。

なお3つのことを附言しておこう。

第1. いつの時代に始まったのか未詳であるが、この時代には、山の利用について冥加銭が徴されていた。しかしこのことは、上記農民生活の自然経済的再生産と矛盾しはしない。何となれば、それは切畑経営の商品生産化を前提にするものでもなければ、それを直接に強制するものでもなく、第4節で触れるように、切畑以外の本田畑その他での農民の商品生産を本年貢としては吸収し尽しえない領主権力が、切畑等の利用を条件にして些かでも追加収取しようとするものだからである。切畑経営にも近世末から、商品作物導入の努力も散見されることに第4節で述べるが、明治25年頃三権が導入されるまで本格化せず、薪も最近まで、茅は現在に至るも商品にはなっていない。

第2. 領主から自然経済的生活再生産の手段としての切畑等が与えられるということは、そのこと自体、農民層の分解にとっての明かな阻止条件であった。

第3. つとに古島敏雄氏は、「焼畑耕作は火を放って草木を焼く事と、獣害の防禦の二点を通じて畑作一般には欠けてゐる共同的色彩と、強制的特色とを有してゐる」と指摘しておられ、さらに「村役人の責任の下に、多数人の監視を要求してゐる事は、後年に至るも同様であつて、本来その畑の耕作者以外に山焼きに際して、隣人との共同を必要としたものが、一般に領主の山林に対する利害から一層強調されたのである」と述べておられる。⁽¹¹⁾この地に於ても「山中火用心入念、其余諸事猥之仕業無之様入念御作配可有之候」という類の文章が御山方から庄屋・御山番頭宛切畑許可の通知文に必ず入れられており、現在でも山焼きは部落の行事で、部落民の切畑は、春の或る一日に一斉に焼かれ、この日は切畑を作っていない勤人等でも、部落の構成員である限り総出て手分けして、共同で山を焼く慣行である。このように切畑経営は、近世（から現在まで再生産される）の鞏固な村落共同体と共同体規制の重要な物質的基礎であった。そして村落共同体と共同体規制の存在もまた、農民層の分解にとって阻止条件であったことは明かである（このことについては第1章、第3章参照）。

（註1）土佐藩林政については今まで2, 3の研究が行われ、農林省編「日本林制史資料・高知藩」も出版されているが、佐川深尾領に関係するものはない。

（註2）安政元年（1854）深尾家家中半知借上げの際は、御山番にまで「五分一借上げ」が行われた。

（註3）幕末もう1名同姓西森氏が同役となり、この辺の御山番頭取は2名となる。別枝村にも西森氏が「本地挽給」を給与せられて存在するが、ともに同系と思われる。

(註4) 上の伝助等の徳道御山の願いも嘉永6年まで打ちすてられ、6年4月に見分だけはうけたが、音沙汰なく、翌7年正月20日再び願いを出しているが、そのまゝになったようである。

(註5) 下の(註8)をみよ。

(註6) この「組」の性格については未詳。しかし五人組や組頭の支配する組などではない。地縁的、或は血縁的な関係によって結ばれるものと想像され、小は2人から大は17~18人、固定的なものではないようであり、同一人が同時に2つの「組」に入っている例もある。

(註7) この例のように百姓扣の切畑や地下山が領主にとり上げられ、或は領主の立山と交換させられる例は中越家文書に頻々と現れる。このことは普通、幕藩時代の林野については領主の領有権がきわめて強く、私的占有の伸長はまだ微弱であったといわれていることの典型的な例証であろう。

(註8) 従って切畑許可期間内には、許可された方限内を2つか3つに分けて、順次開いて行ったのであろう。

(註9) 「年継奉願」という切畑許可期間延長の願いは、こういう場合にも出されたのであろう。

(註10) 「大阪市史」第一、760、762、775頁。

(註11) (註12) 古島敏雄前掲書、288、292頁。

第4節 商品経済の発展

近世も三分の二を過ぎて後期にさしかかった延享3年(1746)の「丑穡御貢物御算用目録」という文書が中越家に残っている。少し長いが掲げておく。

丑秋御貢物御算用目録

本田拾壹町九反七代五歩勺 一 米八拾四石貳斗貳升五合九勺 別枝村
定畑四町九反拾八代四歩 一 同六石八斗貳升八合貳勺 同村

ノ米九拾壹石五升四合壹勺

代銀七貫五百五拾七匁四分九厘 石ニ付八拾三匁替

右之払

一 銀三百七拾四匁 御黍代 米四石五斗六合 石ニ付八拾三匁替

一 同七貫百九匁貳分七厘 御遺付

内

銀六百三拾貳匁八分八厘 大豆八石七斗九升 石ニ付七拾貳匁替

同五百六匁貳厘 油〇七石三斗壹升六合 代米六石九升六合七勺 石ニ付八拾三匁かへ

同三拾五匁六分九厘 稗七斗七升^(?) 大麥壹斗 代米四斗三升五合 石ニ付八拾三匁かへ

同七拾貳匁六厘 米壹石 御山若給

同貳拾八匁 葛葉高六拾五石代 内四拾石丑子兩年御掛 貳拾五石御買葛葉

同三拾八匁分 蕨紐七拾七把 壹把ニ付四分宛

同七拾貳匁 御〇黍三丸代

同六百五拾八匁貳分 中折八百四束 厚紙四帖

同百九拾三匁三分四厘 真綿壹貫百四拾八匁 芋壹貫六百〇〇

同四貫八百八拾匁貳分八厘 銀上り

一 銀七拾四匁貳分貳厘 大田村藤右衛門上知

但地貳反三拾壹代 御貢物米高壹石七斗八升八合四勺

代銀百四拾八匁四分四厘之内七拾四匁貳分貳厘被定上納仕残り如此

払合 七貫五百五拾七匁四分九厘 本皆済

右者去丑年御貢物被定御算用本末右之通相違無御座候 已上

寅九月廿二日

別枝村庄屋 中越 九藏^印

御勘定所

この文書から次のことが知られる。貢租(本年貢)の対象になっているのは本田・定畑であって切畑は除外されている。ところで貢租は近世を通ずる「生産物地代原則」によります米の量として

決定される。しかし田のほとんどないこの山中で米納は不可能であるから、それは公定米価で銀に換算される。しかしながら、これをまた全部銀納させるには、当時の山村農民の間での商品経済はまだ未発達な段階であるし、領主経済の側でもまた或る程度現物を収納することを利益ともする段階である。⁽¹⁾従って一部分は上から指定して(「御進付」で)黍・大豆・菜種(?)・稗・大麦・葛葉・蕨・紙・真綿・苧等を一定量物納させ、⁽²⁾過半は貨幣納(「銀上り」)させている。

年貢の現物として指定されている品目の中には、武士階級の直接の消費に充てられるものその他、明らかに領主の手を通じて「商品」化される紙・真綿なども含まれている。⁽³⁾しかしながら、年貢の過半が銀納されるためには、この別枝の山の中においても、紙・楮草・茶・椎茸・菜種・真綿・鶏卵・うるしその他の生産物が、農民自身の手によって商品化されること(さらには労働力が商品化されること)を前提にしている。すでに中世において土佐山間部の名主層の間に見られた貨幣流通が、寛文の改替とそれに続く元禄享保期の商品流通の全国的な拡大深化を劃期として、この地の一般農民をも把えたであろうことは想像に難くない。かれらは「農民生活再生産のための農業」としての切畑に拠って自給食糧を得ながら(上掲の年貢は本田・定畑にかゝりながら、収納される穀物の稗・黍・大豆等は切畑作物でもある。従って不作の年は切畑生産分も収奪されるおそれはある); 次第に本田・定畑の生産物・農閑余業の生産物を商品化して(さらには労働力を商品化して)行ったのである。そしてその積桿として上から働いたのが領主の銀納貢租の要求であった。

自給部分以外の生産物を、必要なものは現物で奪い、農民の手に残って商品化される分は銀納貢租として収め、全剰余労働を吸収しようとする領主に対して、いうまでもなく農民は積極的、消極的に闘い続けた。生産を發展させ、しかも貢租収奪を増加させず、生産物販売の自由・商品生産の自由を拡大し、流通面からの搾取をも排除すること。これが百姓の要求であった。

上に述べたように、貢租(本年貢)はまず米の量として決定される。この米の量を増やさぬことが、収奪への抵抗の第一である。第7表をみられたい。この表からわれわれは本田についての貢租

第7表 別枝村本田貢租の増減

年 度	本田地積	貢租米量
元禄4年(1691)	町反代歩 11.5.27.0	石斗升合 84.6.6.1
延享2年(1746)	11.9. 7.5	84.2.2.5
文化9年(1812)	10.7.32.3	64.3.7.9
明治元年(1868)	11.9.23.5	84.3.9.5

の米量が、元禄4年から明治元年に至る180年近く⁽⁶⁾の長期間に殆んど増えてはいないことを知る。如何に緩慢とはいえ、180年間には本田ではかなりの生産力の発達があったであろうから、本田全生産物に対する年貢収奪率は確実に低下しているはずである。このことは別枝村のみならず、全土佐藩についていえるのであって、かくあらしめた条件はさらに種々

考えられねばならないが、つまりは農民の無言の抵抗による成果であろう。

年貢の米量で収奪を強化しえない領主は、米→銀→銭→現物、の換算の際価格・交換比率の点で収奪しようとする。天明7年(1784)池川・用居・名野川郷民の大逃散の際の百姓の願書では年貢賦課の際の(米→銀→銭)と紙・楮納入の際の(現物→銭→銀)において前者の銀→銭は1匁につき108文、後者の銭→銀は90文につき1匁と、換算比率が二重に公定され、その差によって搾取されていることへの抗議がのべられている(第5章第1節参照)。上の年貢算用目録だけでは確かめられないが深尾領でも程度の差こそあれ事情は同じであったろう。しかし数次におよぶ土佐の農民一揆が示しているように、無制限にそのようなことは行えず、本来の年貢の面では、いかに細工を弄しても、到底農民の商品生産の成果は吸収しつくせなかったと考えざるを得ない。

その後の年貢の形態がいかに推移していったかは興味あることだが史料がない。しかし漸次雑多な現物が整理され、銀納の割合が多くなってゆくのは必然である。そして、明治3年5月「就御軍事廉書差出」をみると、ともかく明治3年(1870)まで(それ以前の何時か不明)には銀納(石代納)への転化を完了している。この明治3年3月には藩は税制改革を行っているが、それは従来の「生産物地代(米年貢)原則」の上⁽⁸⁾に立つものであったから、この地帯の銀納は明らかに例外的なもので

あったわけである。

年貢（すなわち本来的な封建地代）の面での収奪に限界があれば領主は雑税を考える。例えば、まず、先に挙げた切畑・薪山・茅場の冥加銭のようなものがある（これはその際のべたようにすでに、それらの土地への封建地代たる性質をもつものではない。しかも自然経済的再生産を行わせ、土地への緊縛を意図する限り、その手段たるそれらの土地の利用を阻害するほどまでには高めえないはずである）。その他流通過程で課する雑税がある。例えば椎茸の仕成口銭。椎茸出荷の際には必ず、山役人または地下役人が見分して、従量課税が行われる（「御山一切御用帖」）等、等。

そのような現物年貢・銀納年貢・さらに雑税を乗り越えて農民の商品生産は進まなければならない。切畑は本来「生活農業」であることはすでに屢々述べたが、それにまでも商品作物導入の試みがなされる。例えば、嘉永7年（1854）に別枝村老弁蔵は従来自分に許可されていた薪山のうち「少々之場所火入仕、一二年煙草作付仕度奉存候」と願いを出している（「御山一切御用帖」）。これが成功したとは思われないが、⁽⁹⁾有利な商品作物を求める動きを切畑のうえでまで展開しようとしていることは注目すべきであろう。また、弘化3年（1846）切畑へ椿を植えるのに、本村で庄屋を中心に3人のものが共同で苗2,200本を買い込んでいる例がある。現在でも椿や三桧の苗は自分で育てるのが普通である。村落の上層者ではであろうが、作物の商品化のみならず、自給しうる生産手段の貨幣支出まで行っている（すなわち再生産過程そのものの商品経済化）ことは、⁽¹⁰⁾商品生産者としての積極性を示すものではなからうか。

このような農民の商品生産への努力にもかかわらず、その発展には多くの困難があった。特に流通過程を抑える領主権力の専売政策と、領主権力と結ぶ特権商人の商権の独占とは大きな障碍であった。

山間生産物の中で、特に商品性が高く、終始領主の着目していたのは紙と茶である。紙については第5章第1節で述べるが、深尾領も吾川郡池川・名野川地方と仁淀川を挟んで隣接しているから、紙をめぐる領主の政策と農民の闘いについての事態は、相互に影響しあい、同じように推移したであろう。

茶はどうであらうか。さきの延享3年「御貢物御算用目録」には茶は挙っていない。紙よりは現物貢租から脱却するのが早かったように一応は見える。しかしながら別枝沢渡村老梅八・同代岩吉の嘉永2年「何用定メ記録覚帳」には宝暦11年（1761）と弘化3年（1846）の煎茶の村内割当書類が写されている。それによれば、上から村に供出量が割付けられていて、かなり貢租の色彩が強い。明治2年「御趣向茶仕成ニ付諸附込帖」をみると「御領山分筋ニ而、出茶製法之義、此迄之仕成方不宜を以、此度御家（＝領主深尾家）より工者之者へ右御用方被仰付、時節ニ相至リ候ハ、可被指立」と、供出茶の品質を向上させるため、技術指導者を派遣しようとし、村々に用具その他の手配を命じたが、地方知行廃止で中止になった一件が記されている。このときはじめて茶の生産・流通の自由が得られたものであろう。

商人資本についていえば、深尾氏は領内において農民の間に商品生産が自由に発展するのを阻止し、商品流通を掌握するため、受封以来「諸般ノ制度ヲ設ケ商業ノ如キハ領地十村五名ノ内、佐川以外ニ於テ之ヲ許サズ、故テ以テ領内物産ノ集散貨物ノ需用供給ハ悉ク佐川ニ於テ扱ハレ⁽¹¹⁾」るようにし、許可のない商人の領外からの立入りも禁じたのである。従って、在郷商人的なものも成長せず、農民の商品生産の成果はかれら佐川商人→領主につみとられ、農民的商品生産の発展は頗る困難であったと考えられる。

以上要するに、前節で述べたように、農民は基本的には疎放な切畑経営によって、自然経済的に生活の再生産を行っている。そこでは領主との対抗関係はなく、伝来の技術的低位性から脱却する要請は内からも外からも殆どない。⁽¹²⁾しかし山村農民は切畑以外の面で、領主の貢租乃至は貢租類の利益追求のため、山間特産物の生産を強いられる。領主が山間特産物生産を強いるのは、それが

古くから「商品」化しているものでその「商品」化を自己の手において行い利益をうるためであり、或は銀納貢租を収奪するためである（「=領主的商品経済」）。農民は貢租に抵抗しながら、自己の生産物を自由に販売する真の「商品生産者」としての成長のためたかかう（「=農民的商品経済」）。この基本的対抗関係の上で近世の山村の経済史は展開され、農民は個々の局面においては領主の誅求の阻止に成功し、農民的商品経済に対して領主的商品経済は徐々に後退するが、権力と流通機構を握る限り領主側は次々の局面で方法を建て直し、搾取を継続することができる。かくして農民的商品経済は徐々に前進しつつも順調には成長しえないのである。

この際、切畑経営はかれら農民の商品生産者としての前進を牽制する役割を果たすものと思われる。「生活農業」の保持はかれらに最低限の生活資料を提供するとともに、技術的にも、社会的にも（=共同体規制）、経済的にも、かれらの商品生産への集中（従って領主的商品経済への対抗）を阻止するからである。従って農民層の分解は緩慢にしか行われぬ。

- （註1）領主は自分らのための消費資料を種々雑多な現物で収めねばならぬ理由は、この段階ではもはやなかったはずである。だから一部は生産者側の条件に応じた収納であり、一部は領主自らの手による「商品」化の利益のための収納であった。
- （註2）菜種（？）や種・麦などは一旦米の量に換算し（=代米）、さらにそれを公定米価で銀に換算している。この面倒な手続きも、当時の生産物の「商品」化の程度をうかがわせるものであろう。
- （註3）上の（註1）参照。
- （註4）第5章第1節参照。
- （註5）入交好脩著「日本農民経済史研究」後篇第一「土佐藩政史上における野中兼山の民政」参照。
- （註6）本田は天正から明治までほぼ同一であるから、便宜上本田のみをとった。しかし寒の本質は新田常畑においても同じである。なお田制・租法からいって、新田はむしろ本田より一層商品生産が発達しやすい。
- （註7）関田英里「封建土佐における生産力の発展と地代〔1〕」（「高知大学学術研究報告」第1巻第19号）7～12頁。
- （註8）平尾道雄著「高知藩財政史」51～53頁。
- （註9）現在別枝の山中の昔の切畑跡によく菜種が自生するという。この頃の商品作物栽培の努力の名残りはなかろうか。なお、下の（註12）参照。
- （註10）下の（註12）参照。
- （註11）西村龟太郎編「佐川町誌」1,226頁。
- （註12）本章においては、終始、切畑=「生活農業」=自然経済とし、そこにおいては生産力の発展は原則としてみられないとの観点に立った。切畑では焼いた草木灰以外に施肥がなく、施肥農業に先立つ技術的低位の段階のものであって、集約的な肥培管理（主として高度な商品作物の栽培）や永年性作物の作付（例えば楮・茶・桑など）が行われれば、そこはもはや切畑（=切替畑=焼畑）ではなくなる。したがって、基本的には、切畑経営における生産力の発達がもしあるとすれば、切畑が切畑でなくなることではなかろうか。現在の三極栽培も、植林との組み合わせもそのような発展過程のうで考えられるべきではないだろうか。

第5節 木材資源と切畑

国内市場の発展により商品経済にまきこまれ財政支出を増加させた領主が、農民との対抗によって搾取の限界に衝突し、窮乏におちいたとき、土佐でつねに頼られたのは山林資源、特に木材であった。藩政の基本法典「元禄大定目」のうち「山林大要定」には「当国材木山之儀ハ土地之幸ヲ以公儀御用ヲ達シ古来ヨリ無断絶、物成方同然＝毎年令収納云々」と貢租同様の重要さが強調されている。深尾家でも事態は同様であった。

元来、山村では地下から願ひ出れば、造作木などの伐採が許可されたのであるが、幕末においては許可の条件は、もはや単なる形式的な貢加錢ではなく、「相応之代銀」であった。弘化2年（1845）には「御伐木鮮＝相成候＝付」「尽山＝相成候＝付」という理由で従来山分の庄屋から願ひ出れば「格段之訳無之候而も被遣例＝相成居候」という立山の木を「無摠旨趣無之一通之義＝而願出候時ハ不被遣筈（中略）尤神社仏閣等作事之節ハ願出候へハ相応之代銀立を以被遣候」として制

限を強化している⁽²⁾。

木材の伐採は「生育方」の役所が直接やる場合もあったが、外からの山師・材木商も別枝の山中に続々入って来た。文化7年(1810)には高知通町清水屋喜左衛門が、別枝の岩屋川の奥、どうやって搬出するのかわかれる黒滝山の中で、木材の伐出を銀32貫500匁で許されている（尤も、搬出を困難とみてか、権利は直ちに譲渡されている）。弘化3年(1846)には京都からの山師が別枝附近まで立入っており⁽³⁾、嘉永2年(1849)には植村の小次右衛門というものが「是迄数々之山師共奉願御聞届被仰付相勤候得共、出方等難相調、段々難所之場所御座候而、夥敷損金仕候趣」だが自分は「新川木屋其余可然者へ取組仕、銀主相構、右出方旁積方仕候所、只今之直段ニ候ハ、相応算計相立候様奉存候、(中略)右之通大尽之銀主取組之上ハ」と黒滝山の木の払下げを願っている。国内市場の発展、木材需要の増加に伴う価格の騰貴が、この別枝の山々の、従来は伐境外になっていた奥の木をも商品価値あらしめてきているのである。翌嘉永3年(1850)には、梅柱1万本・同板子1,500挺・楸柱1万本・同板子1万100本・槻板子1,600挺・楡角5,200挺・同板子1万挺・杉角5,100挺・同板子40万枚という大量の流筏の手配が、仕置役から、別枝を含めて仁淀川掛りの村々の庄屋宛に出されている。この辺の木材は当時別枝村から仁淀川を流し、越知で一応点検して、下流の八田井から新川を通して、長浜まで廻し、それから需要地へ向けるのが普通だった。以降このような大規模な流筏は頻繁に行われている。また安政5年(1858)には、阿州徳島の花屋善兵衛・材木屋利右衛門という商人が黒滝山の買付に、御山方からの指示で、村々での特別待遇をうけながら別枝に入ってきている。

これらの動きの中で、伐木搬出のためおそらく別枝村にも時々は大量の労働力需要があったであろう。また、材木価格が騰貴すると、立木が一層大切にされ、植林が要求される。それらの労働力の需要をみたしたのはほかならぬ切畑経営によって生きていた百姓たちだったのである。

切畑差明けの条件に杉檜を植付けた土地を若干提供させるのは、従来から御山方の用いた方法であったが、この頃になると、例え「冥加銭立」で切畑を願っても、冥加銭なしの代りに植林の義務が課せられるようなことがたびたび起る。例えば下はさきに、嘉永9年(1854)煙草作付のため切畑を願った井蔵についての許可書である。

表書之願遂御詮議御聞届被仰付候条、一作跡より右場所作付致候地面、不残杉檜ニ六本ツツ植付成木致候迄手入方致差上申可候。山中火用心入念其余諸事猥之仕業無之様入念御作配可有之候。己上。

寅四月十六日

御山方

別枝村庄屋代 中越茂太郎殿
御山番頭取 西森 半平殿

切畑作物栽培と植林との労働を兼ねさせる形も現れてくる。一例として、別枝村御山番為蔵は嘉永2年(1849)の切畑願いで、「右場所伐払火入仕、為冥加杉檜生育仕奉指上度、尤作物生立候場所ハ植木為手入作物仕付申度奉願候」として許可されている。これは現在の別枝地方(のみならず高知県山間部全体)の、植林の手入を代償とする三椏小作の原型である。

横川氏は古島氏の切畑本質論に依拠しながら「土佐藩の場合、木材資源開発は山間に定住せるプロレタリアート化した農民を必要とした筈であり、すでにのべた新田造出による貢租の増加もやはり焼畑の確保を求めている。さらに近世中期以後の『作間渡世』としての製紙等の山間における普及は、同様に生活農業としての焼畑の確保を必要とさせたと思われる」とのべておられるが、われわれは近世末期の別枝村についての実証で、それを確認することができる。

(註1) 農林省編「日本林制史資料・高知藩」315頁、高知県編「高知県史要」附録121頁。

(註2) 「御山一切御用牒」。しかしこの措置は領主権力が庄屋を支えていないようにも見え、「往々百姓共出役も不相勤成行」だったので、嘉永3年(1850)に緩和された。

(註3) 「黒滝山木品御売払御遣附写」

(註4) 安政7年「諸品附込牒」

(註5)「御山一切御用障」以下註記しないものは、すべてこの文書による。

(註6)横川末吉「高知県における焼畑耕作」(「人文地理」第7巻第1号)48頁。

第6節 封建支配の動搖

以上のような経済的な動向の中で、不完全ながら商品生産者化し、部分的ながら賃労働者化していった別府山の・そして別枝の・農民たちはどんな新しい動きを示しただろうか。

別枝村の東南に山を境にして隣接する別府山九ヶ村の一つ長者村で元文5年(1740)7月大きな村方騒動が起っている。中越家文書の中に「元文五年申年長者村庄屋古味源五右衛門並老共へ対惣百姓共公事申出右筆記写」という文書がある。詳細は別に紹介するが、又衛右門という百姓が19匁の貢物銀が未進なので、庄屋が度々催促したところ、今までに「庄屋へ払過、戻り銀有之」はずだといふ、庄屋・老の貢物銀の計算や割当に不正があるとあばきたてたのが始まりで、佐川の役所の干渉・投獄などにもかゝわらず、村内百姓間人に至るまで113人が惣運判をして押し出して争いぬき、ついに佐川をして庄屋・老を罷免させた事件である。

右文書にはさらに延享5年(1748)と、とんで弘化3年(1846)にも長者村に同様の村方騒動が勃発したことが記されている。

従来、土佐における最初の近世的な百姓一揆は、宝暦元年(1751)の別府山一揆であるとされていた。これには各村から判明しただけで830人が参加している。別枝村民もみな参加しようとして、大身槍部落は残らず一揆に合流したが、それより上の部落のものは途中の漕の番所に阻止された。この事件および以後の諸事件は、平尾道雄氏著「土佐農民一揆史考」その他に詳しいので繰返さない。長者村の元文と延享の騒動はそれらに先行したものである。

とにかく、別府山では元文・延享期にはすでに大きな村方騒動が起り、宝暦の初めには百姓一揆が起るまでに、村々の農民が政治的成長をしていたということは、同じ土佐の平野部農村と比較して注目すべきことである。その条件は別に改めて考察されなければならないが、この地方の商品経済の特殊な発展と深い関連があることはいうまでもあるまい。

つゞく宝暦5年(1755)の津野山騒動も、別府山とさほど離れぬ同郡の山間部の出来事であり、その後の天明7年(1787)の池川・用居・名野川郷民の大逃散も仁淀川を挟んだ対岸の村々の出来ごとであった。そのうえ、この2つの事件はともに、別府山と同じ紙・製紙原料・茶・椎茸その他の商品生産者としての山村農民が、領主権力と特権商人に対して闘い、ともに当面の要求をかちとって勝利したものであった。これらの事件が別府山の人々に与えた影響は大きなものだったであろう。

さらにこの地の人々は天保13年(1842)の名野川郷民の逃散事件をも身近に見聞し、先にも触れたように弘化3年(1846)の長者村騒動を自ら経験した。後のことになるが、明治4年(1871)末から翌5年正月にかけて、長岡・土佐・吾川・高岡各郡の山間部を主として数十ヶ村が蜂起した「奪取一揆」にも、別府山の人々はまきこまれるのである。

かれらの山間での特殊な商品生産者としての性格とこのような政治的経験は、藩権力の末端として直接かれらを支配しなければならぬ庄屋層の動きをも規定する。

封建支配者＝武士階級とそれと結合する特権商人との収奪のもとにさらされた商品生産者農民の間に、近世末期になれば反封建の空気が昂まる。村落支配者＝庄屋層はそれを背景に、自分らの独自の要求(復讐的には復古思想の形をとりつつ、武士階級や町方庄屋に対して郷・浦方庄屋の古来の格式を主張する)を藩に提出し、その実現のために鞏固な同盟を結ぶ。「庄屋同盟」といわれるこの運動の発端は天保3年(1832)郷士・寺院・社人・山伏等が庄屋の支配外にあることを不満として起されたものであるが、その後数次にわたって請願の内容を変えながら運動が繰返され、慶応4年(1868)の大政奉還まで続く。⁽³⁾

特にこの地方と関連して注目すべきことは、高岡郡村々の庄屋がこの運動の中心にあったこと、

そのうえ別枝村をも含めた別府山九ヶ村の庄屋が、積極的に参加していることである。これは数冊に及ぶ部厚い「同盟関係」の中越家文書の示すところである。彼らは、直接藩に対してのみならず、深尾家を通じて藩を動かそうとして、佐川にも請願の圧力をかける。「若、千一、御下知長引候時ハ、数百人之義ニ而（註一全藩の庄屋を指す）端々退屈仕、有間敷事ながら、若哉人氣ニ拮据リ候時ニ、誠ニ以不安次第、奉恐入御義ト奉存候」（天保15年）とか、「当時勢上下人氣不穩ノ場合ニ付、尚更御威光無御座候而ハ配下難治メ」（文久3年）とか脅かしながら「右之趣（註一庄屋の要求）宜御吹挙被仰付度奉存候」というのである。

文久元年（1861）10月には、二つの事件が起る。一つは佐川の御山方から別府山の「村々衆中」宛に、役人が「致廻山候条、村々止宿賭等、彼是不指問様爾來之通御作配可有之候」という紙面を出したのに対し、庄屋は団結して「可有之文意且村々衆中宛之認振り、得其意不申、不承知ニ御坐候（中略）向後可有之或ハ衆中之認ニ而ハ作配不仕、紙面指返申候」として、形式の無礼を理由に拒否している。他の一つは同じ頃、深尾家家臣土方左平より大宰府執行坊役僧宛の公用文書の送達方を、代官下役から命ぜられた別枝村庄屋中越茂太郎は手続が不備であることを理由に、同様拒否している。その拒否の文書には「惣而地下人公役之義ハ甚重キ御取扱ニ而、公辺諸御役場より出候御用状並御役人出郷等之送り夫ニ至迄、御郡奉行中御許書無之而ハ一寸も動き不申御作法云々」と記されており、封建時代においては普通考えられないほどの権力に対する抵抗が、公役負担に悩む山村農民の不満を背景にして行われている。⁽⁴⁾

庄屋層の団結と抵抗が、主として彼らの特権・格式の維持にとどまり、全農民層の反封建的組織になるまでに階級矛盾は成熟してはいなかったが、封建支配が別府山の村々、しかも一番奥の別枝村においてさえ、或る程度はね返されるくらいにまでは農民は成長し、危機は深まっていたことは記憶されるべきであろう。⁽⁵⁾

（註1）（註2）関田英里「近世土佐藩山村における村方騒動——長者村史料の紹介——」（「土佐史談」復刊第11号）

（註3）庄屋同盟の問題は、平尾道雄著「土佐農民一揆史考」（1953）によって最初に紹介された。それによれば、発端は天保8年（1837）となっている。しかし中越家にある数冊の同盟関係文書によれば、それより早く天保3年に始まっており、以後天保5年、12年、15年、弘化2年、3年、文久3年、慶応4年の記録がある。

（註4）同盟関係書類には「此節郷中之支配方も殊の外尻軽ニ相成」（天保3年）を始めとして、地下人統治の困難を示す文が頻出する。本章第5節の（註2）のように「往々百姓共出役も不相勤成行」という形勢はその後進行し、明治3年「庄司役賃揚之義伺並示合一卷」によれば、庄屋・老・惣組頭が地下からとっていた門役についても、百姓共は僅かの代金納を望んで、「訳ヲ構へ出役を否ミ、間々愚昧之者共ハ式勿五分之勤役と心得違を以、自然と不働之心持ニも相見へ」という状態であり、村役人の中には「役目辞退之氣ヲ生」ずるものがあつた。このことは封建制の基礎である村落共同体の、そして共同体規制の弛緩と照応する。例えば嘉永2年（1849）別枝沢渡村老梅八・同代岩吉の「何用定メ記録覚帳」によれば、年に2度の賃物算用の日、暮の役ならしの日、その他老役所から觸れ違した日には刻限におくれず集合する「村方定メ」であつたが、とかくみだりになるので、天保8年（1837）以来、寄合への遅刻者から「差銭」（＝罰金）八銭2匁づゝをとることにした。しかし、その後もみだりになり、「駄賃等其余働共致、時分ニ参り不申者」があり、そのうえ暮の算用の寄合に欠席しながら寄合の決定に異議をとなえて「段々村方めんどぶを申出」る者がある。「以来は心得違なき用（様）相かんがへ可申管」として2人の者から「差銭」を徴している（嘉永2年3月）。階層分化が進行し、賃労働等にでる者が多くなると、旧来の共同体規制は緩まざるをえないのである。

（註5）ここで近世末期の農民層分解の程度と状態を直ちに具体的に掴むことができないのは残念であるが、中越家文書中の「他國出稼願記録（表題なし、仮称）」（文政3年・1820→明治元年・1868）をみると、近世末期には、別枝村でも過剰の労働力が農家経営から拆出され、村外に流出している。この文書に現れているのは「御園暇願」と「番所出入切手願」という手続の必要な藩外・伊予の國への出稼ぎのみであつて、例え

ば、文政4年(1821)から天保11年(1840)までの20年間をとって集計してみると、新規流出者男14人・女15人というまだ緩慢なものである。しかし、面倒な手続きの要らない領内・藩内の他村への出稼ぎはもっとたくさんあったはずである。貢租と賦役の負担者としての百姓の、土地への緊縛・移住と転業の禁止の原則——上からの法制的なものであるばかりでなく、それは切畑等の経済的条件に支えられ、共同体等の社会的規制をも伴っている——にもかかわらず、それは阻止しえない。願書にはすべて「右之者、爾來病身ニ御座候而、於在所ニ渡世無御座候間、年限御国暇率願」というように記されているのである。「病身」は単なる文書上の形式にすぎない。出稼ぎ先での労働の態様については今のところまだ分らない。

第3章 別枝本村の村落構造

は し が き

本章では、まず1、別枝本村を中心とした村落共同体の構造を明かにし、2、村落内に顕著に見出される隠居慣行について分析記述する。1、についていっておけば、村落共同体を、共同体の事実・集団の単なる累積体としてのみみすることは、平面的たるを免れず、むしろ、そうした事実、乃至は集団そのものの性格を、歴史的、社会経済構造全体の中においてとらえ、かくして同時に、これらによって構築されている村落共同体そのものの、歴史的発展的な現実姿態を、適確に見究めて行かねばならない。そのとき、接近の仕方としては、すぐれて、共同体の外部的、内部的両面よりの視角が要請される。隠居慣行も、如上の視点よりとらえ、とくにこれが村落構造との密接な関連を明らかにする。

【1】

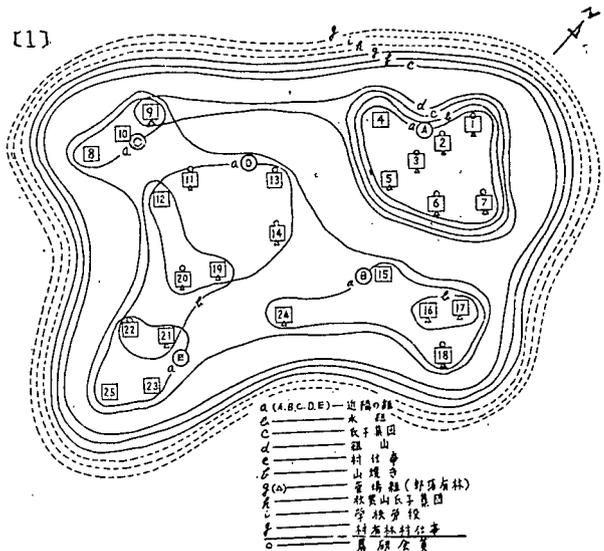
第1図は、本村を中心に見出される共同体的事実・集団の、主要なものについて、その枠組を示したものである。

これらは1、本村内部に累積するもの、2、本村部落を枠組とするもの、3、本村の、より広域に亘るもの、に分けられる。うち、3、において、村有林、村仕事、等、2、と類似のものが含まれ、同時に、共有地については1、にも組山が見出される点、とくに注目される。

ところでこれらのうち、まず注目されるのは、当地の切畑経営自体に基礎をおくものである。すなわち、経営の最初の段階である山林伐採後の「山焼き」(f)は、「部落もやい」でなすのを原則とする。これには、共同体構成員は、農家でないものもすべて出役する。すなわち、山焼きは、切畑経営と

は無関係で、むしろ、防火の意に連なる慣行であるとされているが故である。3月から4月にかけて、亥、寅、午の日を除いた1日を選びその年に焼くべき山林は、当日全部焼く。年間1日限りで、その他、季節はすれに焼く際は、各戸別に、「こうろく」(労働援助)等に頼る。ところで、こういった焼畑耕作が、「火の神」を神体とする共同の神祇信仰に直結し、氏子組織(h)を形成しているのは当然とされよう。すなわち本村部落に在る秋葉神社(秋葉山)の氏子組織がそれである。本村を中心に、仁淀村内12部落に亘り、氏子数230戸程であって、本村はその一単位となり、全戸氏子である。なおこの信仰に深く関連するが、各家屋の破風には「水」の文字が打ち抜かれている。しかして当神社については、管理者、総代、および部落会長を以て、管理組織が構成されており、うち管理者は2名であって、本村では⑩の隠居が勤めている。ちなみに⑩の隠居は、部落民より、「元老」あるいは「長老」と呼ばれる、本村部落の実権者である。元老にはべつに④の隠居がある。さて、以上のうち、山焼きにおける共同労働は、年間1人役を要求される。また、秋葉

第 1 図



山に関しては、こういった労役をはじめ、各氏子に課せられる諸負担には、驚異に値するものもある。すなわち、まず、神社の改修には、例年2人役程度の賦役が課せられる。(なお、これとは別性格であるが、旧正月18日の大祭および毎月18日の月並祭の祭礼準備は、青年団の労役によって為されている。) しかして、改修に当っては、平均1戸より3尺囲りの萱1把、縄一把、しゅう縄5把、大竹1本、小竹5本といった資材を持ち寄るのを慣例とする。ところで、こういった点、昭和30年に着工、建造された新楼門に関しては、特記に値するものがあった。すなわち、その建造費800万円は、主として氏子に寄附金として割り付けられた。本村では最高10万円、最低3千円(2戸)、平均2万円に及んでいる。この部落にして一見苛酷である。ところで、この寄附割り付けは管理者の手により、半ば強制的に行われたものである。また、以上の外、賦役に関していえば、上の如き寄附金抛出の場合、現金を賦役に換算し得ることが慣行として承認されている。秋葉山の場合、1日400円で換算された。またとくに、当初より換算の意を含めて、賦役を抛出する場合もある、同社の寄附板に「一金、一五五〇円、大石信親、他二入夫六七人五分役」(傍点筆者)等と記入してあるのは、そのためである。

以上切畑経営に基礎をおくものの外、本村を粹組とするものには、「部落有林」(f)、「道掘り(道普請)」、「橋かけ」、「林道の改修」等の村仕事(g)がある。すべて「もやい」でなされる。もっとも部落有林共有構成戸は17戸で、これは、同時に「萱場組」構成員でもある。また、すでに中止されているが「瓦講」の成員も共通であった。つまりこれらは屋根普請に直接関連した集団である。そこで、すでに瓦屋根の家、あるいは神官、教員等の非農家が成員でない点ほうなづけるが、べつに⑬、⑭、⑮といった諸家が入っていない点は、当村落共同体内部の階層化の実態を露呈せしめているといえよう。ちなみに3戸はいずれも下層農家であり、⑬、⑮は、最近の分家である。ところで、この部落有林の創始は、さらに最近の昭和27年に属するのであって、かような新設の共有地にして、しかもなお、上の如きを加入せしめてない点、本村落共同体が、旧態のままたえず再生産されている事実を看取し得る。しかも、共有林のもやいは、1戸1人では足らず労働可能のものは全部出役する実情である。ところで、こういった場合の「出づら(出面)」(出役人数)の差は、1人役玄米1升で換算する。この規準は、すべてのもやい慣行に共通である。なおその他の共同労働は、大体年間1人役宛であるが、道掘りの場合は、隠居も出役する。

その他、村落民が課せられている賦役について示すと、まず、小中学校改修、建築等のため、毎年1人役程度労役を負担する。この点とくに昭和26年新制中学校新築の際のそれは、多大のものであった。なおこのようなとき、労賃と換算する慣習のあるのは先記の通りである。つぎの如きはこうした当地の賦役慣行の徹底さ、およびその性格を適確に表わしていよう。すなわち、学校工事に雇傭された校区の大工某氏は、11日間、学校板塀の新築を行ったが、その中1日は、義務として出役すべき日数に算せられ、賃銀は10日分を仕払われた。その他、内部においてであれ、外部よりであれ、共同体支配者は、機会ある毎に共同体員の労役を要求している。当地について、共同体に関する特徴を指摘するとすれば、まずこういった点であろう。他に一例を示す。旧別府村の場合であるが、昭和15年旧道を廃し、新村道を開くに当り、村民全戸に最低16人役の賦役が課せられた。最高現金に換算して、当時の金で45円に上った。しかして、その割り付けは、すべて村長一人で行った。

以上の外、村落民に課せられる労役は、仁淀村有林、仁淀村を単位とする諸種の村仕事(j)等、各種に亘り、年間20日以上に上るといふ。なおjは賦役として課せられる。さて、村民の中には労役の性格について、「もやい」と「ぶ(賦)」を区別する見解がある。後者は「村賦」あるいは「郷賦」とも称せられ、前者が1戸1人の原則で共同体内全員にて行われるのに対し、1部落単位に課役される点において異なるとする。これが封建体制下における領主の、村落共同体を踏まえて行われる、農民の労働力収取の形態に由来することは明らかであろう。ところで現在、村落民には上の

如く両者を区別する見解より、逆に、まったく混同して、むしろ両者は同一であるとする意見がよい。その原因は、現実基盤そのものに求められよう。つまり、まず1、領主的経済体制の崩壊に伴い、当然領主よりの課役としての「郷賦」あるいは、「村賦」は消滅したが、したがって「賦」の性格自体、小規模となり、すぐれて村落共同体の枠組に接近したと、並びに、これと逆に、2、村落共同体の範域は、拡大しつつあること、すなわち、部落を枠組とする村落共同体と比すれば、きわめて、形式的であるにしても、しかも、たとえば東西約8里、南北約2里半、大小62部落を携する新町村仁淀村まででもが、共同体的制度物を有し、且つ、共同体的事実を共有するに至ったこと。つまり以上、領主的経済体制の消滅、村落共同体の枠組の拡大化といった二点を軸に、共同体的労働（もやい）と、賦役慣行（ぶ）が、共同体そのものの中に、混然と性格を定め難くなるに至ったという歴史的時点に到達していると解されること、および、3、その形態の如何を問わず、その労働を提供するのは村民自身であること等に求められるとおもわれる。

このようにして、共同体内における共同労働と、その共同体的労働に着目し、これを賦役形態におきかえて村民の労働力を収取する共同体支配者の課役によって、多量の労役が、たえず生み出される。しかして量的のみならず、質的にもこういった労役慣行が浸透していることは、労役一現金を逆換算して、現金を労役に換算するといった慣行の中にも端的に物語られている。ところで、このような浸透性については、各種の観点より、根拠づけられようが、取り分け、共同体的規制の強固さは見逃せぬ。つまり、村落共同体の要求するのは本来、労賃でなくて、労働そのものである。そこでならば当村落共同体が何故に根強く存在しているかについて問われねばならぬ。まずそれには切畑経営自体に一つの主要な淵源が求められる。これについては先述した。つぎに共同体の基礎を支えているものは当地の切畑経営の生産力の低位性である。つまり、切畑経営が、共同体的基礎を形成するといっても、それは現在の如き、単純な生産手段、原始的経営様式において始めていえることであろう。このようにして、この土地の生産力の低さが共同体を強固にし、さらにその共同体的労役を成員に要求している。さらに支配者がその共同体労働に着目し助長せしめるといった現状であった。つまり労働慣行の根強さは、一にはこうした共同体の強固さに原因づけられる。しかして、一方同じ生産力の低さが1章にみた如く本村落の中に、すぐれて賃労働者の性格をうえつけているのである。そこで共同体および支配者は、こうした賃労働者から、その生活手段たる労働力そのものを奪っている。調査中、その生計の大部分を、山仕事、土方、電力工事、楮、三極労働といった賃労働に托している一村農民は、村の生活の中で、最も不満とするところをあげてもらいたいとの筆者の質問に、「もやい（労役一般を指して）の多いのが一番嫌である」と即答した。

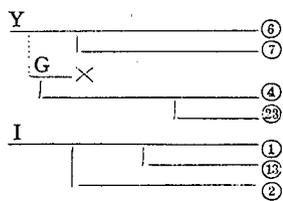
ところで、以上とやや性格を異にするが、同じく、当地の労役慣行の浸潤さを表わすものとして、小作料のそれをあげておきたい。すなわち、当地の小作料は、刈り分けを主とした物納小作料が圧倒的（率は約3分の1が普通）であるが、三極については、労働地代もかなり発見される。すなわち、三極耕作のため、地主の植林地を借りるが、三極の修理（手入れ）を行うことが、そのまま植林地の修理にもなるとの理由で、その修理の労働そのものが小作料に充当され、他の方法では取り立てられていない。

以上、第1図を基礎に、当部落を中心に見出される、村落共同体の事実・集団について指摘し、且つその性格を、とくに、労働慣行などを中心に述べて来たが、ここで、村落共同体の枠組といった視点よりすれば、以上のみよりしてもつぎの如き事実が指摘出来よう、すなわち、本村部落を枠組とする村落共同体は、切畑経営を主とする生産力基盤の上で、その枠内で構築され、停滞し、且つ、たえず再生産されている。そこで、各種の集団の累積体、あるいは共同体的事実が、すぐれて本村を枠組として見出される。しかして、これと同時に、一方、同じく歴史的発展過程に応じて次第に拡大する共同体構造を看取し得るのであった。

しかるに、こういった点、未だ、かなり外面的という外ない。何故というに、たとえば、集団的土地所有といっても、単にそのことのみでは、その集団自体の共同体的構造を明らかにすることは出来ない。つぎに現実に本村部落を観察するに、内部的にすぐれて、共同体的集団の累積体を見出すことが出来るのである。これらは如何なる性格のものか。こういった点に、われわれが村落共同体理解にあたって、村落の内部的な社会構造、社会関係の分析に踏み込まねばならぬ重要な起点がある。つまりは、本村共同体を、内部において支えている構造的要因は何に在るか、といった問題に帰一するであろう。

しかして、本村の内面を伺うに、先記の如く、本村部落を一つの単位とした共有地等に、類似の組山(d)を始め、その他水組(b)、近隣性格の組(a)、小社の氏子集団(c)等が見出される。うち、水組について説明しておこう。当地は高山地帯であるから、井戸水による飲料水の供給は困難である。そこで、清水の湧出する水源地を求め、各戸に筧にて水を引き、飲料とする。しかしてそれには、組で行うものと、個人で行うものとある。前者にしても、筧は各戸に配られており、組としては水源地を共有し、あるいは途中まで筧を共通にする。同一水源地であっても、二戸位が各戸別に水を引き、とくに組と呼んでいない場合がある。組で行う場合は、例年、筧の取り換えを主とした水道工事を共同でなす。大きな組においても、とくに大工事を行わない限り、年間1戸2人役程度出役する。さて、かような共同体的事実・集団の累積体をみるに、村落内部には、かなり濃淡起伏が見出される。就中、目立つのは近隣の組にてA組、通称「池の峠」である。そこでつぎにこの「池の峠」を中心に分析し、併せて全村落の理解に進むことにする。

「池の峠」は、鎌倉期に、安井堂満なるものが来住定着したことにより、開発されたとする。つまり、この堂満、あるいは堂満の跡とされる⑥が本家となり、主要家系を構成し、初期の「池の峠」の中核となつたとされている。現在面よりの系譜関係を示せば左の如し。



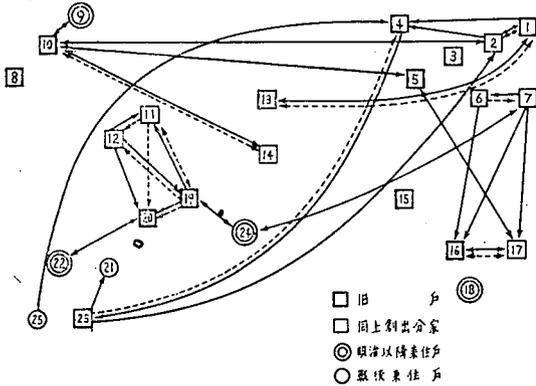
Y・Gは、もと同族であったと認知されているが、しかし現在ではその度合はかなり薄い。現在「池の峠」全員にて「堂満様」なる小社を祀っておるが、祭の際は、⑥と④が中心となる。とくに祭の旗の上げ下ろしは、⑥が行う。これらに対し、I家系は、明治前後の来住戸である。ところで正月の「鍛初め式」は、①は⑥と共に行っているところをみれば、両者の間に、来住時、頼み親的な従属関係が結ばれて

いたかとおもわれる。ちなみに「村誌」によれば、「鍛初め式」は、元来、主家、御家の畑地で行われたものであった。現在、べつに⑥の畑地で行っているとは限らぬが、遡及すれば、そのことがあったかと察せられる。なお、⑥が「池の峠」の中核となったことは、各屋敷の屋号よりも推知される。すなわち、⑥の「オモヤ」を中心に、東にあるのが「ヒガシ」(①)、西にあるのが「ニシ」(⑤)、その上にあるのが「ウワニシ」(④)である。かくして「池の峠」では、もと、⑥を中核とする同族を中心に、「池の峠」全戸が、これに従属的に集まり、それが、その字名で直ちに祭知されるように、水源池を共有していたものであろう。さて、このように復原し得る初期の状態に対し、現状は如何というに、先記鍛初め式は、④は別個に行っていること、また、Y、Gの認知は、きわめて薄いこと、新分家は「池の峠」をはみ出し、(③、③)本村全部にわたったこと、等によって端的に知られるように、すでに初期の形態はほとんど崩壊しつつあることを知るのである。つまり、初期の「池の峠」を支えていた同族組織は、いまや、現在の「池の峠」の内部的要因となり得てはいない。そして、これに代って、内部的要因となったものは親類関係であることを、われわれは次の調査で知り得るのである。

すなわち、全戸の調査によって、同族と親族の構造を、その認知の関係の点より伺った。第2図がそれで点線は同族、実線は親族の関係を示し、矢印は認知の方向を示している。なおこのとき⑨は、老令の後家一人にて、実質的な村落共同体構成員と認められぬため、隠居と共に除外して来た

第 2 図

{ 2 }



が、ここでは対象となり得るので⑮として加えた。ところでその結果つぎの如き事例のあることが明らかとなった。

1. 相互に同族関係のみとして認めているもの——なし。
2. 一方的に同族関係のみとして認めているもの——⑪→⑳。
3. 相互に同族でもあり、親族でもあるとしているもの——①—②, ①—⑬, ⑩—⑭, ⑩—⑰。
4. 一方的に、同族でもあり、親族でもあるとしているもの——⑩→⑪, ⑫, ⑳。
5. 一方は同族と認め、他方は親族とする

もの——④—⑳, ⑥—⑦, ⑪—⑫, ⑪—⑰。

6. 相互に親族関係(のみ)と認めているもの——②—⑩, ⑤—⑩, ⑤—⑰, ⑦—⑳, ⑨—⑩, ⑩—⑳, ⑳—㉑。
7. 一方的に親族(のみ)と認めているもの——①→④, ②→④, ⑥→⑰, ⑦→⑩, ⑦→⑰, ⑬→㉑, ㉑→⑳, ㉑→④。
8. 同族、親族関係のまったくないもの——③, ⑧, ⑮, ⑱。

、現在面の意識を中心とした調査であるが、これによって、以下の事実を指摘することが出来る。すなわち、まず、同族団としての独自の意識はまったく稀薄という外ない。1, が皆無で、2, もわずか一件にしかすぎぬ。本村落では、むしろ、同族意識は、親族意識の中に、包括されているという趨勢を看取することが出来よう。すなわち、3, 4, 5, の事例は、同族と親族の区別が、ほとんど意識されていないことを示し、また全般的に、すぐれて親族関係の錯綜状態がみられる。とくに後者については、6, 7, の圧倒的多数事例をはじめとして、上の、3, 4, 5を加えた親族関係の本村落における位置づけは、これを容易に推察することが出来よう。また2図によって明らかなる如く、親族関係の綱目は、「池の峠」といった如き小地区に留まらず、本村全部にはりめぐらされているわけである。

このような点、同族組織の崩壊と相俟って、すでに「池の峠」を支える内部的基礎構造は、同族組織たり得ず、これが広義の親族構造の系列において、質的に転換した親族関係におきかえられた歴史的過程を、明瞭につかみ得る。ところでそのときは、もはや、「池の峠」といった如き小地区の基礎を支えることが出来ず、その枠組を本村全域に広げた内部的要因に転換している事実をも知り得るのである。上は「池の峠」に事例をとったが、他の⑩、⑰の性格も、同じく鎌倉期定着戸に関連するとされている旧戸を本家とする同族で、「池の峠」と同じ事例を示している。なお同族結合については、さらに、⑪, ⑫, ⑬, ⑭の如き、現在でも、かなり結合度の高い家系がある。これらについて詳細にふれる余裕を持たぬが、先記の2, 4, 5, 6, 7に示された当家系構成戸の意識関係のみを見てもこれらの同族結合が、親族関係によって支えられ且つ、再生産されていることを容易に知り得よう。このようにして、われわれは、全村落において、上述の如きことが申せるのであった。

ところで、以下、当村落を中心とする親族関係について、さらに、ふれておくことにする。まず、先記の7, 一方的に親族(のみ)と認めているもの、をみるに、そうした一方的認知が、④, ⑩の二戸に集中している傾向を知り得る点、きわめて興味深い。しかして、①, ⑩は既述の如く、その隠居は、元老と呼ばれる、本村落共同体の、実質的支配者である。こういった権威的な家に対し、一方、認知する側には、たとえば後家(⑦)あるいは後家にして外来者(㉑)といった弱体の家を含んでいる。なお、この点、④に対して①は六親等、②は五親等、⑳は三親等、⑱に対して、

⑥は六親等，⑦は四親等といった，かなり遠い姻戚関係に在る点，特徴的である。以上の如き事實は，村落内においては親族関係が，単なる姻戚関係としての社会関係でなく，村落共同体内での生活全体に深く関連する社会結合関係であることを示している。こういった点，さらに，部落内での「こうろく」についてみるに，その最近の相手方あるいは，援助すべき事項のおきた場合，こうろくに行く相手を調査した結果は次の如くである。すなわち，親戚7，親戚・近隣，親戚・つきあい，親戚・本村各1（計3），近隣4，つきあい1，下の部落1，農研1，農研内のつきあい1であって，親戚に行くとするもの計10を教え，圧倒的に多い。また「いい」にも事例は僅少であるが親戚と行うものがあった。ところでこうした労働援助，乃至労働交換は，直ちに，それらをなす者の家の経営，生産に連なるのであって，親族関係は，個人を単位とする社会関係であるとは申しながら，村落内では，すぐれて，家が単位となり，それを基礎にして，広く村落の生活全般につながっていることが明らかとなる。

つぎに3表を掲げておこう。すなわち，本村居住戸の親族関係を網羅し，地域別，親等別を規準

第 3 表

親等		本 村		大字別枝		仁 淀 村		近接村郡内		県 内		県 外	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
1	父 子 母	1				5		1		1			2
2	祖 父 母 兄 弟 姉 妹	12	2	5	13	6	1	2	3	4	2	1	12
3	伯 叔 父 母 甥 姪	4	1	6				6	1				4
4	いとこ 伯叔祖母	8		1									1
5	叔従父 母姪	1		1	2								
6	再従兄弟姉妹 従伯叔父母	3											

○大字別枝不明2

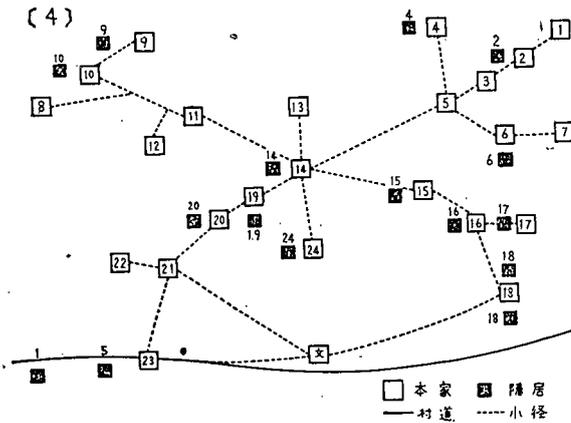
に分類したものであるが，これによって，以下のことが明らかとなる。まず，直ちに気づかれることは，4親等，5親等といった遠い姻戚関係が，本村内部，および，大字別枝において多く，他はせいぜい2，3親等までであり，とくに2親等が圧倒的である。とくに本村では4親等以上13の多きに達し，他と隔絶した数を示している。すなわち，本村，あるいは大字別枝といった自己の生活基盤に近いもの程，親族関係を密に結んでいることが明らかであって，村落内における親族は単なる姻戚関係でないことが，これによっても裏書きされる。ところで，大字別枝は，本村の外，部落12を含んでいるから，その数字は，本村と同じ規準で見ることは出来ない。とはいえ，仁淀村以上の広域においては，たとえば4，5親等のものがまったくないからこの事例の示す意味はかなり深い。つまり，以上，本村を支えている親族関係の網は，すぐれて，本村内部を支えながらも，さらに本村の枠組を越えて，より広域の村落体を支える勢を示しているといえる。われわれは先に，とくに切畑経営を中心とした本村の生産力にふれ，それを基盤にして，本村落共同体は，内部的に停滞し，再生産されていることを指摘した。ところでこれと同時に，本村の枠組をはずれた，より広域への村落共同体の拡大化の傾向を示したのであった。仁淀村を単位とする部落有林，村仕事，あるいは賦役慣行は，未だ形式的にすぎぬとはいえ，現在のこの面における，一つの極限を示している。ところで，上の本村部落の枠組をはみ出る，より内面的な親族関係の方向は，まさに，これらの，より外面的な視点よりした，広域への拡大化の傾向と合致しているのである。なお，さらにこれを歴史的視点よりとらえれば，初期の「池の峠」の如き小共同体が，内面的にも外面的にも崩

れ去り、同じ組山、氏子集団等の累積体でありながら、現在は単なる本村村落共同体内の小組的な位置に転換したのに対し、現在は、本村部落を枠組とする村落共同体がすぐれて、その名に価するに至っている。むろん初期と雖も、あるいは現在自体においても、当村落共同体は、その枠組の中で停滞し、再生産されつつ、しかも同時に、より広域への拡大化を自ら、指向しているのである。

【II】

隠居慣行について簡単にいっておけば、当地域では、長男に家督を譲渡した後「本家」に長男をのこし、次子以下を引きつれて別居、一先づ生計も別にするという形態を一般とする。本村24戸のうち、隠居の現存するもの17戸。内15戸がこの形態を取っている。他の2戸は同居隠居で、家督譲渡の外日常生活はすべて本家と共にする。別居隠居（以下居住形式を含めた右の如き隠居形態をこのように称しておくことにする）の居住地は、4図に示さるるように、本家に隣接している。本

第4図



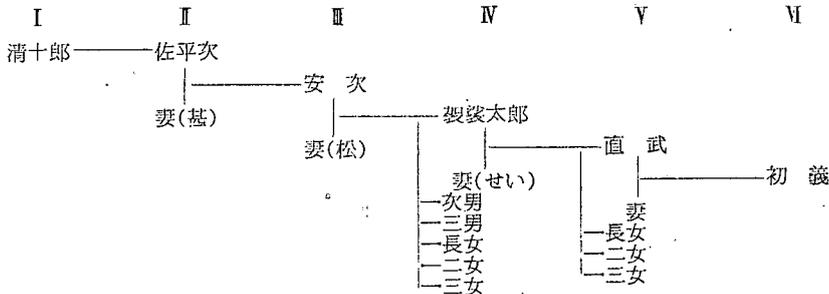
家の屋敷と離れているのは①と⑤のみ。いずれも隠居創立当時は本家に隣していたが、最近商業創始に伴い、村道沿いに下り、居を構えたものである。⑩に隠居2があるのは、二世代にわたる隠居が存在するもの。二世代にわたるものには、ほかに⑥もあるが、これは同一隠居家に居住している。その場合部屋を別にしているが、部屋の位置などについては過去に遡って検討してみるに、同一の家でも以上のうちその時の諸条件によって、区々な形式の取り方をしている。これらの条件については後述。名称は「インキョ」「ナ

カインキョ」、あるいは「カンキョ」「インキョ」といって区別する場合があるが、一般には、いずれも「インキョ」で通っている。ところで以上の如く、本村落では、別居隠居を一般とするとしても、その在り方には、単に家屋の点のみからいっても大小良悪がある。本家家屋よりむしろ大きいものから、同程度のもの、あるいはまったく小屋にすぎぬものまで存在し、体裁の上から見ても区々である。そこで隠居家屋を本家の階層化の一つの規準とすることも出来る。いま平均的なものをあげれば、本家八畳六畳間併せて四間程度に対し、隠居は六畳、四畳半二間程度である。しからはこれらに対して、同居隠居は如何というに、同居隠居のうち、⑦は一旦隠居したが戸主死亡のため、隠居せる母が本家に戻ったもので特殊事情による。とくに取り上げべきは③であろう。同家は代々、別居隠居形態を取って来たが、現戸主が教員になったのと共に現世代で同居隠居に転換した。ところでさらに注目すべきは⑧であって、同家は先述の如く、近世年間庄屋を勤め、明治以後は教員、神官等の職に在った家柄であるが、当家に関する限り近世よりひきつづきこの種の隠居は行われていない。同家戸主中越律氏によれば、村内にて、累代別居隠居を行わないのは、庄屋の外関所番人(番所)、年寄等の村役人層の家であるとされる。ちなみに、もと番所(関所)を勤めた市川家(岩屋居住)、中越家(霧の窟)などは近世年間別居隠居は行わず、明治以降始めてこの形態に転換した。市川家の如き別居隠居創始は4、5年前に属するという。これらに対し、下層は如何というに、先に指摘した如くその規模は小さいがともかく行われている。このような点に本村落の隠居慣行の本質を知る鍵が用意されていよう。なお最下層についていえば、たとえば⑩戸主などは長男出稼ぎのため、隠居の時期はかなりおくれるとしている。

さてつきにこういった隠居慣行についてさらに内容的に伺うために、とくに別居隠居につき、一、二の事例を示す。なお資料としては各事例の隠居あるいは本家戸主の談話を主とした外、べつ

に明治5, 10両年の戸籍簿を参照した。しかして後者の場合, 資料の性格上, とくに記載年月日と現実の間に, 隔りがあるとおもいますが, そのまゝ使用した。また系譜のうち明治年間, 子息不明の箇所は省略してある。以上二点を予め断っておきたい。

⑥ の 事 例



清十郎 (I) 隠居の事は不明。壬申戸籍にて戸主佐平次 (II) の「父」とあるのみである。佐平次は, 長男安次 (III) に嫁を貰って約2年後に別居隠居した。それは父死亡直後に当たっている。すなわち明治10年戸籍簿にて, 安次妻松が, 明治11年10月同家へ引越した事, 明治13年1月清十郎死亡, 同年11月安次相続届出, および佐平次隠居のことが加筆されている。この時妻甚も共に隠居した。しかるにその後佐平次死亡におよび, 自らは老齢のため, 再び本家に同居するに至った。つぎに次代に至って, 袈裟太郎 (IV) が妻帯したのを機に安次は隠居した。土地を3分の1分与され隠居家に引移った。このとき隠居に連れて行ったのは, 右の母甚, 妻松, および次男と女子3人である。つまり甚は再度の別居ということになる。また甚と安次で二代の隠居が存在したことになるが, 隠居家は同一家屋であった。甚は先の本家再同居以来, 老齢のため農事, 生活両面に亘り, すべて子, 孫に頼った。ところで隠居へ同居の子息についていえば, 次男鹿次は明治45年頃, 本家東隣へ分家した。⑦がそれ。分家創立にあたっては, 隠居, 本家共同にて家屋を立て, 土地を主とせる財産は, 大部分隠居が買い与えた。べつに隠居地も僅か乍ら, 分与した。その他女子3人は嫁入りした。さて, 次の世代の隠居が袈裟太郎にあたる。現在生存するせい氏 (73才) 等である。長男直武 (死亡) が嫁を貰い, その後約1.2年同居したが孫 (初義氏) 出生直前, 昭和5.6年頃隠居した。当時せい氏は47.8才であった。長男直武は20才で妻帯したが, せい氏等は, 「早うもろうてかかろうと思ったので」長男の妻帯を急いだわけである。ところでその隠居当時は安次等 (III) が未だ生存中であつたので隠居家を2軒必要とした。そこで1戸建築したが, いま当時の模様を図示すれば次の如くである。Aは佐平次 (II) 時代より建てられていた。いはば当 (IV) (III) 家代々の隠居家であり, 安次・松夫婦 (III) が居住していた。新築のBには袈裟太郎, せい [B] [A] (IV) およびその女子3人が住んだ。なおBは, 便宜上新築した一間の小屋式のものであつて, 後に取り壊され, 現在は再びAのみ残っている。ところで右の時期つまりIVの隠居当時 (V) 当家の生産面での関係は如何というにおよそ次の如くである。

○本家一戸主は当時かなり有利な賃労働である水路工事関係に馬曳きとして出で駄賃を稼いだ。なお畑を3.4反所持したが, その耕作は妻一人の手でなした。やなぎ畑 (三種畑, 切畑) は経営せぬ。

○IV一部落内2名より田I反8畝, 畑3反を借り小作, やなぎ, 米, きび (唐黍) の生産に当った。ちなみに, 当時水路工事の賃労働に出る者多く, それらの土地を小作したものである。

○III一畑3, 4反にてきび耕作 (下記参照)

なおIIIの畑は隠居地として本家分の中より分与せるものであつたが, 安次, 松, 老齢のためIVがかなり労働力を提供した。つまり当時の⑥家の土地を対象とせる生産面の主力はIV (ナカインキョ) が握っていたことになる。さて安次 (III) は81才になり老衰のため, 「俺は百姓を止める」というようになったが, その年に死亡した。つづいて同年妻松も死亡。そこでせい氏等 (IV) はB居住を止め, Aに移る筈の所長男夫婦が九州に出稼ぎに行ったので本家に戻り住んだ。後, 長男帰郷まで, 8年間, 本家役をつとめたわけである。すなわち, 右のナカインキョとしての小作は止め従来⑥家の土地を本家分, 隠居分併せて約1町全部耕した。やなぎ (三種) 10万本近く植えた。其の時は人も雇傭もした。このようにして, 結局Aに入ったのは今から15,6年間前であつた。つまり本家が帰って来たわけであるが, 当時耕作はやゝ減じ, やなぎ畑6, 7万本位であつた。う

ち3分の1を隠居分として分けた。その後隠居夫婦でかなりの期間減さずに耕作していたが妻婆太郎が手を悪いそのため、隠居は2,3万本に減じた。せい氏が主として耕作したわけ。その後妻婆太郎は死亡。せい氏は続けて右を耕作した。しかるに本家戸主が死亡しせい氏の本家への耕作面の労働援助も増した。ところで孫初義氏が妻帯、本家をついだのを機に再びかなり楽になり現在は老齡のまゝ最近同居隠居した先代、本家戸主の妻の協力を得て、約1反のやなぎ畑を耕作しているにすぎぬ。なお、両隠居合めて現在の隠居分は左の如くである。なお当家では位牌は常に本家にある。

	水		田		こやし(熟畑)		いも地		切畑		その他		山林貸付地	
	自	小	自	小	自	小	自	小	自	小	自	小	反	反
本家	0.5		1.2		1.6	1.1	4.5	15.0	0.3	5.0	5.5	5.0		
隠居	0.05		2.5		1.1	0.35	4.0	13.0						

⑩ の 事 例

I II III

弥三郎——生駒——一働

Iは本家の西側に隠居。IIの代には新建築した(隠居屋敷売却のため)。IIは9年前隠居。IIIに嫁をもらい半年程して別居した。男子3人、女子3人を連れて出た。その後、二男は山林労働で出稼ぎに転出、三男分家四男転出転業、および2女子が嫁入る。といった如く、漸次減じて行った。土地についていえば、当初、隠居分として、やなぎ畑もこやしも分けた。その時は隠居分の方が多かった。それが次第に減じて行った。つまり「下子(したご、次子以下の子供)」が余計あると、沢山分与されるならわしである。いまその割合を示すにまず隠居分が本家分より多い時期はきわめて短い。本家に子供が出生し、人数が増して行くからである。そこでおよそ、隠居の5—4人程度までは4分6分で隠居4分。あるいはそれ以上である。隠居3人の場合は、3分7分に近くなる。現在子供は末子1人のみで、隠居3人であるから、この程度であるが、いずれ隠居夫婦2人のみになれば、3分7分、あるいはそれ以下になる筈。なお分与に当っては、単に「これこれを作れ」と口頭で行うのみ。「便宜的に分けているだけで、本家と全部一緒である。耕作も他の経済生活も一緒。隠居は、ただ居るだけの隠居である(西村生駒氏談)」なお三男は部落内に分家したが(㊸)本家より家屋、土地を買ひ与へて分家させた。分家の際、「隠居地を分与する場合もあるが、そういう例は少い。隠居分といっても、地は本家のものだからである」(同上)。位牌は隠居にある。隠居死亡すればむろん土地も共に本家にかえる。

⑪ の 事 例

I II III IV

幸次郎——藤十郎——徳次郎——豊

Iは本家の西隣に隠居し、隠居分も所持していた。IIは隠居せぬまま死亡。その妻植が隠居した。IIIは昭和10年頃隠居。IVの嫁が来て2年後であった。其の時植も同居した。隠居家は全部同じ。徳次郎死亡後その妻は1人でやなぎ畑の耕作をいていた。隠居分は次表の如し。しかして老齡になり、昭和30年3月より村道沿いにべつに隠居を新築し雑貨商を始めた。隠居分はこのときより本家がつくり始めた。

	水		田		こやし		いも地		切畑		その他		山林貸付地	
	自	小	自	小	自	小	自	小	自	小	自	小	反	反
本家			3.0		0.5		10.0		2.0		219.0	1.0		
隠居			1.5		0.5		4.0							

しかしなお、隠居でやなぎ畑3反は耕作している。名義は現在でも全部隠居名義である。現在隠居分は隠居名義で税金を払っている。寄附金は本家と相談し、本家が出したり隠居名でとくに出したりする。秋葉山の寄附は本家が出した。位牌は隠居にある。隠居の際は次男を連れて来たが、後分家した。(㊸)。創出にあたっては本家が全責任を負った。現在隠居は現本家(IV)の次男(孫)が同居している。

徹頭徹尾、労働し、生産し抜く形態であることがまず、最も注目される。意識面よりすれば、事例中にもみえた如き、かなり楽隠居的な面があるが、この点、本家役を譲渡し隠居したわけであるから、当然とされよう。しかるに、なお現実には、死ぬまで働き抜いているという実状である。すなわち、右の如く隠居は、その創出条件として、隠居地(隠居分)を分与され老衰して、労働不能

に至るまで、あるいは死亡するまで生産に従事するわけである。しかして、特に後述するところとも関連するのでこの隠居地についてしばらくふれておきたい。隠居地が各家において、各世代を通じ、一定しているか、あるいは、別に決定されたものはなく、各世代毎に異った土地が充当されるかという点に関しては、むしろ、その両面を含んでいるといわねばならない。すなわち、分与の慣行についてみるに、まず隠居地決定に当っては、各世代毎に、新たに口頭で以て分与される。しかして、各隠居は、その創出当時の条件によって、隠居地積に広狭、多寡がある。そこで各世代を通じて、一定の土地を定め、これを隠居地と銘うつことは事実上困難である。しかし、一方、しきたりとして、自然前世代の隠居分を引き継いで行くといった傾向はつよい。その一つの原因は、つぎの如きに求められよう。すなわち、通例として、各家の所有地のうち、良好の土地は本家にこのし隠居分としては、より粗悪な土地が分与される。さて、つぎに、この隠居分の比率を見るに、創出当時、本家7分に対し、隠居3分、あるいは隠居分3分の1といった程度を最も普通とする。ところで経営の縮小化とはべつに創出当時の隠居地は、一応隠居名義で、死亡後本家分に復帰するまでつづく。そこで次世代に直ちにほぼ同一の大きさ（人数、労働力等よりして）の隠居が創立されれば、そっくりこの隠居地がひきつがれるといったことが多く、こうした点よりして、隠居地が決定されているともされているものとおもわれる。ところで以上の点に関し、次の史料を掲げる。文久二年別枝村の内、大見鏡村百姓文蔵が別枝村老、老代および組頭に差し出した文書、「濟口始末」の一部であって、同家に内混雑があったが村役人の仲介によりこれが落着を見た際の始末書きである。すなわち、「一、私儀御本地菅反五代四歩夕父留五郎に譲り呉百姓業相立居申候処男子数々相養居申候間惣領善右衛門へ右御本地三ヶ式分ケ遣シ三ヶ壺私隠居料ニいたし隠居仕居申候（以下略）」とあり、近世年間より現在に見らるる如き別居隠居が行われいたこと、その隠居分は同じく3分の1程度であったことを知り得る。ついでに指摘しておくならば、文蔵は自己の代に分家したものであること、そして本地分としてはわずか一反余を所有するにすぎなかったことが知られる。定畑（新地）も、さほどなかったとおもわれるから（或は皆無か）、おそらくは他に、かなりの切畑を所持していたであろう。経営内容等はべつにして形態において現在と生活様式上大差なかったことが明らかとなる。なお近世年間の隠居慣行については、べつに天正地検帳にて隠居の所在が散見される。もっとも別枝名の場合、わずか1件といった程度のものにすぎない。第2章第1節にのべた「うは」がそれで記載は次のとおり。

崎 畑

一、四拾代下屋敷

都ノ村 別枝名

片岡分

うは居

屋敷のみの名請人である。しかしてこの点是他名に見出される「ちい」とか「祖母」等いずれも同じであった。当時の実情については、先記、天正地検帳の分析と考え合わせて、〔1〕天正地検帳にあらわれる隠居は、以上の如き形態と異った、むしろ最上層者と関連する楽隠居的な性格が強かったであろう。〔2〕現在の如き働き抜く隠居形態は、それ以下のとくに中層者の家よりまず創出されていったのであろう。すなわち、時期的にいえば、天正地検地当時の中世的色彩を次第に払拭し、近世的小農民が村落内に次第に独立して行く過程と共にこうした隠居形態が村落内に根強くなって行ったとおもわれる。しかして、天正地検帳に名請地として屋敷が登録されるまでには至らないが、あるいはすでに、近世的小農民的な別居隠居は、小規模にしてもあったかも知れない。〔3〕天正地検帳名請人下層者のうち、きわめて隷細な名請地しか所持せぬ名請人、あるいは無屋敷の者等に隠居が含まれているとする根拠はかなり薄い。単に記載面のみよりしても、天正地検帳では、先記の如く、隠居は直ちにそれと察せられる名称によって登録されている。土佐の、とくに当山間地域の場合、隠居が、上述の如き記載内容で以て、広範に登録されるとすれば、天正地検地より、やや降。

た時代の検地においては、天正地検帳上のこうした名請人については、〔2〕とほぼ同様のことが指摘出来るとおもわれる。すなわち時期的にやや遅れるにしても、これらが、次第に、上昇転化し、一戸前の家として独立するにしたがい、次第に、現在面にて広範に見らるる如きに類似した隠居を創出するに至ったものとおもわれる。等といったことが推定されるが、むろん、未だ単なる推定の域を出でぬのであって、こういった点については、今後の分析に俟たねばならぬ。

さて先の如く、約3分の1の隠居分を得て、隠居するが、こうした隠居の実際に経営する土地が、年次によって、次第に減じて行き、最後まで生産し抜く点、最も注目すべき所であった。先記の事例によっても明らかな如く隠居の際、本家分より多い土地を分与さるる場合のあること、隠居に同居する人数の減少により、隠居地の割合に変化を生ぜしめていること、老衰に近づきながら、しかもなお、漸く、やなぎ3,000本（1反）を耕作している点等は、こうした性格を端的に物語っている。また、農耕不能に至れば、べつに商売を創め、経済的基盤を得る方途を立てている例などは、さらにこのことを如実に示している。この点先掲③、⑧の如き純粋な同居隠居が、（⑧には現存せぬにしても）、いはば、いずれも、本家へ寄生する隠居（寄生隠居）であるに対し、当地の別居隠居は、その本質に、すぐれて生産的な性格をそなえている（生産隠居）。しかして、このとき、とくに注意すべきは、⑭、⑱2戸の隠居の如きまったく隠居地を所持していないものの存在である。これらはすでに明らかな如く、村内最下層者であって、隠居地として、分与すべき余裕を持たぬものである。これらは「土地が少いから分けず一緒に耕作する」といっている。つまりこれらとて、あくまで、本家と共に労働に当ることは申すまでもない。さて、かような生産隠居を生んだ根拠は、容易にこの地の生産力の低さに求められることは、すでに明らかである。このことは、寄生隠居創出者である③、⑧が教員、神官といった、あるいは⑧が老、庄屋役勤務の家柄であったことを考え併はすれば、さらに明瞭であろう。ところで生産力の低さに密接に関連するが、こうした隠居形態を存立せしめるいま一つの要件は、当地の農業経営の低位性にある。ちなみに農業技術の高度に進んだ水田地帯等について考えるに、かような地では隠居が、直接生産に従事する必要もあるまいが、同時にまた、技術的に不可能である。当地の場合、水田は僅少にしてその生産の基礎を、畑地とくに切畑においてるのであって、かような切畑経営の如き、単純な原始的農業技術に依存する地において、はじめて、隠居の生産的性格が可能であるとされよう。ちなみに切畑経営に関しては、山焼き、耕起、子植、修理（春打ち、秋刈り）、切り、運搬、蒸、皮はぎ、けすり等、いずれの生産、精製行程を取ってみても、老人で不可能な労働分野はない。これは恰も漁村において、隠居が地先での一本釣りという原始的漁法によって生計を立てている形態に酷似している。ともあれ、こうした原始的切畑経営が先に見た如く、この地の生産力を低からしめ、且つ、それが、村落共同体を再生産する基礎をつくったが、同時にまた、このこと自体が、かような隠居慣行を、此の地に生み出しているとも申せるのである。

さて、かような隠居であるから、却って村落内での地位はかなり高い。そういった点、まず本家との関係についてみれば、位牌は隠居にある場合が多く（むしろ、位牌は隠居におくべきだとされている）、家督を譲渡したとはいえ、祖先の祭祀権は隠居が握っている。また、右の如く、家産としての土地を隠居分として管理しているわけである。なおこういった点、とくに付け加えておけば④などは生産手段として土地あるいは農具の外、牛1匹を隠居自身で所有しているのであった。なおこれに関連し本村落において、隠居がしばしば本家の出稼ぎに伴い本家役を勤めていることは注目してよい。本村での出稼ぎ者については詳述する暇を持たぬが、その数は甚大である（ちなみに事例参照）。ところでその中には本家自体が、あげて他出する場合もあるのであって、こういったことが可能なのは一に隠居の力に俟つことが大きい。また隠居の経済的基盤については部落内に隠居の高利貸を数えることを付け加えておこう。こういった隠居は税金を自ら払っているものが多い。また寄附は、本家とべつにするのが普通である。むろん、本家と相談して共同でなすこともか

なりある。いずれにしてもその地位は高い。寄附に関しては、秋葉山の寄附板等に、とくに「隠居組」として、氏子のうち、隠居のみを別個にして記名したものがかなりあり、隠居組のみのものもある。ところでつぎに、村落共同体内での位置を見るに、およそ、兵団体成員としては、本家のみが当てられており、村賦、部落有林、常会等、いずれも本家が構成戸であるが、村仕事のうち、道掘りには、隠居の労役が予定されている。また、部落有林と同一性格のものに、池の峠の組山があったが、㊸は隠居がその権利を所有している(事例参照)。こうした隠居の地位を端的に示すものは、㊴、㊶2戸の隠居であろう。両者は「元老」あるいは「長老」と呼ばれ、本村落共同体の実質的な支配者である。あらゆる相談毎、部落内の事件等は、この「元老」、「長老」に持ちこまれ処理される。㊸はさらに秋葉山の管理者の地位にもある。ところで右の寄附板に記入のあった如き「隠居組」と呼ばれるものが部落内にある。娯楽を中心としたものであるが、とくに指摘すべき行事としては、年1回の隠居組による祈願祭がある。神社春日様に集まり、長生きの祈願をし、集めた会費にて酒宴を催す。なお当日は、別枝各部落の隠居組が集るのである。以上の如く諸種の面において隠居の位置はかなり高い。経済的基盤を得れば社会的地位が高くなる好例である。しかしながら先の本家出稼ぎ後の預り作ともいえる、隠居の本家役復帰の事例に明らかに本村落自体の、経済的な背水の陣を構えた姿勢を看取れる如く、生産力の限りなき低位性から生み出された性格であってみればこれは容易に看過出来ぬ現実である。

附論 第4章 三極の生産構造

【1】

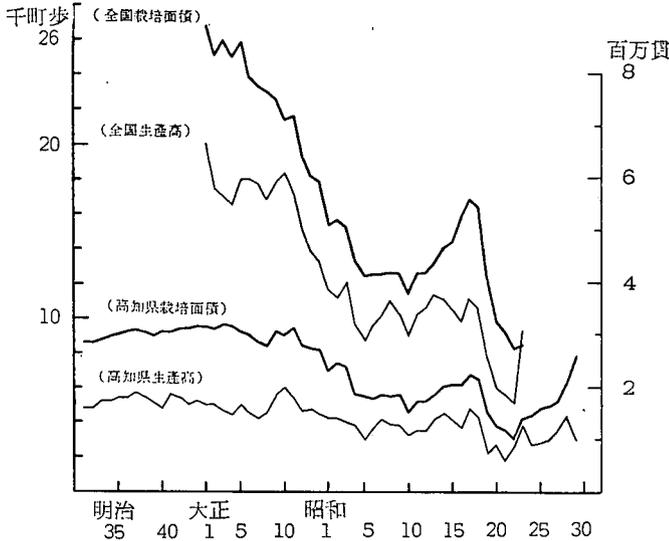
明治10年代は、わが国で本源的蓄積過程が急激にすすめられた時期である。徳川幕藩体制下での封建的貢租とほとんどかわらない高率地租と小作料負担の上に、地租金納化、入会地の収奪が行われたことは、外からの商品＝貨幣経済の急激な浸透と相俟って、農村をいちじるしい窮迫に追いこんだ。高知県においてもそれは例外でない。特に、おくれた切畑耕作によって何らかの程度に自給体制を濫存してきた山間部農民にとって、このような形での本源的蓄積の進行はこれまでの農家経済の再生産の諸条件をいちじるしく破壊することを意味し、ために農民の窮迫は一方に零落農民の離村＝プロレタリア化を促進すると同時に、他方では新たな現金収入源を求めての必死の経営努力を余儀なくさせるに至ったものと考えられる。

高知県山間部農村において、商品作物としての三極が栽培されはじめ、明治22年以降急速に普及したのは以上のような歴史的背景のもとにおいてであった。それは、当時における和紙市場の急激な拡大を前にしての製紙業者および和紙取扱問屋などの和紙生産拡大の要求によって喚起され、それが、零落農民の離村をくい止め、併せて新たな地代収取の対象をそこに求めようとする山間農村の地主層の要求にうけ入れられて、疲弊した農村救済のための所謂「勸業」として時の県庁などによって極力奨励された。したがってもともと、農村における生産力の順当な発展の結果として農民の間から生れ出た方向というよりは、いわば耕作農民に対して上から、すなわち紙業資本と山村地主層の主動のもとに移植されたものといえることができる。しかし当時の農民の窮迫の事情がやがて数年をいえずして、これをほとんど高知県の全山間部に急速に普及させることになったのである。⁽¹⁾

こうした事情のもとで山間部農村にうけ入れられることになった三極栽培は、山村農民にとってどのような意味をもつものであったであろうか。それは一般的にいえば、生産力がいちじるしく立ちおくれたままで資本主義の急激な発展の中にまきこまれてゆく農民経済のもつ矛盾した立場に、山村の農民をはっきりと位置づけることであった。すなわち、半封建的土地所有の圧力による零細経営と、切畑耕作というきわめて低い農業生産力の基礎の上で、100パーセント商品化をめざす三極を生産し、それによって自家経済の貨幣経済的再生産を行ってゆかなければならぬということである。このことは、明治本源的蓄積期の特殊な諸条件の中で位置づけられた山村農家経済の、特殊な脆弱性と矛盾を示すものといえよう。三極をうけ入れることによって新たな構造をもつことになった山村の経済は、その後の日本資本主義の発展の中で、三極作農民と山村の半封建的土地所有、および直接には紙業によって代表される資本、の三者の対抗関係を主軸として展開をどけてゆくのであるが、上の三極作農家の特殊な再生産構造こそは、この資本、土地所有と耕作農民の生産関係の、生産過程における表現なのであり、最初に定位されたその脆弱さと矛盾は全体の構造変化＝資本と土地所有の発展の中で益々深められ、不安定性をましてゆかざるをえない。第1表に示されるような三極の生産推移は、そのような関係の発展を内にひそめている。表に見られるとおり三極の栽培面積と生産高は、明治年間を通じて漸増するが大正期には早くも停滞し、大正10年頃を境に急減しはじめ、その後若干の起伏はありながらも大正期の水準に回復しない。すなわち三極の商品作物としての発足後きわめて短期間に既に停頓している。この事実の意味を解明するためには、前に述べた、需要者たる和紙部門、栽培地における土地所有、および三極耕作農家の三者夫々の側における事情の変化と、それらのからみ合いが尋ねられねばならないであろう。今これの全面的な解明を志すことは、本稿の目的ではない。⁽²⁾しかしこのように全体として停滞、衰微しつつある三極栽培に、現在においてもなおその生活の主要部分を托さねばならぬ山村農家が数多く存在することが、高知県における多くの山間部農村の特徴であり、それらの山村の経済構造を明かにするためには三

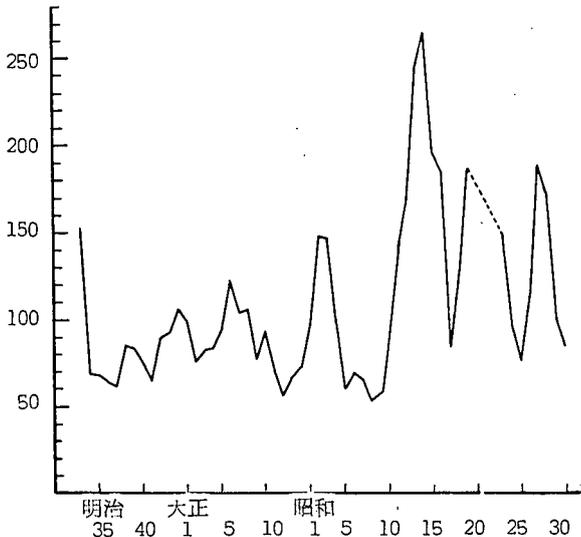
極栽培農家の再生産構造の特殊性が問われなければならないであろう。

第1図 三極栽培面積及び生産高の推移 (明治31年—昭和29年)



備考 内閣印刷局高知出張所調べ、及び高知県紙業史より作成

第2図 三極価格の推移 (大正元年=100)



備考 内閣印刷局高知出張所調べによる価格を日銀卸売物価指数 (昭和9—12年基準) によって修正して作成

因となったであろうと述べられている。われわれも両者の相違の主なる原因を土地所有関係の様態と林業差額地代の発展における前後関係にあると考える。両地帯における三極栽培上の密植と疎植の相違も、上の理由によって説明されるのではあるまいか。

(註3) 和紙製造部門との関連における三極の市場構造については、第5章においてふれられる。本章では以下の叙述にあたっては、三極価格決定機構=流過程は一応捨象されるのであるが、第1図の生産推移との関連のため、特に以下の叙述において前提される三極の価格変動の特殊性を示すため第2図をあげておく。

【I】

高知県山間部切畑耕作地帯における切畑1反歩での三極作付全期間にわたる労働過程を概略表示すると第1表のとおりとなる。

さらに三極栽培のために実際に投下された労働時間を月別に示すと第3図のとおりとなる。(1)

(註1) 三極栽培が山間農村における地主階級の新知識層の手によって村に移入され、普及の努力がなされたことはたしかである。大野勇氏著「三極の恩人」にあげられた三極の恩人十数名中、数名の製紙業者 (藩政時代の御用紙漉きの家柄が多い) と製紙技術者の他はほとんどが地方旧家乃至有力者 (地主) の出とされている。尚この点については横川末吉氏「高知県の焼畑耕作」「人文地理」第4巻第4号。

又耕作農民の方は最初は三極栽培の奨励に対して進んでこれに呼応したわけではない。三極が有毒であるということで耕作をしづり、その誤解をとくに10年程もかかったといわれる。このことは、このような形の上からの移入に対する耕作農民が示した抵抗とも考えられぬことはない。

(註2) 三極の生産推移のこのような全県的な傾向と同時に、夫々の地帯の地域性を考察することが本来は重要であるが、資料の関係でここではふれることができなかった。この点について前記横川氏の論文は、三極栽培地帯として吉野川流域地帯と仁淀川流域地帯を対比し、前者をもつて三極栽培は明治末年頃より急減して植林化が進んだ地帯、後者をもつて三極を守り続けて植林が進まなかった地帯とされ、「その理由は明かでないが、仁淀川流域が土質が三極に好適であることと、山村人口が稠密で大土地所有が少く、植林を行うほど山地面積に余裕がなかった」のに対し、一方吉野川流域は吉野川の水運による刺戟が植林を進めた原因

第1表 伐畑1反歩での三極作付全期間にわたる所要労働

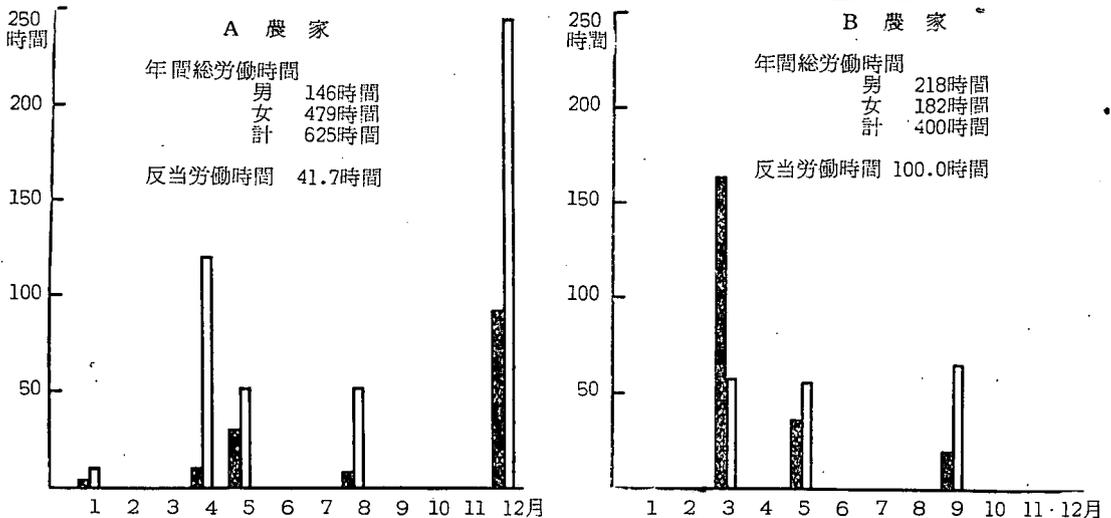
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計																	
労働種類	雑木林伐採	山焼苗	耕起植	中耕・除草	刈取り(一回切り)	運搬	蒸煮	剥皮	乾燥	中耕・除草	中耕・除草	刈取り(二番切り)	運搬	蒸煮	剥皮	乾燥	中耕・除草	中耕・除草	刈取り(三番切り)	運搬	蒸煮	剥皮	乾燥	合計			
所要労働(人役)	4	1	4	3	5	6	1	1	0.3	1.7	0.5	6	6	6	3	3	1	5	1.5	6	4	3	1.5	0.5	3	1	78人役
年間計	5		12		6	10.5			6	6	19.5			4	9												
生産物(貫)	黒皮								20貫						60貫								33貫			113貫	
白皮									「けずり」3人役を加え						「けずり」9人役を加え							「けずり」5人役を加え			+17人役		
									9貫						27貫							15貫			51貫		

- 摘
要
- (1) 伐畑1反に三極3,000本植栽し(疎植の場合)3回刈取り9年目以後放棄するものとする。
 - (2) 所要労働(人役)は男女を通じて労働換算せず。
 - (3) 労働手段=鋏, 鎌, 蒸煮用桶, 釜, 補助材料=薪(自給)
 - (4) 上例は高知県高岡郡仁淀村別枝本村における聴取りによる。

以上の二つの表から, われわれは高知県山間部で現在普通に行われている三極栽培について, その労働過程における次のような諸特徴を把握することができる。

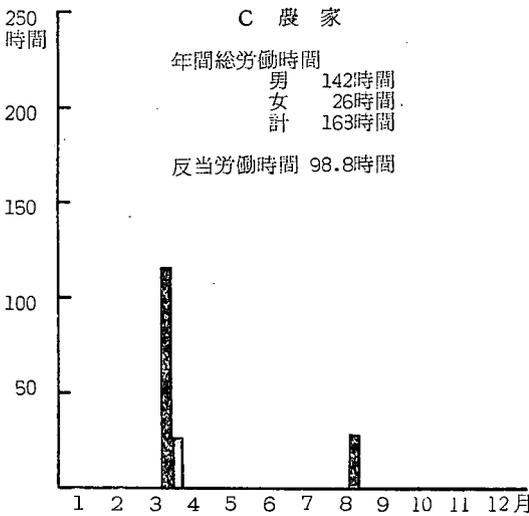
- (1) 労働過程での生産用具の充用が, 極めて低度であり, 手労働が支配的である。
- (2) 労働力は概して単純幼稚なものでこと足り, その充用がはなはだしく不規則的であり, 恒常性を欠いている。しかしながら, 季節的に, 所謂クリティカル・モメントにおいては一時に多量の労働を必要とすること。第3図において, A農家の12月, B・C農家の3月の労働時間はいずれも刈取り, 切揃え, 剥皮, 乾燥のための労働であるが, それらはかなり短期間に行われることを必要とする。このことはさらに, 第1表の第2年目における山焼きの場合一層決定的となる。後者の場合, 特に稟柄の性質上, 家族内の労働力では到底間に合わず, 通常部落の共同労働

第3図 三極作月別実労働時間(昭和29年度)



- (1) 家族農業従事者 男3 女2 計5人
- (2) 三極作付実面積 樹令6年 10.3反
樹令3年 4.7反 計 15.0反
- (3) 三極実収量 総額 75.00貫 反当 5.00貫

- (1) 家族農業従事者 男3 女3 計6人
- (2) 三極作付実面積 樹令4年 1.5反
樹令3年 2.5反 計 4.0反
- (3) 三極実収量 総額 81.00貫 反当 20.25貫



- (1) 家族農業従事者 男1 女2 計3人
- (2) 三極作付実面積 樹令3年 1.7反
- (3) 三極実収量 総額 59.00貫 反当34.71貫

備考. 農林省高知統計事務所, 昭和29年度主要農産物生産費調査より作成, (高知県長岡郡大豊村)

それは又, 第2表にみられるような三極の反当生産量の停滞性としても表現される. このような三極作における生産力の絶対的低位性と停滞性は, それ自体第1節にあげられたような三極栽培をめぐる生産関係—経済構造によって制約されているものと考えねばならないが, それについてはここで立入らない. 一方三極栽培のこのような低い生産力段階は, それが山間部農家において, 最重要な現金収入源であり, 経営維持—再生産の主要条件であることからして, 三極耕作農家の再生産構造の特質を規定し, ひいては切畑耕作地帯山村の経済構造を規定する重要契機となる. それについてはおってふれてゆくが, さしあたり重要なことは次の諸点である.

1, 上に述べたような三極生産における労働生産力の低位性は, 他の製紙原料(例えばバルブ, マニラ麻)に対する三極の相対的高価の基礎的制約をなし, 市場における代替物による三極の駆逐の遠因をなしている. (一方三極栽培における技術の絶対的な低位性と労働充用における上述の断続性は富豊的経営への発展に対して技術的な面からする制限条件をなす. しかし絶対的制限ではない. それを不可能にするのは技術的条件ではなくて, 土地所有と価格関係から来る制約である. いずれにしてもそのような方向での生産力向上発展の途がとぎされていることが, ひるがえって三極と他の代替的製紙原料の個別的価値のひらきを大きくし, 三極の凋落を益々決定的なものにすると考えられる.)

2, 三極作の標準的な反当所要労働時間は, 米作や普通の畑作と比べればかなり低いが(昭和29年度高知県農林統計年報にあげる主要農産物生産費調査より計算すると, 昭和24年~28年平均で米191.1時間, 裸麥217.7時間, 小麦179.0時間, 胡瓜1656.8時間に対し, 三極125.3時間), 山地の土地利用形態としてはたとえば造林業の場合と比べて遙かに高い労働力の吸収率をもつものと云える. このことは水田, 熟畑の乏しい山間部で, 三極栽培をして零細農家の自家労働力燃焼の場として重要な意味をもたしめるとともに, 反面三極の価格低落の場合, 山村の労働力過剰を現象させる一半の根拠をなすと考えることができる. 同時にこのことが, 山村での土地所有, 利用の上で, 林業地代と三極価格の相互変動をめぐって生ずる大土地所有—地代—林業, の利用形態と,

によって行われねばならない.

(3) 労働対象としての三極の特質, 永年性植物であり, かつ一般に連作の困難なこと. そこから収穫時期は大体3年目毎とされ(9年目以後は不定期), 普通10年乃至10数年を過ぎると約10年間には再植することができない. 労働対象に即しての技術的諸改善(品質改善, 施肥, 肥料木利用, 遮蔽による日照制限等)は, 技術的可能性は認められても, 実際にはほとんど全くという程取入れられていない.

以上の諸事実は, 三極生産における労働生産力の低位性—労働過程における労働力と生産諸手段の有機的構成のきわめて低い段階, の個々の側面をあらわしているといえることができる.

第2表 各10年平均反当収量比較

年次	反当収量(黒皮)	
	高知県	全 国
明30~明40	19.1 貫	— 貫
明41~大6	17.8	23.7
大7~昭2	19.1	26.0
昭3~昭12	23.5	26.0
昭13~昭22	22.6	22.8
昭24~昭29 (6ヶ年)	21.1	—

備考 第1図と同じ資料より算出

細土地所有一家族労働力の完全燃焼—三極作，との対抗関係の一つの基礎をなすとも云えよう。

しかしながら，かといって三極作のみによって自家労働力を完全に燃焼しつくすことは，その労働過程の断続性，不定期性からしても，ほとんど不可能に近いといつてよい。三極專業と云う経営形態はありえず，自家労働力の連続的合理的な運用の面からしても，何らかの他の労働充用と結びつくことが，かなりの経営規模の農家においても必要となる。それは現実には，土地所有，経営耕地の広狭によって低位自給農業の形をとり，又山村における林業，土木業の賃労働への流出となる。

3，労働過程の決定的段階（山やき）において集団労働を必要とすること，そのための労働力は伝統的な部落共同労働にまたなければならないこと，又クリティカル・モメントにおける労働力の補充が，臨時雇の形でよりは通常「手間代り」（結い）の形で行われるということが，部落の共同体的規制の強い残存の基礎となり一種の耕作強制的な要素を帯びさせている。このようにして再生産される共同体的関係は，土地所有と結びついて，土地所有とそれに結びつく労働の半封建的形態の基礎となる。

4，労働対象としての三極の特殊性により制約される再生産過程の特徴について。永年性作物であることから，需要の増減に対する増産又は減産には常に時間的ずれが生じ，和紙部門の事情による需要の動揺と相俟って三極の価格変動を普通以上に大きくする。一方において，三極作農家の零細性から，法正状態において栽培を継続してゆくことは困難であり，そのため収穫時期と値上り時期との一致又はその逆の場合が常に生じ，三極作に一種の投機的色彩を帯びさせることとなる。

（註1）三極栽培における所要労働は，土壌，気候等の自然的条件および耕作地への距離等によってはなほだしいひらきを示すものであるから，これらの諸表の数字をもって一般をおしはかることにはかなりの無理がある。したがってこれらの表の示す数字（人役，時間）はさし当りは例示的なものと考えられねばならないが，少くとも三極作労働過程の主要契機とその特徴を示すための指標としては役立つであろうと考えられる。

（註2）労働生産力の適確な表示としては，単位労働時間当りの生産物数量（或は同じことであるが生産物単位当りの所要労働時間），すなわち所謂労働生産性が比較されなければならないが，前記註1に述べた自然的条件の多様性のため，厳密な比較にたえるような適当な資料を見出すことが困難である。しかしながら，初期の三極栽培に関する諸種の書物によっても（例えば大正4年農事彙纂第5「三極栽培調査」，大正9年農商務省山林局「三極に関する調査」。それらの記載する事例によれば，三極作における反当，並に生産物単位当り所要労働時間は現在のそれとほとんど変わらないか，あるいは逆にはるかに少ない場合もある。）三極作の労働過程そのものはほとんど全く変化がないと云つてもよい。

【Ⅱ】

上に述べた三極作の労働過程の諸特徴は三極の生産費構成を規定し，その再生産構造の独自の形態を制約する。われわれは三極の生産費の検討にうつろう。

農林省高知統計調査事務所の昭和24年から29年に至る三極生産費調査をもとにして，第3表と第4表を作成した。（第3表中反当生産費及び労働時間の各年次毎の出入りが多いのは，樹令の異なる作付地の種々の組合せにより作付面積中の収穫面積の比率が各ケース毎にかなりひらきが生ずるためである。しかしながらそのひらきは，単位当り生産費では大分接近し，単位当り労働時間では大体同じ水準に近ずいている。）

第3表から直ちに知られることは次のことである。Ⅲ欄に見られるように全年度を通じて，資本利子と地代を含めた生産費が回収されているのは，三極価格が最も騰貴した昭和27年度だけであり，その他の年はいずれも生産費を割っている。さらに資本利子と地代を差引いた生産費に対しても，価格がそれを満しているのは，昭和26，27の2ヶ年にすぎない。同上生産費計算では自家労働がその土地，その月の標準的な日傭労働で評価されて生産費中に入れられているのであるから（昭

第 3 表

年次		I 生産物		II 資本利子、 地代を含む 生産費 (B)	III A-B	IV 資本利子、 地代を除いた 生産費 (C)	V A-C	VI 労働時間 (D)	VII A/D
		数量(黒皮)	価額(A)	円	円	円	円	時間	円
24	反当	24.0	3,117	6,371	-3,254	4,764	-1,647	144.2	21,62
	単位当	10.0	1,290	2,636	-1,346	1,971	-687	59.7	20,61
25	反当	29.5	7,394	13,380	-5,996	9,318	-1,934	192.4	38,31
	単位当	10.0	2,500	4,530	-2,030	3,155	-635	65.1	38,40
26	反当	19.6	5,582	7,872	-2,270	5,128	454	94.1	59,32
	単位当	10.0	2,848	4,020	-1,172	2,618	230	48.1	59,21
27	反当	26.9	10,755	8,233	2,523	6,643	4,113	136.9	78,57
	単位当	10.0	4,000	3,060	940	2,469	1,331	50.9	78,59
28	反当	16.6	5,067	6,550	-1,483	5,584	-517	111.2	45,57
	単位当	10.0	3,000	3,947	-947	3,365	-365	67.0	44,78
29	反当	21.0	3,537	5,594	-2,007	4,710	-1,123	72.9	49,21
	単位当	10.0	1,700	2,652	-952	2,233	-533	34.6	49,13
平均	反当	22.9	5,916	8,000	-2,081	6,025	-109	125.2	48,76
	単位当	10.0	2,556	3,468	-918	2,635	-112	54.2	48,38

備考. 高知農林統計年報(農林省高知統計調査事務所編)昭和29年版より作成, 但し昭和29年度分を追加

第4表 三稜反当生産費(昭和24~29年6ヶ年平均)

		購入 又は支払	自給	償却	計	百分比
		円	円	円	円	%
肥 料 費	諸 材 料 費	2	347		349	0.1
成 園 費	除 費		1	1,643	1,643	5.8
					1	27.2
建 物 費	償 却 費		5	265	270	4.5
農 具 費	大 農 具 償 却 費	27	9	149	185	
	小 農 具 償 却 費	148	9		157	
	計				342	5.7
勞 働 費	臨 時 雇 員 費	646	2,763		3,409	56.6
賃 料 費	費	6			6	0.1
費 用 合 計		829	3,140	2,057	6,026	100
同 上 百 分 比		13.8%	52.0%	34.2%	100%	

備考. 高知農林統計年報昭和29年版より作成. 但し資本利子及び地代を除く.

れるならば, 三稜作を続けて行くことは困難であるだろう. にもかゝらず三稜作が続けられるということは何にもとすか. われわれは今少し立入って三稜の生産費構成を検討しなければならない.

第4表は資本利子と地代を除いた反当生産費(6ヶ年平均)の内訳を示すものである. 表に見られるように, 三稜の生産費中最も主要なものは労働費(56.6%)と成園費(27.2%)である. 更に生産諸要素の補填されるべき形態によって区別するならば, 購入又は支払⁽²⁾(14%)自給(52%)償却(34%)となる. ここで問題となるのは次の二点である. 第一に成園費はその内容は大部分過年度に投ぜられた自家労働であることであり, 第二に労働費中の臨時雇は一般の三稜栽培地帯においてはむしろ例外と見なされてよいことである. そこで第4表に更に修正を加えて第5表の如くすることが, 生産費中の購入, 自給, 償却の割合をより正確に示すものと見て差支えない⁽³⁾. これによ

和29年度の場合平均時間当たり約50円)

上の事実は生産手段の償却と費用補填を行ったあとでは, 労働力の価値の回収は殆ど満足に行われがたいことを物語っている. それどころでなく, 実はⅦ欄に見られるとおり一切の他の費用を無視しても時間当たり生産物価格が標準日傭賃を割る場合さえ多いことである.

このように三稜作において, その価格がピークに達した時以外は, 一般に当該地における標準賃も満足させないということは, 一般的にいって三稜作の現段階においては雇傭労働を入れて富足的に経営を拡大する途が閉ざされていることを意味する. そればかりでなく, 普通の自営農家の場合でも前記のような事情がしばしばくりかえさ

第 5 表

費用合計	6,026円	-	203円		= 5,823円 (100%)
			(成園費中の地代相当分)		
購入及び支払	829円	-	646円	+	98円 = 281円 (5%)
			(雇賃賃金)		(成園費中の購入分)
自給	3,140円	+	646円	+	1,317円 = 5,103円 (88%)
			(雇賃賃金)		(成園費中の自給分)
償却	2,057円	-	1,643円	+	25円 = 439円 (7%)
			(成園費)		(成園費中の償却分)

て明かなように三極の再生産諸要素中その9割までは自給によってまかなわれ得るものである。それはほとんどが自家労働又は間接に自家労働によって調達されるものであり、前節にのべた三極作における労働生産力の低位性の表現である。このことは三極の再生産を把握する上で重要な点であると考えられる。若し生産諸要素の主要部分が商品として購入されなければならないのであれば、第3表に見られるような生産費と生産物価格の背離は直ちにその再生産を破壊し、その商品の生産は遠からずして放棄されなければならないであろう。しかし生産諸要素の大部分が自家労働である場合、自家労働賃金の切りつめによって、これに対する弾力性は遙かに強いものとなる。したがって他に適当な労働転換の分野がなく、経営耕地が家族内の労働力を燃焼させるに足るものであれば三極耕作はある限度までは依然として続けられることとなる。

もっとも上に述べたことは、一般にわが国の農業生産物の再生産機構についてあてはまる事柄であるとも言えるが、三極については更に次の点がつけ加えられなければならない。すなわち三極は工芸作物として、100%商品化しなければならぬ生産物であり、たとえば米、麦等のように一部分自家消費されるものではない。そこでもしかりに三極価格がそのために充用された生産手段と労働力の価値を常に著しく下廻るものとすれば、三極による現金収入が主要生活手段購入の唯一の源泉であるような農家のばあいには、三極そのものは如何に生産諸要素として商品—貨幣の媒介を要しないとはいえ、最も肝要な労働力そのものの再生産の破綻が生ずることにより三極の生産を継続せしめ得ないであろう。三極専業、或いは三極と賃労働というような経営形態のばあいには、三極の商品としての発展の停頓と価格の恒常的な低下は早晩そのような結果を招来せずにはおかないはずである。三極栽培が専事上殆ど何らかの程度の自給農業と結びついて行われること、又第1章でかなり詳細にわたって分析されたように、各農家における三極栽培規模が自給的農業経営規模と一般に照応し上層農家ほど食料の自給度が高く下層ほど食料のための現金支出が多いと言うことはここにもとずいている。

三極の再生産諸要素中において自給部分が支配的であると言うことは、以上のような、いわば二重の構造として捉えられなければならない。このことを三極価格の面より捉えるならば、まず第一に、三極の価格の、その価値（ここでは一応C+V、つまり生産手段の価値と労働力の価値の合計がそれであるとする）以下への下落が比較的小さく且つ短期である限りは、夫々の農家における再生産の阻害は余り表面化せず、又それによる階層分化も左程進むことは考えられない。（勿論この場合といえどもなんらかの程度的生活水準の切下げが行われなければならない。）しかし次に価格の下落がそれを超えて進む場合、自給農業のための経営耕地の広狭による分化がかなり尖鋭にあらわれて来る。第1章で述べられたように、三極をすてていち早く、劣悪な条件のもとで炭焼きなどに出なければならぬのは自給のための耕地を殆どか或は全く持たない層である。勿論自給耕地をもつ中又は上層農家も他のより有利な部面への労働転換を求め作物転換や多角経営の方向をとるが三極栽培を急激に減らし或は放棄するということはない。しかしながら三極作において労働力の価値の実現が甚しく阻害されることから、その労働力は相対的に過剰の状態にあるというべく、山林、土方等の賃労働の機会があれば進んでそこに流れてゆく。

最上層農家を含む大土地所有者の側からするならば、三極をすてて林業経営への方向が益々求め

られる。一般にわが国において、林業地代は歴史的にはたえず増大しており、三極の価格低落と相俟って、土地所有の規模と力の大きい所では植林が三極を駆逐してゆく過程が常に見られるところである。林業経営のための労働力は一般的には山村零細農家の過剰労働力が、特殊的には上述のようにして下層、中層より折出される労働力が之を提供する。

地主的植林経営、及びそれと結びついた素材資本家の存在を保証するものは、現実にはこのような性質の労働力の存在である。そのさい三極栽培（一般的には切畑経営）は二重の意味でそれを保証する。第一に上述の意味で、第二に、切畑経営に随伴する種々の共同体的規制関係の点において。このことは山林所有と経営の強い半封建的性格を規定する。このような意味においてまた、ここに生みだされ、且つ充用される労働力は純粋プロレタリア的なものとは言えず半封建的、隷属的性格を具備する。

しかしながら三極生産において殆ど言うに足るほどの生産手段に対する現金支出を要しないことは、価格が多少騰貴すれば、土地所有の側からする重大な制約のない限り再びこれに山村の労働力をひきよせ零細な三極栽培者の群を作り出す。三極作の生産力低位性はこのようにしてたえず再生産される。

(註1) 高知県大豊村の三極作を行う中層自作農家4~5戸を対象としたものであり、年次により必ずしも一定していない。参考までに各年次毎の調査農家の概況(1戸当り平均)を掲げておく。(第6表)

第6表

調査年次	調査農家概況(1戸当)				経営耕地	三極作付地
	家族従業者			同左能力換算		
	家族人員	家族農業者	同左能力換算			
24	5.5人	3.7人	3.7人	129.0畝	40.0畝	
25	6.5	4.0	4.0	111.4	25.9	
26	6.4	3.6	3.6	121.8	52.1	
27	5.5	5.5	3.6	99.5	57.3	
28	6.0	4.2	3.9	129.0	85.2	
29	5.2	3.4	3.4	102.8	58.0	

(註2) 相当の年月を経てから始めて収益をあげようような永年性作物については、その育成期間に要した費用を見積って育成価を算出しその育成価を耐用年数で除したものが各1年間に負担すべき成園費として計上される。三極の場合は育成期間2年、耐用年数10年として計算されている。

(註3) 修正にあたって成園費については、昭和29年度の育成価調査にもとずいて各費目の育成価中に占める比率を算出し、同上比率によって第4表の成園費を分割した。

〔Ⅳ〕

上述のような山村農家における三極の再生産の構造は、一方において製紙部門の構造変化と相俟って三極の価格のたえざる動揺と、それを貫く低価格を支える条件をなすとともに、山間部三極栽培農村における農民層の分解を不透明ならしめて来た一半の理由であったとも言える。それは明治の本源的蓄積期において、三極を主要な現金収入の源として、当時新しくはじまった経済的条件に対応することを余儀なくされた山村農民の存在規定をある意味においてはそのままひきついでいるとも言うことができよう。しかしながらそれはあくまでも一面である。和紙部門の凋落による三極需要の絶対的低下は三極の従来のままの形での再生産を益々困難にしている。そのことは零細農家のプロレタリア化を益々進めざるを得ないであろうし、又中層農家に対しても三極中心の経営を新しい方向へ転換することを真剣に求めさせる。大山林所有や林業資本も一方で三極栽培を媒介とする零細農家の再生産とそこから流出する半ば隷属的な労働力に基盤をおきながらも、林業地代の発展をめぐって反面益々それをほりくすす方向に発展せざるを得ない。三極の生産がそのような事情のもとで益々重大な困難に逢着していることこそ、実は三極作地帯山村における新しい展開の兆しであると言えるのである。

附論 第5章 和紙と製紙原料

第1節 封建時代における土佐の製紙と製紙原料

土佐において紙の生産が、遠く古代から行われていたことは、すでに「延喜式」の献上品目の中にそれが挙げられていることから知られるが、中世においても紙は土佐の特産物であった。しかし、当時の紙が商品として生産されたのではないことは勿論であり、地方史料では、まず最初、荘園領主への名主からの万雑公事（雑年貢）の一品目として現れる。⁽¹⁾

宝月圭吾氏は土佐国大忍庄について「この庄園における銭貨の流通は、比較的早期から認められるように思われる。この事は、古く鎌倉時代からの売券に、土地の売買が銭貨を媒介として行はれていた事実が立証されることから推察出来るのである。然るに室町時代中期における農民の訴状の中には、かれらは租税⁽²⁾、就中公事物の現物納を希望し、銭納せしめようとする領主側の要求に、強い反対を表明している」といわれる。この状態は程度の差こそあれ、大忍庄に限られたことではなく、当時の土佐山間部一帯についていえることであろう。紙などの特産物は、まず貢租として領主に握られ、残余のものも名主層の手で「商品」化され、商品・貨幣の流通は名主層以上に普及はしても、かれらに強く隷属させられていた直接生産者＝一般農民は自らの手による生産物の商品化は殆んど行っていなかったといえよう。

中世から近世初頭へかけての領主（荘園領主→在地領主）は、場合によっては、紙の生産を掌握するために紙漉たちに土地を給与し、それによってかれらを緊縛するとともに、労働力を再生産させていたと考えられる。例えば、天正17年（1589）の「津野禰原村地検帳」では、村内数名のうち弘野名・房六名・宮之野名などに、「弓細工地」などととも「紙漉地」なるものが、多数記載されている。例示すれば、次のようなものである。

渡ノ上ノ南	（弘野名）	先年カミスき地
一. 三十代三步下屋敷		催給 三郎兵への 源兵への
カチカフノ上	（房六名）	
一. 卅五代	出四代三步 下々	番漉地 催給

近世初頭、山間部の名主層が、作人に土地を宛う際の年貢（小作料）としても、稗・米・えがまなどととも、紙が記されている。「椀山風土記」（高知県立図書館所蔵）所収の「根木屋文書」の中に、年は不詳であるが、「根木屋五郎左衛門代＝五王堂新兵衛へあて作被仕候、其時年貢＝ハあつかみ式拾請取申候、是ハ五十年＝成申候」とある。

近世大名たる山内氏も土佐への入国早々の慶長6年（1601）、土佐郡成山と吾川郡伊野村において「御用紙」漉人を特置した。しかし、これは藩主お抱えの紙漉人ともいうべきもので、一般の製紙の発展とはかかわりないものであった。近世における一般民間の製紙業の発展は、松好貞夫氏著「土佐藩経済史研究」等に詳しいので、ここには繰返さない。しかし、特に、以下のことは指摘しておきたい。⁽⁴⁾

第一に、近世における製紙業の歴史は、入国早々から紙に目をつけた山内氏の藩権力およびそれと結ぶ城下町特権商人に対する、紙漉百姓の闘いの歴史であり、中世以来近世初頭まで、支配階級の手にとり込まれ、その手によってのみ「商品」化されていた紙を、紙漉百姓が、生きるために、自らの手に取返し、自らの手で自由に、価値通りに、売ろうとする歴史であった。この闘いは寛文3年（1663）の改替における愁訴にはじまり、宝暦5年（1755）の津野山騒動、天明7年（1787）の池川・用居・名野川郷民大逃散によって、受け継がれる。生産者の抵抗による専売制、或は問屋制の廃止と、藩の強引なその復活とは、数次にわたって繰返されながら、紙は次第に藩権力の掌握

外に出てゆく。宝暦10年(1760)には定納の「御蔵紙」以外は「平紙」として自由に販売することが許され、天明7年(1787)には、平紙買込の指定問屋が廃止される。さらに万延元年(1860)には「御用紙御蔵紙皆既御免御付」⁽⁶⁾ている。そして、明治の変革によって、御用紙・御蔵紙に対する平紙の勝利が確定され、紙に対するむきだしの封建的収奪はなくなる。かくて、商人資本との関係は以後も問題とはなるが、製紙業のブルジョア的發展の道は一応開かれたのである。

第二は、紙漉が次第に専業化し、山間部以外にも新しい生産者が増えるとともに、原料としての楮(および雁皮)の価格と紙の価格との関係が、重大な問題となる。楮は、元来、その生産力の低位性により、生産量は自然条件に依存するところ大であって、供給の弾力性がない、というよりむしろ需要の如何にかかわらず生産量が年々増減する(雁皮の場合は、山野に自生するのを採取するのであるから、この事情はなおさらのことである)。しかも、その生産＝販売者は山間部の銀納賃租に迫られている小農民であり、窮迫販売のやむなきものである。このような状態こそ、商人資本の吸着する絶好の条件といえよう。「商人共立楮見付を以、前銀等貸置候」という方法まで用いられ、かれらは楮の買占めを行い、たださえ豊凶によって動揺する相場を、一屈不当に動揺せしめて、利を収めたのである。⁽⁷⁾一方、紙は大阪市場で捌かれ、全国的な価格変動の影響をうけるが、小生産者たる紙漉は、紙価下落のときも生産を止めることはできない。かくて、紙の価格と原料の価格に挟み撃ちされて「紙漉共難儀之筋に相成」「小身之紙漉共は段段漉潰、忽当間之渡世に難儀」という事態も生れるのである。⁽⁸⁾藩の措置である原料の仲買禁止(天明4年, 1784)、原料相場の公定(天明6年, 1786)、藩による原料の買占め(天保7年, 1836)なども大した効果を奏しなかった。

要するに、〔1〕「楮草生育の村は、紙の景氣に不拘、惣分楮値段の景氣に応じ、売捌」といわれるように、紙の価格と原料の価格は平行せず、〔2〕原料の価格は窮迫販売する農民にとっては安く、紙の価格との挟み撃ちになる紙漉には甚しく高いことがあるということであった。この問題は、明治以後外的条件は変わりながら、再生産され、現在の楮・三稜生産と和紙生産との関係にまで引継がれている。(第4章および本章第2節参照)

第三に、紙漉と原料生産者がともに百姓として土地に緊縛されていたことである。古く「紙漉地」があったことはすでに述べた。近世の「御用紙」漉人は公役一切を免ぜられ、給田及び切畑を与えられていた。⁽¹¹⁾近世の一般の紙漉と原料生産者が、百姓身分である以上、法制的に土地へ緊縛されていたことは当然であるが、その緊縛のための経済的条件としての切畑(原則として賃租の対象とならぬ)の意義は忘れられてはならない。一般に、土佐山間部百姓を山間に緊縛し、賃租および賃租に準ずる特産物を生産させ、かつ山林労働を提供させるために、かれらの労働力再生産の場として与えられていたのが切畑であったのである(第2章に既述)。明治以後、法制的緊縛はなくなり、製紙業は山間部に殆んど消滅した現在に於ても、新しい「事情の力」が、製紙原料を生産し、かつ山林労働を提供する人々を、或る程度、山間に緊縛しており、それを可能ならしめる経済的条件として、切畑があることは第1章ですでに述べたところであるが、切畑の意義には現在まで共通するものがあるのである。

(註1) 近世村落研究会編「土佐國地方史料」137頁、行宗文書、元徳2年(1330)年貢注文。

(註2) 「土佐國地方史料」6頁。

(註3) この紙漉地が検地当時において本文記述のような土地であったかどうかは、にわかに断定できないが、少くともそれ以前にそのようなものであったと考えてよいであろう。

(註4) 以下、本節においては、特に註記するものゝほか史料はすべて松好氏「土佐藩経済史研究」の224～278頁に拠る。但し松好氏と異った史料解釈はわれわれの責任である。

(註5) 藩権力は、紙について、下から成長してくるものを把握しようとするとともに、上からも生産を強制していったこと勿論である。野中兼山が「本山掟」(1643)や「園中掟」(1662)で桑・漆・茶などとともに、楮の生産を強制したことはよく知られている。寛文3年(1663)末歳計書に「一 銀百八十六貫二百十欠余右は御園中山分方百姓共に、本銀五百廿七貫目余貸付置、諸代物を以取立売申利銀、向後は無之物」とある

13					16	2,737,893	10,335,794		
14	1,026	3,181			24	45	2,803,482	14,127,342	
15			1,776,880		24				
16			1,672,170		27				
17			801,226		27				
18			560,812		27				
19			176,637		13				
20			51,559		13				
21			74,536		16				
22			220,729	1,880,021	18	1,665,292	441,033,194	1,886,021	699,945,643
23	572	1,374	3,088	603,202	420,224,131	19	372,094	2,408,692	1,150,353,139
24				228,161	368,914,252	21		1,631,100	1,047,864,361
25	572	1,374	2,454	273,879	473,318,000	22	43	909	1,047,217
26				450,000	851,150,000	22		2,309,121	1,989,845,300
27				534,700	991,100,000	25		2,583,105	1,429,385,100
28	714	1,717	4,102	614,614	1,041,381,800	28	49	1,380	3,030,112
29				483,870	880,897,000	28		2,971,975	2,496,195,000
30	523	1,361	3,393	494,052	848,153,290	28	55	1,321	3,137,641
									2,592,433,245
									3,631,703
									3,440,586,535

備考 1. 明治40~44年は「土佐紙業史」P.76より。

大正元年~7年は土佐紙業組合「土佐紙業一斑」(大正8年調)より。

昭和以降は県紙業課。

但、昭和14年の数は「土佐紙業史」P.234~244より作製、機械漉工場数及抄機数は桂木隆夫氏「高知県製紙業の振興に関する一業界人の意見」より。

2. 大正7年までの数には機械漉を含む。

(1) 第1表は明治以降の土佐和紙生産発展の概要である。

明治40年以前については具体的な数字は不明であるが、この時代は、新生の日本資本主義市場において、和紙が資本主義的商品として自己を確立してゆく発展の時代であったと考えられる。

「王政復古による明治政府の樹立は、欧米各国との交易により堅く閉ざされた門戸の解放と共に文化の交流が盛んに行はれた結果、紙業界にも又新しい分野が切り開かれ、所謂時勢に応じた紙の製造を強ひるに至った。即ち毛筆から鉄筆、或はペン使用による文書の流行はインキ止紙の製造を促し、謄写用紙・図引紙等の新しい製品を要求する一方、輸出用として典具帖紙・コピー紙・鳥の子紙等の生産増加が必然的な問題として取上げられるに至った。海外への輸出と国内需要の上昇によって益々活気づいた紙業界は間もなく苛性ソーダ・晒粉・ソーダ灰等の化学薬品並に木材パルプの輸入をはじめ、叩解機・搗解機・乾燥機等の出現によって長足の進歩を見るに至ったのである」。(「土佐紙業史」P.50)

この時代は慶長以来うけつがれてきた土佐和紙の伝統の上に立って、新しくおこった科学の応用、印刷局抄紙部の技術指導等によって手漉和紙がその生産力をのばしていった時代であろう。

明治初年には「時勢に応じた」新しい紙が次々につくりだされる。そのうち代表的なものをあげれば次の通りである。

脂入紙一樹脂漉入のインキ止紙、後の簿記用インキ止紙・扇面用紙に発展する。

郵便半切紙一雁皮・三極・楮を原料とする薄葉の書翰紙・典具帖紙・コピー紙に発展する。

礬水漉入図引紙一透字用薄葉紙、現在の図引紙に発展する。

そして明治29年には、土佐紙業組合同規約によって、「紙類ノ寸法及枚数ヲ定ムル左ノ如シ」と、79種の紙種とその規格が定められるに至るのである。

しかしながら、この発展の過程は勿論平安の大道ではなく、明治7年の紙価暴落、明治26年の外商のコピー紙取引拒絶等の難局を度々経験し、「為に産を倒し廃業の巴むなきに至った例は枚挙にいとまがない程で」(前掲書P.87)あった。すなわち、この生産力の発展の過程は、いうまでもなくはげしい階級分化の過程であり、問屋制前貸の形態と共に、広汎に製紙労働者をつくりだしてゆく過程であったと考えられる。

手漉組合連合会長大川勘之助氏は、「明治32年から37.8年頃が手漉槽数の頂上であり、42.3年までが横ばい、以降漸減の傾向をたどり、大正の不況で非常にへった。現在は大体明治20年頃の槽数

が動いているのではないか」といっている。

明治28年、伊野製紙工場においてドイツ製木材パルプを従来の手漉紙に混入して所謂「模造紙」がつくられた。「この模造紙は……その価格も又従来のものより3、4割を減じ、しかも実用向として世の好評を博し、遂に土佐紙のほとんどが模造紙に変化し……日清戦争の直後、義務教育法が布かれた時小学児童の教科書用紙がすべて本県抄造の模造紙であり、当局指定のもとに」（前掲書P.90）土佐の製紙業者はあげてこれを生産した。

明治39年、土佐紙合資会社伊野工場にはじめて丸網式抄紙機が据えつけられ機械漉和紙の生産がはじまる。「機械漉和紙の出現によって土佐紙業界の様相は一変した。即ち数百年の伝統を誇った土佐紙業界の手漉和紙独占の夢は文化の発展と共にもろくも破れ、手漉対機械漉の対立となってあらわれた」（前掲書P.158）。

(2) 土佐和紙業界は終始きわめて浮沈がはげしいが、第一次世界大戦が与えた影響ほど大なるものはないといえるであろう。

「大正5年の土佐紙業界は瑞典パルプの輸出禁止による価格暴騰の余波をうけ、楮・三桤等の原料はもとより、薬品高騰の打撃を蒙って、一部小資本家の間には一時休業のやむなきものもあったが、紙価の暴騰は有力業者をして昼夜兼行その生産を急がせた。……その後洋紙の製造不足が和紙にその需要を転換した為に紙価は狂奔の一途を辿り」（前掲書P.174）前代未聞の紙景気を現出する。

「欧州大戦は土佐紙業界に空前絶後の活況をもたらす反面、人的資源の不足、原料資材等の昂騰によって業者間の休廃業相つき……殊に機械抄紙の急速な発展は手漉業界に深刻な打撃を与えた」。

（前掲書P.175）。

大正8年「高知県産業調査書」第4節化学工業の指導奨励に関する事項中、「製紙及其原料」について次のように述べられている。「明治29年、県令取締規則を發布し、紙業組合を設立せしめて以来、技術の改善、製品の検査、販路の拡張を図り、同41年試験場を設置し和紙抄造に機械応用試験を行い、又新紙類の発明に努むると同時に、原料の植栽を奨励して需要の円滑を図り、或いは手漉業者に対し叩解器の設置をなさしむる等施設の経営取て怠らずと雖も、時代の進化駿々として止まる処を知らず、之が斯業上に及ぼせる影響亦大なるものあり。即ち紙類の用途益々多きを加うるに従い、和紙に代わるに洋紙を以てし、手漉に代るに機械漉を以てせらるゝに至り、今や県下における機械製紙場及びこれに準すべきもの67ヶ所の多きに達し、尚続々企劃せられんとする状況にあるは洵に喜ぶべき現象なり。たゞ一面当業者の最大限を占むる手漉業は漸くその抄造作業の統一を欠き製品区々に流れ取引上損失少からず、加うるに時局の影響により原料及び薬品暴騰し、為に副業的当業者中には休廃業者頗る多く、産額自ら減退せんとする傾向あるは本県斯業上憂慮すべき事態にして、之が救済は一日も忽諸に附すべからず」と。

前掲第1表中大正年間の部分をより詳細にすれば次の通りである。

第 2 表

	製造戸数	職 工			左の内職工10人以上使用工場				総生産価額	修正価額
		男	女	計	工場数	職 工		計		
						男	女			
大元	4,703	7,313	9,835	17,148	29	529	521	1,050	円	(100)円
2 年	4,534	7,124	9,168	16,292	31	587	541	1,128	3,714,197	5,990,640
3 年	4,250	6,417	8,935	15,352	53	801	857	1,658	3,740,187	7,808,323
4 年	3,981	6,212	8,263	14,475	42	741	738	1,479	3,444,609	5,665,475
5 年	3,506	6,148	8,698	14,846	57	915	1,491	2,406	4,751,513	6,002,420
6 年	3,559	6,426	9,201	15,627	62	1,072	1,740	2,812	4,092,188	5,412,947
7 年	3,524	6,754	9,292	16,046	60	1,273	1,599	2,872	7,501,202	7,501,202
									(138)	
									10,274,145	8,244,899

備考 1. 大正8年調土佐紙業組合「土佐紙業一班より」

2. 修正価額は日銀卸売物価調により昭和9年～昭和12年平均を100として修正せるもの

尚大正7年の職工10人以上使用の60工場についてより詳細に分析すれば次の通りとなる。

第 3 表

従業員数	工場数	職 工 数		動 力 馬 力 数	
		総 数	一工場平均	総 数	一工場平均
10人～50人	47 (23)	1,101人	23人	P 123.3	P 2.7
50人～100人	7 (1)	434	62	29.5	4.2
100人～	6	1,337	223	50.5	86.7

備考 1. 100人以上使用の60工場中4, 50人～100人使用7工場中2は機械漉工場である。
2. カッコ内は動力なきもの。

明治40年以降製造戸数および槽数は漸次減少の傾向をたどり、大正に入って更にそれは激しくなるが、逆に職工数10人以上の工場はその数において、職工数において著しい増加の傾向を示しており、それは第3表と共に「一部資本家の間には一時休業のやむなきものがあつたが、価格の暴騰は有力業者をして昼夜兼行その生産を急がせた」こと、「手漉に代るに機械漉を以てせる」ことを語っている。たゞ注意しなければならないことはこのような集中の過程において、その総生産額が増加していること、大正元年に比べ、同7年が38%の増加を示していることである。最後に注意すべきことは、この時期に土佐紙業組合製紙試験場において完成された製紙原料としてのマニラ麻の使用である。爾来マニラ麻は三極にかわる原料として広く使用せられるにいたる。

主要製紙原料としての楮・三極と、パルプ・マニラ麻の問題はいうまでもなく、原料としての質に価額がうち勝ってゆく過程を内容とするものであって、このように相当早くからはじまる。そしてそれは日本の洋紙独占資本が移入パルプと競争し遂にこれを排除して市場を独占する過程に照応するであろう。*

* 三極価額については局納の問題が重要な要素をなすが、この問題は一切省略する。

(3) 大正時代が第一次世界大戦による空前の好景気をもってスタートしたとすれば、昭和は元年から2年にかけての深刻な不況をもってはじまる。この時代の前後については又一切の資料が欠けているが、大正の時代が未曾有の好況を通じて激しい集中が行はれたと同様に、昭和の初頭は深刻な不況を通じて苛酷な集中が行われたものと考えられる。この未曾有の不況に好転の曙光を与えたものは昭和8, 9年頃からの戦争気構であり、昭和12年から紙業界もようやく活況を呈しやがて統制時代に入ることとなるが戦争中の事情はこゝでは一切省略する。*

* 第1表中機械漉工場数が昭和18年から19年にかけて27工場から13工場に減少しているのは「ドライ面積7万平方呎」を基準としてそれ以下のものは強制的に統合せしめられたものである。

戦後は「紙飢饉」にあふられた空前の紙景気をもってはじまる。しかしその内容は主として洋紙生産額の絶対的不足による過渡的な「仙貨ブーム」であって、* 洋紙独占の回復と共に急速に反動期に入る。

* 昭和22年、和紙総生産額中に占める機械漉の比率(A)63% 機械漉中に占める仙貨の比率(B)22%

// 23年 A 73% B 34%

// 24年 A 73% B 26%

// 25年 A 71% B 17%

26年から生産は再び徐々に回復して現在に至っているのであるが、今こゝに戦前と戦後を比較してみるならば、

第 4 表

		工 場 数	槽・抄機数	生 産 額
手 漉	戦前(昭和15年)	1,020 (100)	3,181 (100)	1,776,880 (100)
	戦後(昭和30年)	523 (51)	1,022 (32)	494,062 (28)
機 械 漉	戦前(昭和14年)	24 (100)	45 (100)	2,803,482 (100)
	戦後(昭和30年)	28 (117)	55 (122)	3,137,641 (112)

戦後におけるもっとも顕著な事実は上表に示される如き極端な手漉の凋落である。しかも機械漉においては、12%と僅かではあるが發展しているにもかかわらず、この手漉のはげしい凋落のために和紙総生産額において

戦 前 4,580,362貫 (100)

戦 後 3,631,702 (79)

備考 戦前の数は昭和15年の手漉生産額と昭和14年の機械漉生産額の合計である。

上記の如く全体として著しく縮小している。この事実は一体何を意味するであろうか。

第 5 表

	昭和 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
和 紙	100	137	226	328	222	196	316	330	374	362	395
洋 紙	100	79	93	124	180	268	335	398	520	572	644
板 紙	100	73	57	173	306	477	718	840	1,180	1,300	1,218

備考 1. 桂木隆夫氏「高知県製紙業に関する一業界人の意見」より。

2. 和紙とは機械漉和紙のみで手漉を含まない。

上表は全国製紙業生産高の年次別生産指数の推移をあらわすものであるが、それは洋紙、板紙の戦後の回復と發展が和紙をはるかに凌駕することを明かにしている。この洋紙独占の支配の回復と伸張こそ戦後における機械漉和紙の停滞と、手漉和紙のはげしい凋落とをもたらした原因である。

それでは洋紙独占の製紙業における支配の確立は何時からか。

第 6 表

	洋 紙		板 紙		和 紙		合 計	
	生 産 量	比率	生 産 量	比率	生 産 量	比率	生 産 量	比率
昭和5年	1,306,058	67	372,982	19	262,242	14	1,941,282	100
6	1,263,950	66	364,814	19	272,826	15	1,901,590	〃
7	1,258,202	67	372,278	20	226,232	13	1,856,712	〃
8	1,376,180	68	408,400	20	230,058	12	2,014,638	〃
9	1,525,968	68	447,196	20	241,248	12	2,212,412	〃
10	1,645,806	67	515,474	21	278,680	12	2,439,960	〃
11	1,809,466	66	607,080	22	294,912	12	2,711,458	〃
12	2,132,598	66	267,346	23	300,202	11	3,200,146	〃

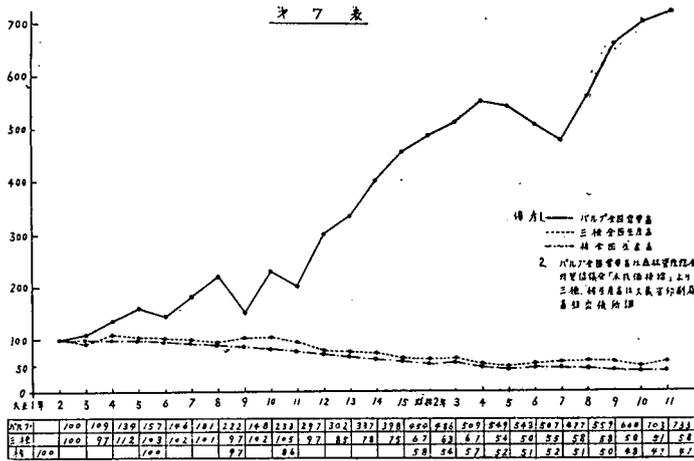
備考 成田潔英氏「紙業提要」より作成

第6表は遺憾ながら昭和5年以前の数を明かにしないが、少なくとも昭和5年以降においてはすでに洋紙独占の市場支配が確立されていることが明かである。ところで前記(2)において述べたように大正元年より7年にかけては、第一次世界大戦を契機として手漉対機械漉の対立が深まり、後者が

前者に対して打勝って行きながらなお和紙の生産総価額を伸ばしえた時代であった。勿論この時期が欧州大戦という好況の特殊な時期であったとしても、和紙が全体としてのびているという事実よりして洋紙独占の支配はなお確固たるものでなかったといえるであろう。そうであるとすれば、洋紙独占確立の時期は大正7年以降昭和5年までの間を一応想定できる。

そうすると、前述してきた手漉対機械漉の対立は、実ははるかに多く、両者を含めての、対洋紙独占との対立であったことが、ここで明かにせられる。

和紙対洋紙独占の対立と競争は単に紙の面においてのみではない。それは原料の面を通じても行われる。勿論両者はきり離された問題ではなく、和紙が紙の面における競争において劣勢に立てば立つほどより安い原料へと驕り立てられるだろう。第7表はこの事項を明かに示している。洋紙独占が和紙に対して制覇してゆく過程は又、製紙原料としての楮、三桠がパルプ、マニラ麻に交替してゆく過程であった。



土佐和紙生産における製紙原料の変遷については正確な資料をもたないが第8表は大体の推移をうかがわせるであろう。

第 8 表

	パ ル プ	マ ニ ラ	三 桠	楮
	(38%)		(29%)	(35%)
大正4年	3,557t	—	736,310貫	814,300貫
	(34)		(28)	(38)
大正5年	3,081t	—	686,646	937,709
	(42)		(27)	(31)
大正6年	4,014t	—	687,689	807,377
⋮				
昭和28年	(80%)	(12%)	(3%)	(5%)
	9,443t	367,446	100,763	157,215
	(76)	(13)	(4)	(7)
昭和29年	6,186t	275,489	76,730	159,466
	(69)	(18)	(5)	(8)
昭和30年	5,269t	376,346	101,230	160,865

備考 1. 大正4,5,6年は、土佐紙業組合「土佐紙業一班」(大正8年調)より作成、パルプは高知県への移入額であり、三桠、楮はそれぞれの年の生産高に移入額をプラス移出額をマイナスしたものである。三者とも実際の消費額よりも多いと思はれる。

2. 昭和28, 29, 30年の数は県紙業課の資料。これは正確に消費高である。

【 II 】

【 I 】において述べたところは土佐和紙発展の概要である。しかしそれは概要であるにとゞまらず抽象である。なんとすれば、それに固有の内部的な阻止要因がすべて抽象されているからで

ある。

土佐和紙発展の固有の停滞は、まづ明治の当初からおこる「粗製濫造、取引拒絶」にはじまる。明治維新直後の混乱期をはじめとして、明治23年の典具帖紙の外商取引拒絶、明治26年のコピー紙の外商取引拒絶がこれである。それは土佐和紙の一紙種が商品としてようやく確立され、需要が増加しはじめる時必ずそれに伴っておこったもののように思われる。

この当時の和紙生産者の性格と発展段階を明確にすることは今のところできない。しかしながら大正7年の数

職工10人以下	10人～50人	50人～100人	100人以上	計
3,424工場	47工場	7工場	6工場	3,464工場

よりすれば、明治初期の規模は、はるかにこれより小さいものであったと推定して誤りないであろう。しかも第一節において詳述せられているように、明治以前における土佐の製紙が津野山騒動、池川大逃散にみられる如く、正常なブルジョア的発展のうえに生れたものでなく、山にしぼりつけられた土地をもたない農民の生存の為の必然性を基底として広くもつところの商品生産の発展の上に生れたものである以上、極端に零細な小生産者及び家内工業的生産者の広汎な存在と、それに対して相対的に絶大な紙問屋＝前期的商業資本の存在を想定して誤りないものと考えらる。

「粗製濫造、取引拒絶」の頻発は生産者の性格からは遠いものである。少くとも生産者の正当なブルジョア的発展からはおこらない。商業資本の支配の証左であると考えて誤りないであろう。

従って「粗製濫造」は下からのブルジョア的発展の道によってのみ解決されるものであるにかゝらず、それとは恰度逆の方向で、上部構造の力によって、上からの道をより強化する方向で解決しようとする。明治29年2月3日、高知県令第3号紙業取締規則がそれである。その条文中重要なものを摘記すれば次の通りである。

第一条 本則ニ於テ紙業者ト称スルハ原料ノ何タルヲ問ハズ他ノ需要ニ供スル為製紙ヲ業トシ又ハ紙類ヲ仲買若ハ販売スル者ヲ云フ

第二条 紙業者ハ製造及売買上ノ弊害ヲ矯正シソノ発達ヲ図ル為組合ヲ設置シ組合規約ヲ規定スヘシ

第十四条 製造人ハ其標章ヲ押捺セスシテ紙類ヲ販売スルコトヲ得ス

明治29年3月、紙業取締規則にもとづいて土佐紙業組合が生れる。組合は「製紙ヲ業トシ又ハ紙類ヲ仲買若ハ販売スル者」を組合員とし、製品の検査と監督を厳にし、以後「製造人ハ其標章ヲ押捺セスシテ紙類ヲ販売スルコトヲ得」なくなる。いうまでもなく、紙業取締規則およびこれと結びついた紙業組合を通じて生産者を支配したものは「仲買又ハ販売スル者」であって、この支配は紙業取締規則が改正されるまで30年にわたって続き、昭和当初の不況期に手漉業者の闘いとなってあらわれる。

「この不況はやがて一種の革命運動となって現れた。即ち県下の手漉業者が団結して高知県令の改正を叫び、土佐紙業組合を脱会して別に自己の製品を自らの手で捌く所謂生産販売を兼ねた製紙組合の設立を企図し、先づ畑山、井ノ口、香宗、野市、国分、久礼田、神谷、川内、吾桑、高岡、具同、北原、波介、大崎等にこの種の組合を設立した。この運動に刺戟を受けた県下数千の手漉業者は大同団結を目論んだ。……手漉業者は不況打開の一手段として製紙組合設立の障碍となった県令の廃止を叫んだが、県はこれに対しあくまでも既定方針を変えなかった。その為手漉業者の大同団結は失敗に帰したが、しかしこの運動を契機として従来厳守されていた組合証紙の貼用は廃止され」（前掲書P.208）た。

この闘いが中途半端に終わったのは、この時期には既に機械漉が強大なものとなり、特に洋紙独占

の市場支配が確立されていて、それが手漉の下からの発展を完全にとぎしていたことによるこというまでもないであろう。

商業資本の支配は生産力の発展を阻害する。明治39年に生れた丸網式機械工場は、昭和17年戦時強制統合の直前には27工場となる。その内県外資本1、洋紙工場1を除いた25工場中、明かに商業資本より転化したとみられるものは5工場である。その他の工場については今吾々は機械漉への転化の内容を明かにしえていない。勿論下からの発展がなかったとはいえないが、機械漉への転化は手漉からの発展というよりはより多く商業資本からの転化という色彩が濃厚だと考えられる。*

* 前記昭和当初の土佐紙業組合に対する手漉業者の闘いにおいて指導的立場に立った地方が、商業資本の支配の及ばなかった。或はうすかった地方と想像される。

この様な土佐における和紙生産発展の性格は、機械漉への発展の停滞となってあらわれ、土佐における全体としての和紙生産力の発展を著しく阻害した。

昭和14、5年頃の土佐和紙の生産額をこゝに再びかゝげてみるならば、

総生産額	4,580,362貫	
内 手 漉	1,776,880貫	49%
機械漉	2,803,482	61%

上記の如くであって、昭和14、5年以前の数が不明であるためその時期を確定することはできないが、昭和14、5年頃に至ってようやく機械漉の生産額が手漉をこえるに至る。

勿論土佐和紙の発展の停滞性をその内部的な停滞要因からのみ見ることは重大な誤りである。土佐和紙が上述した条件によってその発展が極めて停滞的であったのに対し、洋紙独占の生成と確立が早かったこと、封建遺制を土台として、上部構造の力によって極めて急速につくり上げられたという点はすぐれて重要である。しかし問題をこの側面からのみみることも亦まえにおとらず重大な誤りである。この和紙の発展の停滞性こそ洋紙独占をしてその制覇を容易ならしめた重要な内部的要因であった。

古来和紙の価格は変動が極めて大きいといわれる。変動の幅は時代により又紙種によって異なるがその原因の一として、対洋紙独占との競争による市場の不安定性および手漉より機械漉への発展の停滞性をあげることができるであろう。すなはち昭和14年に至るまで和紙生産総額の半ばに近いものが、非常に分散した零細な手漉業者によって生産されていたということは、供給の弾力が弱いことを意味し、かつそれが商業資本によって強く支配されていたことは、価格に投機的要素を極めて強く附加するであろう。そのみならず主要原料である楮、三椏、パルプの価格変動が極めて大きい。この様な条件のもとでは和紙生産者の利潤はより多く流通部門によって左右され、製紙生産力の発展を停滞せしめる。それは単に手漉より機械漉への発展を停滞せしめるのみでなく機械漉そのもの生産力の発展を阻害する。

明治39年土佐紙合資会社に据付けられた丸網抄紙機は全国で最初のものであった。機械漉でトップをきいた土佐に今日に至っても本格的な抄紙機たる長網式は1台もない。しかも丸網式のなかでも最も能率のひくいヤンキー式ばかりである。今本県の抄紙機の設備年次を拾ってみると次表の通りである。

第 9 表

	台	数	比	率	経 過 年 数
明 治 年 間		1		2%	45年以上
大 正 年 間		2		4	30~45
昭 和 10 年 迄		7		14	20~29
昭 和 21 年 以 降		36		69	10年未満
不 計		3		6	
計		49		100	

備考 桂木隆夫氏前掲書より

上表によれば昭和21年以降設置、経過年数10年未満のものが69%を占め極めて設備の更新が活発であるように見える。しかしながら戦後の機械漉工場の興亡の目まぐるしさからして、この36台が全部新品だとはい到底考えられない。転廃業工場からの移転が大部分を占めるものと考えられる。ではこの本県の状態を全国的な趨勢からみればどうであろうか。

第 10 表

	丸					長				
	ヤンキー	テイッシュユ	多	筒	計	ヤンキー	テイッシュユ	多	筒	計
台 数	昭和 24 29	547 478	101 169	44 84	692 731	41 39	35 35	98 180	174 254	
ドライ巾 (インチ)	24 29	25,187 21,477	5,779 9,499	3,289 6,140	34,255 37,116	1,486 3,198	1,617 2,343	8,468 16,165	11,571 21,706	
一台当り ドライ巾	24 29	46 45	57 56	75 74	50 51	36 82	46 67	86 90	66.5 85.4	

備考 桂木隆夫氏前掲書

以上はすべて本県の機械漉の極端な停滞性を極めて明瞭に物語るであろう。

さて、前述したように土佐の和紙生産は、洋紙独占の強大な圧力の下に、下からのブルジョア的発展の道と、前期的商業資本の上からの転化の道との闘いの過程として発展してきた。そして土佐和紙生産の現在は上からの道の上にきづかれた。昭和30年度高知県和紙生産総額のうち、機械漉3,137,641貫、86%、手漉494,062貫、14%と、機械漉は明かに支配的地位に立った。しかしながらその成立の性格と条件よりして、それは生産総額が減少するという形においてであった。そしてこの成立の性格と条件は、極めて不安定な市場と、上述した極めて低い生産力とをもって洋紙独占との対決におかれている土佐和紙がその内部にもつ問題としてあらわれる。その一は極めて停滞的な設備のまゝで如何にして絶対的剰余価値をより多く搾取するかということであり、*

*

	昭和23	24	25	26	27	28	29	30
移動工場指数	100	47	37	84	111	111	116	116
生産量指数	100	83	45	101	113	126	124	129

備考 桂木氏前掲書

上表は、戦後3ケ年間は原料の不足もあったことを考慮に入れ、戦後はじめて1つの生産量のピークをなした昭和23年を基準として作られたものである。

移動工場数の指数よりも生産量指数が常に相当上廻っていることは、労働強化を物語るものではないか。

今一は原料価格の問題である。安い原料—これが彼等の絶対の要求である。安い原料という要求が三極のバルブ、マニラ麻との交替としてあらわれること既述の如くであるが、戦後におけるこの要求は戦前に比しはるかに厳しいものとなる。それでは彼等は三極への要求を全然もっていないか。そうではない。既述の如く、長期的傾向としては楮三極の減少が顕著であるが短期的にみれば次表の如く極めて動揺的である。

第 11 表

	パ	ル	ブ	マ	ニ	ラ	麻	楮	三	極
昭和	26	5,924t	(69%)	133,508貫	(6%)	546,903貫(25%)				
	27	10,032	(79)	274,923	(8)	152,639貫	(4%)	293,361貫	(9%)	
	28	9,443	(80)	367,446	(12)	100,763	(3)	157,219	(5)	
	29	6,186	(76)	275,489	(13)	76,730	(4)	159,646	(7)	
	30	5,269	(69)	376,346	(18)	101,230	(5)	160,865	(8)	

上表は年別合計であるが、これを更に月別にみればその動揺は更に一層はげしい。その原因はいうまでもなく楮・三極とパルプ・マニラ麻との価格の「かねあい」であって、前者は後者によっておし出される傾向をもちながらもなお、楮・三極への根強い帰向性があることを示している。*

* 戦後の全国和紙総生産量中、常に第一位にあるものは仙貨紙であって、全体の30%以上を占めている。薄葉紙は4%~6%であって、全国的にみると極めて下位に属する。しかるに高知県についてみると、薄葉紙は60%~20%しめ塵紙類の20%~60%と共に常に1,2位を下らない(戦後前半は薄葉が多く、後半は塵紙が多い)。この傾向は、昭和12,13,14年においても同じであり、薄葉・漉紙が常に1,2位である。薄葉紙と競合する洋紙は薄模造で、これはその名の示す如く薄模造が薄葉紙に模してつくられたものである。(3号仙貨紙が競合する洋紙はザラ紙であるが、これは薄葉紙の場合と反対に、3号仙貨がザラ紙に模して作られたものである。)前述のように薄葉紙は、極めて不安定な土佐和紙のなかで常に1,2位を占めてきた。現在では薄葉紙は最も高級なものにのみ大体20%程度の三極が漉入れられる程度にすぎない。しかしながら、現在なお土佐でのみ薄葉紙の占める地位が極めて高いということは、三極を主原料とした手漉時代からの伝統に負うところが極めて大であるからではないであろうか。なんとすれば機械化されたといっても薄葉紙を漉くには特殊技術を必要とするからである。そして土佐和紙のホープである薄葉紙が戦後後半にかけて漸次その生産量が低下するという危機において、しかも丸網ヤンキーという低能率の設備をもって対洋紙との競争に立つ場合頼みとするところはたゞ質のみではないであろうか。しかも機械設備が劣悪である場合にはその質も原料の質に依存するところが極めて大だといえるのではないか。そしてこれらの事情が「三極の排除」と「三極への帰向」という矛盾となってあらわれるのではないか。そして又、それは和紙生産の二つの型、即ち静岡型=模洋紙型、高知型=模手漉型の問題、および、静岡型短網と高知型の懸吊式短網の問題にも通じるものをもっているのではないか。吾々の現在の研究の段階ではこれ以上をいうことができない。たゞ問題を提起するにとどめる。

このように戦後の和紙生産者にとっては低価格の楮・三極は極めて切実な問題となる。

然るに、ちょうどそれとは全く反対に、山の人々にとっては三極は安い。食ってゆけない程に安い。これはどういうことなのか。楮・三極の価格が価値以下だが社会的必要労働時間以上だということであろう。前述したように、日本の洋紙独占資本が輸入パルプに打勝ってパルプ市場を独占するに至る過程が、楮・三極を高いものとする過程、換言するならばこの過程こそ楮・三極が社会的必要労働時間以上であることをあらわす過程である。楮・三極の価格がその生産者ならびに和紙生産者にとって切実な問題となればなるほど、今までのように、単に増殖奨励金によって供給量を増すことによって価格を下げる。即ち楮・三極の価格を価値以下におし下げる、今一度換言すれば犠牲をすべてその生産者におしつけるということでは問題をおくえなくなる。問題は今単に楮・三極の価格の面のみにとゞまりえなくなった。問題は三極の生産性の問題であり、三極生産者をめぐる社会的、経済的構造の問題である。そのことを明かにしたものは、外でもない、独占資本そのものである。

日本の独占資本はその成立と発展の為に、山の人々を山林所有から切り離して山にしばりつけた。今、彼等はわれとわが手によってその基本的矛盾をあばき出そうとしている。

(1956年9月30日受理)